

葉山町障害者福祉計画

令和3年3月

葉山町

目 次

第1編：総論.....	1
第1章 計画の概要.....	3
1. 計画の策定にあたって.....	3
2. 障害者支援を取り巻くこれまでの流れ.....	5
3. 計画の位置づけ.....	7
4. 計画の対象.....	8
5. 計画の期間.....	10
第2章 障害のある人を取り巻く状況.....	11
1. 人口の状況.....	11
人口の推移と推計.....	11
2. 障害のある人の状況.....	12
(1) 障害のある人の推移.....	12
(2) 身体障害者の状況.....	13
(3) 知的障害者の状況.....	14
(4) 精神障害者の状況.....	14
(5) 障害支援区分の状況.....	15
3. 障害福祉サービス等の利用状況.....	16
(1) 障害福祉サービス.....	16
(2) 地域生活支援事業.....	19
(3) その他の福祉サービス.....	21
4. 障害のある子どもの教育環境.....	22
(1) 保育園等における状況.....	22
(2) 小中学校における状況.....	22
(3) 通級指導教室の状況.....	22
5. アンケート調査結果のポイント.....	23
(1) 調査の概要.....	23
(2) 調査結果のポイント.....	24
6. 葉山町自立支援協議会の役割.....	45
第2編：葉山町障害者計画.....	47
第1章 計画の基本的な考え方.....	49
計画の基本的な方向.....	49
(1) 基本理念.....	49
(2) 基本目標.....	50
第2章 計画の体系.....	53
基本目標1：このまちでいっしょに暮らそう.....	54
1-1：障害に対する正しい理解の促進.....	54
1-2：ボランティア活動の活性化.....	57
1-3：コミュニケーション支援の充実.....	59
1-4：スポーツ・レクリエーション活動の促進.....	61
基本目標2：相談しよう！利用しよう！.....	63
2-1：相談支援体制の充実.....	63
2-2：在宅福祉サービスの充実.....	66
2-3：施設等利用者への支援の充実.....	68
2-4：予防と健康づくりの充実.....	69
2-5：障害の早期発見・早期対応.....	72
2-6：権利擁護の推進.....	73
基本目標3：はたらきたい！住みたい！出かけたい！.....	75
3-1：日中活動の場の充実.....	75
3-2：暮らしの場の確保.....	77
3-3：社会参加の促進.....	79

3-4：就労支援の総合的な推進.....	81
3-5：就労環境の改善・向上.....	83
3-6：雇用の場の拡大.....	84
3-7：経済的支援の充実.....	85
基本目標4：一緒におおきくならろう.....	87
4-1：療育・保育支援の充実.....	87
4-2：特別支援教育の推進.....	88
4-3：放課後対策等の充実.....	90
4-4：発達障害のある子どもへの支援体制の充実.....	91
基本目標5：みんなが暮らしやすいまちにしよう.....	93
5-1：すべての人にやさしいまちづくりの推進.....	93
5-2：緊急時・災害時の安全の確保の推進.....	94
第3編：葉山町障害福祉計画・葉山町障害児福祉計画.....	97
第1章 計画推進の考え方.....	99
第2章 障害福祉サービスの見込み量.....	99
1. 自立支援給付.....	99
自立支援給付の見込み量.....	99
1 訪問系サービス.....	99
自宅での暮らしを支援するサービス.....	99
外出を支援するサービス.....	101
家族を支援するサービス.....	103
2 日中活動系サービス.....	104
日中の活動を支援するサービス.....	104
自立や働くことを支援するサービス.....	105
3 居住系サービス.....	109
入所施設を暮らしの場として支援するサービス.....	109
4 指定相談サービス.....	111
2. 地域生活支援事業.....	113
地域生活支援事業の見込み量.....	113
1 必須事業.....	113
2 任意事業.....	118
第3章 障害児支援事業の見込み量（障害児福祉計画）.....	121
障害児支援.....	121
障害児支援事業の見込み量.....	121
障害児通所支援.....	121
第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の目標値.....	126
第5章 サービスの確保策.....	133
第4編：計画の推進体制.....	135
第1章 計画の推進体制.....	137
1. 計画の周知と住民の理解促進.....	137
2. 庁内における進捗評価の体制.....	137
3. 地域ネットワークの強化.....	138
4. 計画の点検・管理体制.....	138
5. 国・県との連携.....	139
第2章 進捗評価の仕組み.....	140
第5編：資料編.....	141
1. 葉山町障害者福祉計画策定委員会規則.....	143
2. 葉山町障害者福祉計画策定委員会委員名簿.....	144
3. 葉山町障害者福祉計画策定経過.....	145

第 1 編：総論

第1章 計画の概要

1. 計画の策定にあたって

葉山町の障害のある人を取り巻く状況は日々変化し、障害のある人や介護者の高齢化、障害の重度化や重複化などとあいまって、障害者施策へのニーズも多種・多様化しています。

国では、障害者基本法において、市町村は当該市町村における障害のある人の状況等を踏まえ、障害者施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとしています。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」においては、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めることとしています。

町では、平成12年に「葉山町障害者福祉計画」を策定し、その後、ニーズの変化や制度改革に伴い、改訂や見直しを繰り返し、平成24年3月には基本計画である「葉山町障害者計画」と市町村障害福祉計画である「葉山町障害福祉計画」を一体的にまとめた「葉山町障害者福祉計画」を、平成30年3月には「葉山町障害児福祉計画」を策定し、「障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を目指して、障害者施策の推進を図ってきました。

令和2年度は、「葉山町障害者計画」及び「葉山町障害福祉計画」、「葉山町障害児福祉計画」が計画期間の満了を迎えます。すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念などを前提に、これまでの基本理念や取り組みを継承しつつ、葉山町障害者福祉に関するアンケート調査の結果や葉山町自立支援協議会の意見・提案を踏まえ、葉山町障害者福祉計画策定委員会で審議を重ね、新たな「葉山町障害者福祉計画」を策定し、「障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり」の実現を引き続き目指してまいります。

町では、平成 24 年 3 月に策定した「葉山町障害者福祉計画」において、可能な限り「障害者」という表現に替えて「障害のある人」という表現を使っています。

「障害」という言葉には否定的な意味合いが強く含まれ、これを避けるために「障碍者」あるいは「障がい者」という表現を使っている例もみられますが、この課題の根幹には単に表記の方法にとどまらない問題が含まれていると思われるため、町が単独で表現方法を変えることでよしとするのではなく、計画の推進を通じて「障害者」に替わる適当な表現を作り出すこと、もしくは「障害」という言葉に含まれる否定的な意味合いを払拭することについて問題提起をしていくために、「障害のある人」という表現を使っています。

本計画においても、国の法令などに基づく制度や基本指針、固有名詞や町民からいただいたご意見などの表記を除き、引き続き、可能な限り「障害のある人」という表現を使用することとします。

2. 障害者支援を取り巻くこれまでの流れ

○障害者の権利宣言

昭和 50 年（1975 年）国連総会において「障害者の権利宣言」が採択されると、我が国においてもノーマライゼーションの理念が紹介され、地域福祉対策に転換することへの要望が高まりはじめました。しかし、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きることこそノーマル（あたり前）である」とするノーマライゼーションの思想は、これまでの“社会福祉の対象としての障害のある人”に対する考え方に大きな転換を求めるものであり、当初は権利宣言が広く理解されるまでには至りませんでした。

○障害者基本法

平成 5 年には、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、「国連障害者の十年」の国内行動計画として策定された「障害者対策に関する長期計画」を改正し、同年 12 月には、昭和 45 年に制定した「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」として大幅改正しました。これにより障害のある人の自立と社会参加の理念を打ち出すとともに、精神障害のある人を医療の対象としての「患者」から、生活面、福祉面の施策の対象である「障害者」としてはじめて位置づけました。

障害のある人の「完全参加と平等」を目指すことが明らかにされたことや法律の対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者であることが明記され、さらに難病患者までを含んだ総合的な施策のための障害者基本計画の策定が法的に位置づけられました。

○支援費制度

福祉ニーズの増大と多様化に対応するため社会福祉基礎構造改革が進められ、平成 12 年に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、障害福祉サービスについても利用者の立場に立った制度を構築するため、平成 15 年 4 月から「支援費制度」が導入されました。

「支援費制度」は、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障害のある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みであり、サービスの利用者数は飛躍的に増加し、サービス量の拡充が図られました。

○障害者自立支援法

支援費制度のもとサービスの拡充が図られてきた一方で、ホームヘルプサービス等の実施や相談支援体制の整備については、地域による格差、精神障害のある人に対するサービスが不十分といった課題があり、その他にも入所施設から地域への移行、就労支援等の新たな課題への対応等が求められていました。

こうした状況に対応して、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目指し、平成 17 年 10 月に「障害者自立支援法」が成立し、平成 18 年 4 月（一部は 10 月）から施行されました。

福祉施設や事業体系の抜本的な見直しとあわせて、サービス体系全般の見直しが行われ、必要な障害福祉サービスや相談支援等が、地域において計画的に提供されるように、各種事業を推進していくことになりました。

また平成 17 年には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害などの発達障害のある人の支援体制を定めた「発達障害者支援法」が施行されました。

○障害者基本法の改正

平成 18 年に国連において採択された「障害者の権利に関する条約」の締結（日本政府は平成 19 年に署名）に向けた国内法の整備とあわせて、障害者に係る制度の集中的な改革を行う一環として、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」の一部が改正されました。これにより、すべての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念が明示され、障害者の定義の見直し（「個人の機能障害に原因があるもの」とする「医学モデル」から『障害』（機能障害）及び『社会的障壁』（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」に転換し、加えて社会的障壁の除去を必要とする障害のある人に対し、必要かつ合理的な配慮がされなければならないと規定されました）や、基本施策として“療育”や“消費者保護”、“司法手続における配慮”などが新設されました。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

平成 24 年 6 月に「障害者自立支援法」は名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められました。

平成 30 年 4 月に施行された障害者総合支援法では、障害のある人が住み慣れた地域で生活するために必要な支援を強化する目的で、「障害のある人が望む地域生活の支援」「障害のある子どものニーズの多様化への対応」「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」の 3 つの柱を中心に改正が行われました。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）

平成 12 年に開始された成年後見制度は、判断能力の不十分な方の権利や財産を法律面や生活面から保護し、支援するための重要な仕組みですが、十分に利用されていない状況です。

そこで、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「成年後見制度利用促進法」が平成 28 年 5 月に施行されました。

○児童福祉法の改正

平成 28 年 6 月に障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、「児童福祉法」が改正されました。これにより、市町村は「障害児福祉計画」を策定し、障害児通所支援並びに障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めることとなりました。

○社会福祉法等の一部を改正する法律

地域共生社会の実現を図るため、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和 3 年 4 月より施行されます。

3. 計画の位置づけ

○計画の位置づけ

「葉山町障害者福祉計画」は、「葉山町障害者計画」、「葉山町障害福祉計画」、「葉山町障害児福祉計画」の3つの計画を一体的にまとめたものとなっています。

「葉山町障害者計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、障害者施策の推進にあたり基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者福祉に関わる行政運営の指針とするものです。

「葉山町障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として、「葉山町障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけられ、障害児者への福祉サービスの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定めた計画となっています。

また、町の「第四次葉山町総合計画」を基本とし、国や県の障害者計画に則したものとするとともに「葉山町地域福祉推進プラン」などの各種計画との整合性を図ります。

<葉山町障害者計画>

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」に相当するもので、町における障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。

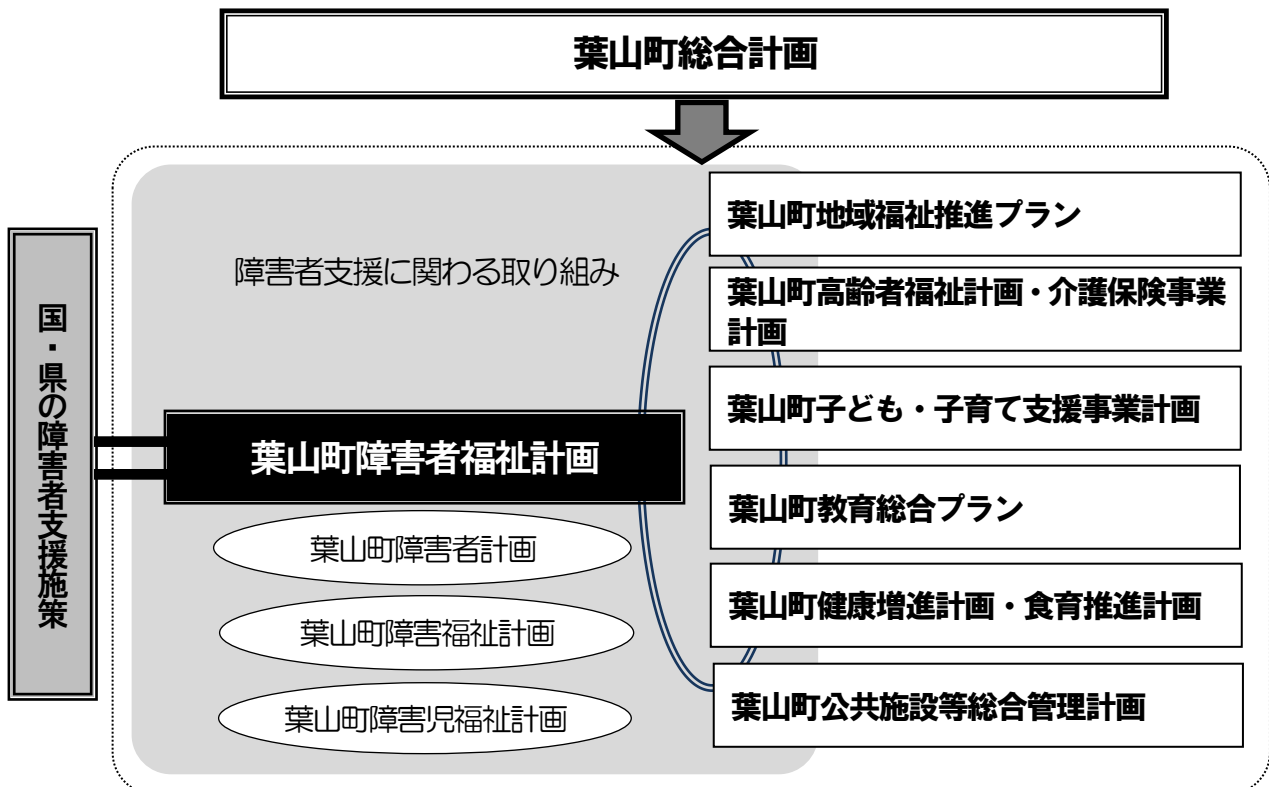
<葉山町障害福祉計画>

障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」に相当するもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

<葉山町障害児福祉計画>

児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するもので、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

○諸計画の関係



4. 計画の対象

この計画では、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）で規定されている障害のある人への対応を直接的な対象としつつ、心身機能に障害を感じ、社会的な対応を必要とする人への対応を広く視野に入れた計画とします。

また、障害福祉の問題は、障害のある人だけの問題ではなく、わが身にあてはめて、障害のある人を取り巻く社会の一員として、だれもが認識しなければならないことです。この計画は、「障害のある人のための計画」であることは言うまでもありませんが、町内に居住、勤務又は通学する人、町内で事業を営む人など多くの町民の皆さんに理解・協力していただくことも目指しています。

【参考】

○障害者基本法（昭和 45 年法律第 48 号）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) (略)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

第 4 条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者(発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち 18 歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう。

3 (略)

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 4 条 この法律で、児童とは、満 18 歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

(1)～(3) (略)

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

○発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）

第 2 条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち 18 歳未満のものをいう。

3 （略）

5. 計画の期間

障害者計画の計画期間は、第四次葉山町総合計画後期基本計画との整合性を図るため、変則的に令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）までの4年間とします。

障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和5年度（2023年度）を目標年度とする3年間とします。

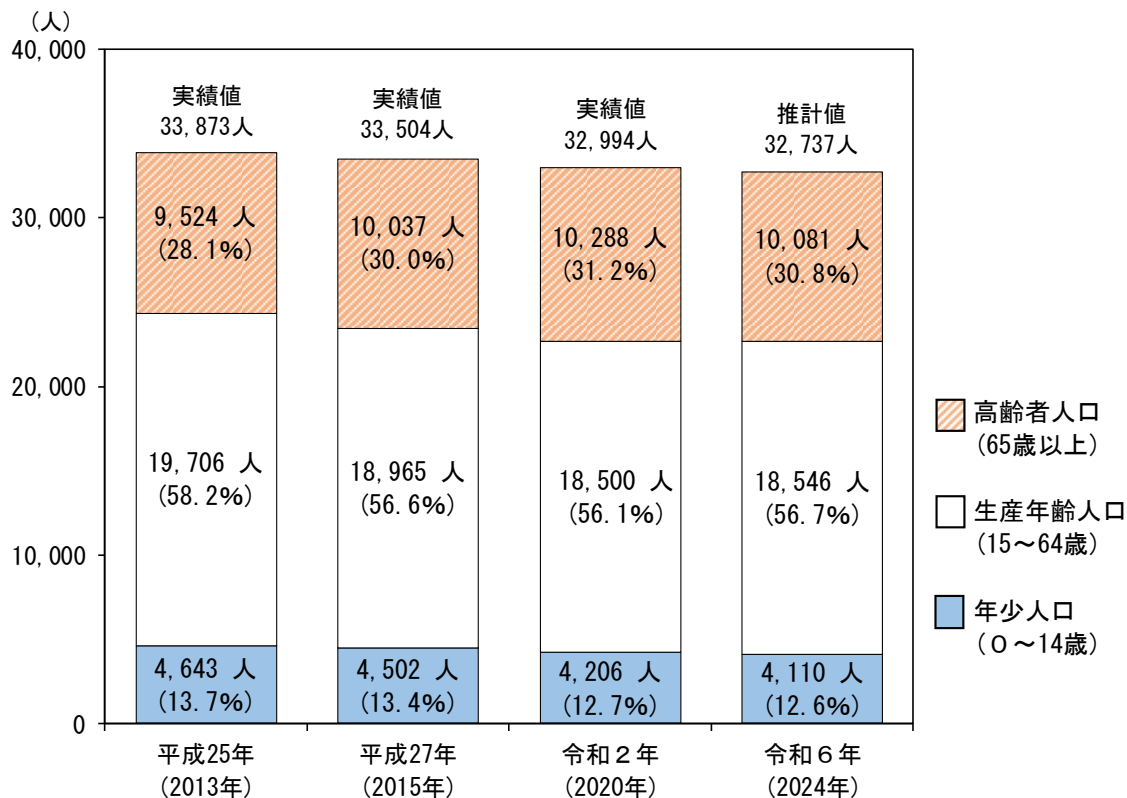
また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとします。

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
障害者計画	6年間						4年間			
障害福祉計画	4期			5期			6期			
障害児福祉計画				1期			2期			
総合計画基本構想	10年間									
総合計画基本計画	6年間(前期)						4年間(後期)			

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1. 人口の状況

人口の推移と推計



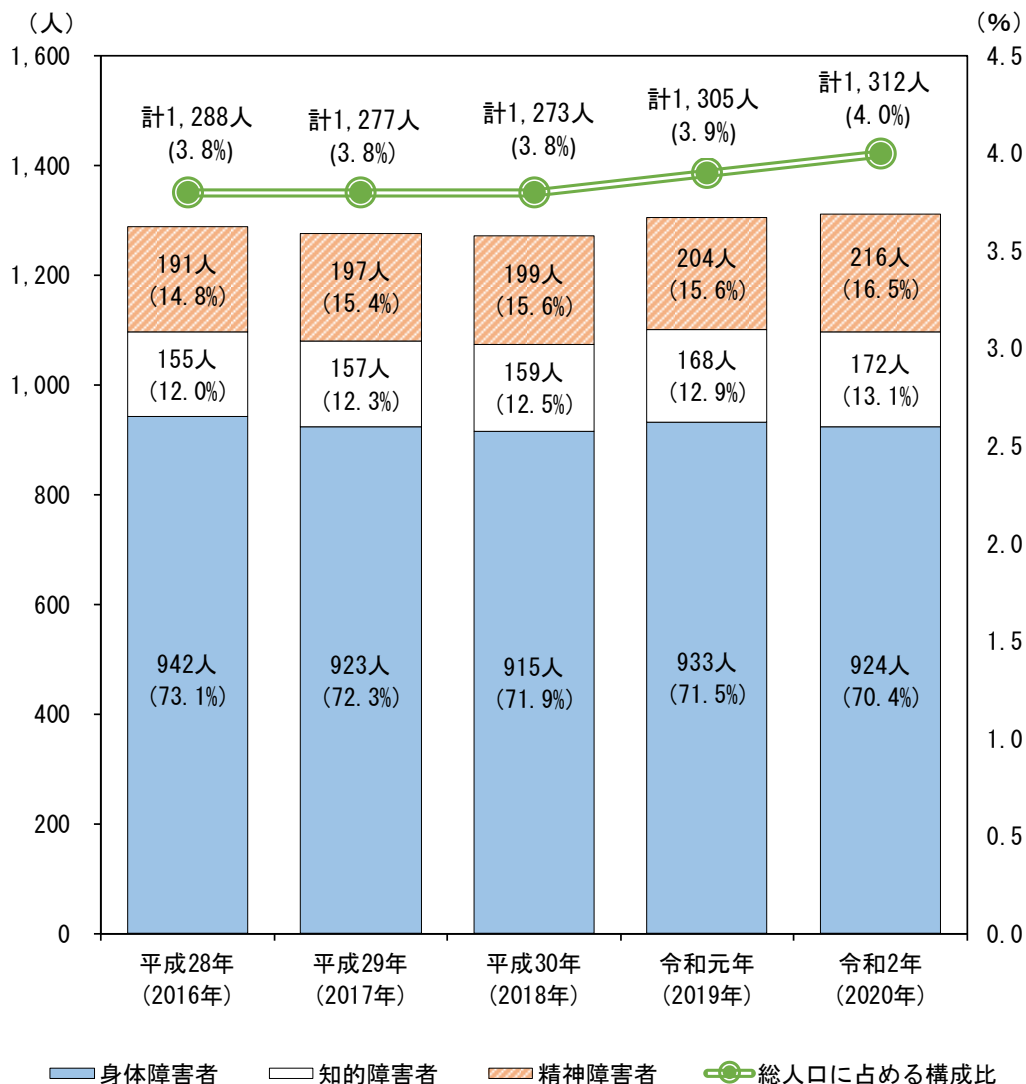
※令和6年は、平成27年と令和2年の住民基本台帳人口を基礎としたコーホート法による推計値
(各年1月1日現在)

※構成比は小数第2位を四捨五入しており、計数の合計は100%にならないことがある

第四次葉山町総合計画における将来の人口に対する基本的な考え方については、人口は減少していくことは受け入れつつも、その減少を最小限に抑えながら、人口構成のバランスに配慮し、若い世代の転入・定住者を増やす取り組みを計画的に実施することなどにより、可能な限り現在の人口である約33,000人を維持していくことを目指すとしています。

2. 障害のある人の状況

(1) 障害のある人の推移



※葉山町福祉課調べ(各年4月1日現在)

※構成比は小数第2位を四捨五入しており、計数の合計は100%にならないことがある

平成28年から令和2年までの障害のある人の推移（身体障害者：身体障害者手帳所持者、知的障害者：療育手帳所持者、精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者）をみると、3障害の合計数は令和元年度以降増加傾向にあり、平成30年の1,273人から令和2年には1,312人と、39人の増加となっています。障害のある人が総人口に占める割合をみても、平成30年の3.8%から、令和2年には4.0%とわずかながら高くなっています。

障害別にみると、身体障害者は年によって増減がありますが、知的障害者、精神障害者は年々増加しています。

各年とも身体障害者が最も多く、障害者全体の7割前後を占めていますが、身体障害者が占める割合は減少し、知的障害者、精神障害者の占める割合が増えています。

(2) 身体障害者の状況

障害種別	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年
視覚障害	49 人	57 人	57 人	58 人	53 人
聴覚障害	76 人	71 人	66 人	72 人	87 人
音声・言語障害	1 人	1 人	2 人	1 人	4 人
肢体不自由	457 人	442 人	434 人	433 人	412 人
内部障害	359 人	352 人	356 人	369 人	368 人
合 計	942 人	923 人	915 人	933 人	924 人

※葉山町障害者台帳(各年4月1日現在)

障害等級	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年
1 級	366 人	363 人	364 人	359 人	355 人
内 18 歳未満	2 人	3 人	5 人	5 人	5 人
2 級	148 人	141 人	137 人	144 人	141 人
内 18 歳未満	1 人	3 人	3 人	0 人	1 人
3 級	137 人	129 人	132 人	140 人	133 人
内 18 歳未満	5 人	3 人	5 人	5 人	4 人
4 級	199 人	195 人	190 人	193 人	199 人
内 18 歳未満	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人
5 級	41 人	45 人	47 人	47 人	44 人
内 18 歳未満	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
6 級	51 人	50 人	45 人	50 人	52 人
内 18 歳未満	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合 計	942 人	923 人	915 人	933 人	924 人
内 18 歳未満	9 人	11 人	14 人	11 人	11 人

※葉山町障害者台帳(各年4月1日現在)

身体障害者手帳は、障害の程度により、1 級が最重度にあたり、6 級までの区分があります。

身体障害者の障害種別や等級の内訳をみると、障害種別においては内部障害が増加傾向を示しています。

等級については、6 級が増加傾向を示していますが、身体障害者に占める割合としては各年とも 1 級の占める割合が最も高くなっています。

(3) 知的障害者の状況

障害程度	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年
A 1	42 人	40 人	42 人	39 人	37 人
内 18 歳未満	7 人	9 人	11 人	9 人	9 人
A 2	29 人	30 人	27 人	27 人	29 人
内 18 歳未満	6 人	4 人	3 人	3 人	5 人
B 1	36 人	36 人	42 人	41 人	39 人
内 18 歳未満	4 人	4 人	6 人	9 人	9 人
B 2	48 人	51 人	53 人	61 人	67 人
内 18 歳未満	25 人	23 人	21 人	26 人	32 人
合 計	155 人	157 人	164 人	168 人	172 人
内 18 歳未満	42 人	40 人	41 人	47 人	55 人

※葉山町障害者台帳(各年4月1日現在)

療育手帳には、障害の程度により、A 1（最重度）、A 2（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の区分があります。

知的障害者の障害の程度についてみると、B 2（軽度）は増加傾向にあります。

(4) 精神障害者の状況

障害等級	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年
1 級	38 人	37 人	37 人	36 人	28 人
2 級	113 人	119 人	114 人	117 人	130 人
3 級	40 人	41 人	48 人	51 人	58 人
合 計	191 人	197 人	199 人	204 人	216 人

※神奈川県精神保健福祉センター「精神保健福祉の現状」(各年3月31日現在)

精神障害者保健福祉手帳には、障害の程度により、1 級が最重度にあたり、3 級までの区分があります。

精神障害者保健福祉手帳所持者についてみると、1 級は減少しているものの全体的には増加傾向にあります。

(5) 障害支援区分の状況

障害支援区分あり	区分なし	合計
98人	97人（内児童52人）	195人

障害支援区分	区分別計	比率
区分1	1人	1.0%
区分2	17人	17.3%
区分3	25人	25.5%
区分4	18人	18.4%
区分5	18人	18.4%
区分6	19人	19.4%
合計	98人	100%

（令和2年3月31日現在）

障害者自立支援制度では、サービスを利用する前に、障害者の心身の状態を表す「障害支援区分^{※1}」を認定します。

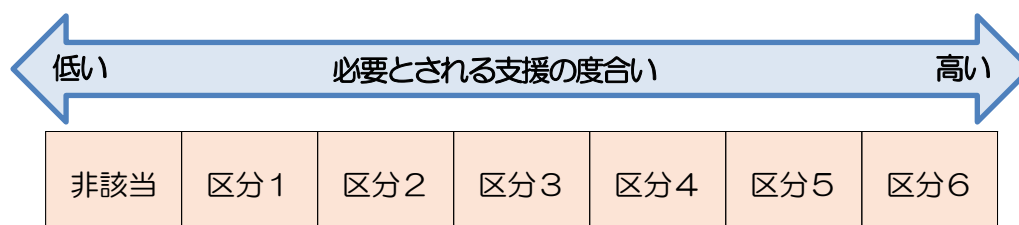
令和2年3月31日現在の障害支援区分の有無をみると、サービスの支給決定を受けている人の内、区分ありが98人、区分なしが97人となっています。

障害支援区分の内訳をみると、区分3が多く、区分1が少ない状況となっています。

※1 障害支援区分

障害者自立支援制度サービスを利用するためには、市町村の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。

「障害支援区分」とは障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すものであり、その度合いに応じ、区分1から区分6までの6段階で認定されます。



「障害支援区分」は障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となります。

利用者は指定特定相談事業者が作成した「サービス等利用計画案」を市町村に提出。市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。

支給決定された後に「指定特定相談支援事業者」のサービス担当者会議を経て、サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成、サービス利用が開始されます。

3. 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービス

①自立支援給付・障害児通所支援

介護給付・訓練等給付サービスの利用実績は次のとおりです。

○訪問系サービス

自宅での暮らしを支援する訪問系サービスの利用実績は次のとおりです。

サービスの種類	支給決定者数	利用者数	利用実績
居宅介護※	19人	14人	174.75時間
身体介護	7人	4人	83時間
家事援助	14人	11人	85.75時間
通院等介助（身体介護あり）	5人	2人	6時間
通院等介助（身体介護なし）	0人	0人	0時間
通院等乗降介助	0人	0人	0回
重度訪問介護	1人	0人	0時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	0時間
同行援護	2人	2人	29時間
行動援護	1人	0人	0時間
短期入所	26人	8人	34人日

※重複して利用可能なため、人数は内訳の総数と異なる。

（令和2年3月実績）

○日中活動系サービス

自立や就労の支援、昼間の活動を支援する日中活動系サービスの利用実績は次のとおりです。

サービスの種類	支給決定者数	利用者数	利用実績
療養介護	2人	2人	62人日
生活介護	55人	52人	984人日
自立訓練（機能訓練）	2人	2人	22人日
自立訓練（生活訓練）	1人	1人	18人日
就労移行支援	4人	4人	84人日
就労継続支援（A型）	8人	8人	158人日
就労継続支援（B型）	42人	40人	632人日
就労定着支援	6人	6人	6人日

（令和2年3月実績）

○居住系サービス

住まいの場での生活を支援する居住系サービスの利用実績は次のとおりです。

サービスの種類	支給決定者数	利用者数	利用実績
施設入所支援	14人	14人	431人日
共同生活援助	27人	21人	521人日
自立生活援助	0人	0人	0人日

(令和2年3月実績)

○指定相談サービス

自立した日常生活や社会生活を送るための指定相談サービスの利用実績は次のとおりです。

サービスの種類	支給決定者数	利用者数
計画相談支援（サービス等利用計画の作成）	144人	25人
地域相談支援（地域移行支援）	0人	0人
地域相談支援（地域定着支援）	0人	0人

(令和2年3月実績)

○障害児通所支援

障害児の日常生活における基本動作や生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流等を促進する障害児通所支援の利用実績は次のとおりです。

サービスの種類	支給決定者数	利用者数
児童発達支援・放課後等デイサービス	46人	46人
障害児支援利用計画作成	46人	26人

(令和2年3月実績)

②自立支援医療

自立支援医療とは、心身の障害を取り除いたり、軽くするための医療で、3つの種類があり、利用実績は、次のとおりです。

サービスの種類	サービス内容	利用者数
更生医療	身体障害のある人の障害の程度を軽くしたり、手術などで取り除くことで、日常生活や生活能力を高めたりするための医療です	37人/年
育成医療	身体障害のある18歳未満の人の障害の程度を軽くしたり、手術などで取り除くことで、日常生活での能力を高めたりするための医療です	4人/年
精神通院医療	精神障害や、それを原因とする病気（てんかんなど）があり、継続的に通院して治療を行う必要がある人のための医療です	387人/年

(令和元年度年間利用分)

③補装具費の支給

補装具費の支給実績は、次のとおりです。

サービスの種類	サービス内容	利用者数
補装具費支給	障害児者の失われた部位や障害のある部位を補い、日常生活を容易にするための補装具の購入費または修理費を支給します	68人/年 (購入42人) (修理26人)

(令和元年度年間利用分)

対象となる補装具の例

障害の種類	補装具の例
視覚障害	盲人安全杖・義眼・眼鏡
聴覚障害 (軽度・中等度難聴含む)	補聴器、補聴援助システム
音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由	義手・義足・装具・車椅子・電動車椅子・歩行器・座位保持装置・歩行補助杖(T字杖を除く)・座位保持椅子・起立保持具・排便補助具・頭部保持具
内部障害	車椅子・電動車椅子

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の利用実績は、次のとおりです。

① 相談支援事業

障害のある人が、相談支援機関である支援センター皿と葉山町こころの相談室ポートに相談した実績は次のとおりです。

サービスの種類	相談対応種別	利用者数
支援センター皿	身体障害、知的障害	延 3,941 人/年
葉山町こころの相談室ポート	精神障害	延 970 人/年

(令和元年度年間利用分)

② 意思疎通支援事業

聴覚障害等のある人に対し、情報保障をするために令和元年度から、手話通訳者は週4日配置となっています。手話通訳者派遣事業の実績は次のとおりです。

サービスの種類	内容	利用者数	利用実績
手話通訳者	病院受診や行政サービスの利用、成人式などのイベントに手話通訳者を派遣します	20 人	14 回/年

(令和元年度年間利用分)

③ 日常生活用具給付事業

日常生活にかかる用具を給付した実績は次のとおりです。

サービスの種類	内容	利用者数
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット、移動用リフトなどが該当になります	0 件/年
自立生活支援用具	入浴補助用具や杖、頭部保護帽、聴覚障害者用屋内信号装置などが該当になります	3 件/年
在宅療養等支援用具	透析液加温器やネブライザー（吸引器）、盲人用体温計（音声式）などが該当になります	4 件/年
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具や点字ディスプレイ、聴覚障害者用通信装置などが該当になります	5 件/年
排せつ管理支援用具	ストーマ装具、紙オムツ、収尿器が該当になります	111 件/年
居宅生活動作補助用具 (在宅改修費)	在宅改修費が該当になります	0 件/年

(令和元年度年間利用分)

④移動支援事業

障害のある人の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際、移動支援を行った実績は次のとおりです。

サービスの種類	利用者数	利用回数
移動支援事業	23人	321時間/月

(令和2年3月実績)

⑤地域活動支援センター事業

障害のある人が通所し、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る場所です。就労による通所が困難な人でも、居場所として通うことができます。

町では1カ所、葉山町こころの相談室ポートが開所しています。

葉山町こころの相談室ポートの実績は次のとおりです。

サービスの提供	利用者数	利用回数
葉山町こころの相談室ポート	82人	延4,331人/年

(令和元年度年間利用分)

⑥日中一時支援事業

障害のある人を日中に一時的に支援する事業です。家族の休息のために、利用を検討する人や申請している人が継続的にいます。

サービスの種類	利用者数	利用回数
日中一時支援事業	2人	5回

(令和元年度年間利用分)

⑦訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な重度障害者に入浴車が訪問し、入浴サービスを行います。

サービスの種類	利用者数	利用回数
訪問入浴サービス	1人	30回

(令和元年度年間利用分)

(3) その他の福祉サービス

障害者総合支援法とは別に町が独自に実施するサービスの利用実績は、次のとおりです。

サービスの種類	内容	利用者数	備考
雇用報酬金支給事業	障害のある人を雇用する事業者に雇用報奨金を支給します	4人	4事業所
住宅設備改良費補助事業 ※国・県補助あり	重度障害者の在宅生活を支援するため、住宅改良費用を助成します	1人	<ul style="list-style-type: none"> ・外階段幅拡幅、手すり取付工事 ・手すり設置 ・階段落下防止扉設置工事 ・玄関、トイレ、廊下、洗面の手すり設置工事
重度障害者燃料費助成事業	重度障害者の社会参加促進を図るため、燃料費の助成又はタクシー券を交付します	209人	102/月
重度障害者タクシー券交付事業		399人	24枚/年 (1枚600円)
障害児者通所交通費支給事業	経済的負担軽減を図るため、障害者施設の通所に係る交通費を助成します	80人	48施設
障害者福祉施設利用者助成事業	障害者施設のグループホームに入居している障害者に対し家賃の一部を助成します	22人	月額10,000円(上限)
重度障害者医療助成事業 ※県補助あり	経済的負担軽減を図るため、重度障害者の医療費(自己負担分)を助成します	365人	【対象者】 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1、2級 ・身体3級かつ知能指数50以下 ・知能指数35以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ただし、65歳以上で重度障害になった人は除きます

(令和元年度年間利用分)

4. 障害のある子どもの教育環境

(1) 保育園等における状況

町内の保育園等の障害児数は次のとおりです。

		平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年
保育園	施設数	5 施設	5 施設	6 施設	6 施設	6 施設
	障害児数	2 人	2 人	2 人	2 人	1 人
障害児通園施設 (たんぽぽ教室)	施設数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
	通園児数	22 人	24 人	24 人	31 人	25 人

※子ども育成課(各年4月1日現在)
(令和2年のたんぽぽ教室はコロナウイルスの感染拡大防止で休止したため、6月の実数)

(2) 小中学校における状況

町内の小中学校の特別支援学級の状況は次のとおりです。

特別支援学級		平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年
小学校 (4校)	学級数	11 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	12 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	11 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	11 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	11 ｸﾞﾙｰﾌﾟ
	在籍者数	46 人	49 人	55 人	61 人	60 人
	職員数 (内常勤者数)	28 人 (13 人)	28 人 (14 人)	36 人 (14 人)	36 人 (15 人)	41 人 (15 人)
中学校 (2校)	学級数	4 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	6 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	6 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	6 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	7 ｸﾞﾙｰﾌﾟ
	在籍者数	15 人	23 人	23 人	24 人	28 人
	職員数 (内常勤者数)	9 人 (5 人)	13 人 (7 人)	14 人 (7 人)	17 人 (9 人)	17 人 (8 人)

※学校教育課(各年5月1日現在)

(3) 通級指導教室の状況

町内の通級指導教室の在籍者通級児数は次のとおりです。

		平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年
言語障害 通級指導教室	通級児数	43 人	42 人	42 人	41 人	42 人
	職員数	3 人	4 人	4 人	4 人	4 人

※学校教育課(各年4月1日現在)

5. アンケート調査結果のポイント

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

この調査は、葉山町障害者福祉計画の策定や施策推進の基礎資料として、町民の皆さまの障害や障害のある人に対する意識、今後の障害者施策に対する意向などを把握することを目的に実施しました。

2) 調査の方法

調査対象者と抽出方法

- ◎障害のある人：町内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人及び精神障害者自立支援医療の受給者の人
- ◎一般町民：町内在住の18歳以上の町民から無作為に抽出した300人
- ◎事業所：葉山町に届出・登録のある障害福祉サービス事業所

調査時期

令和2年7月3日～7月17日

調査方法

郵送による配布・回収

3) 回収状況

	発送数	回収数	回収率
障害のある人	1,433	684	47.7%
身体障害者手帳の所持者	892	434	48.7%
療育手帳の所持者	171	73	42.7%
精神障害者保健福祉手帳の所持者	207	82	39.6%
自立支援医療の受給者 (精神障害者保健福祉手帳所持者は除く)	196	95	48.5%
一般町民	300	150	50%
事業所	100	46	46%

※手帳や自立支援医療を重複で所持している人がいるため、発送数は延べ数となっています。

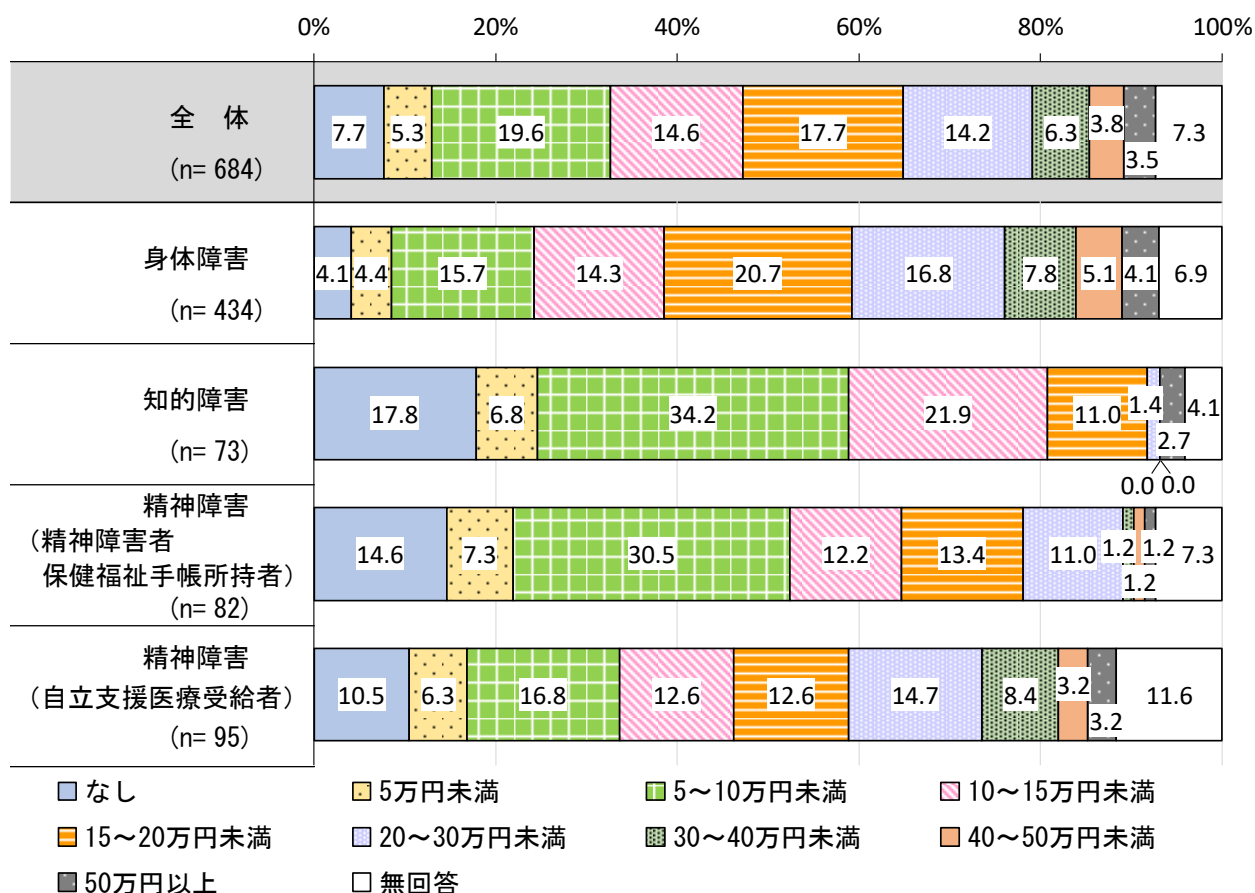
4) 調査結果の表記に関する注意事項

- ・調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも見た目の合計が必ずしも100%になるとは限りません。
- ・複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の%を算出しているため、合計が100%を超えることがあります。
- ・図表中のnは回答者数を示しています。
- ・図表中ではスペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

(2) 調査結果のポイント

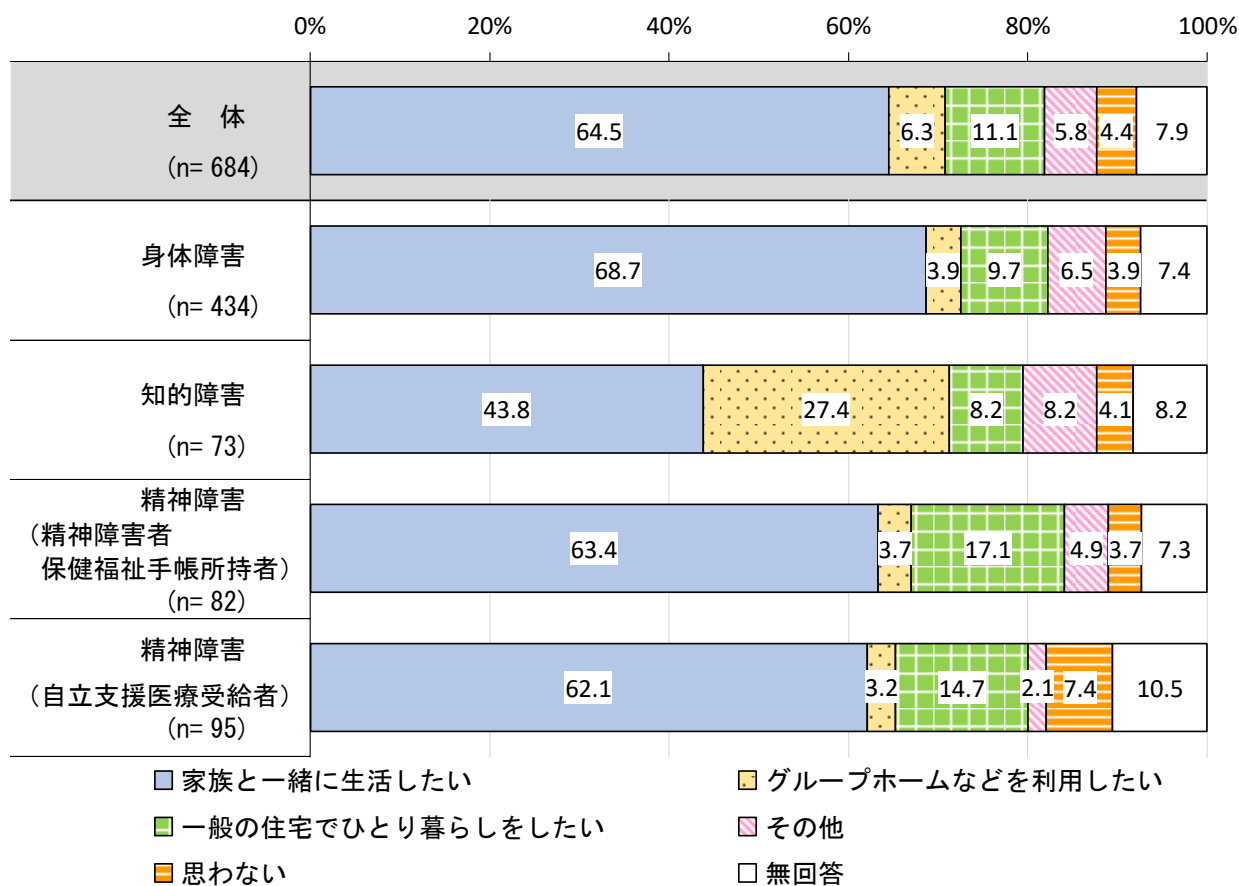
1) 障害のある人調査

◎月収について（障害のある人調査）



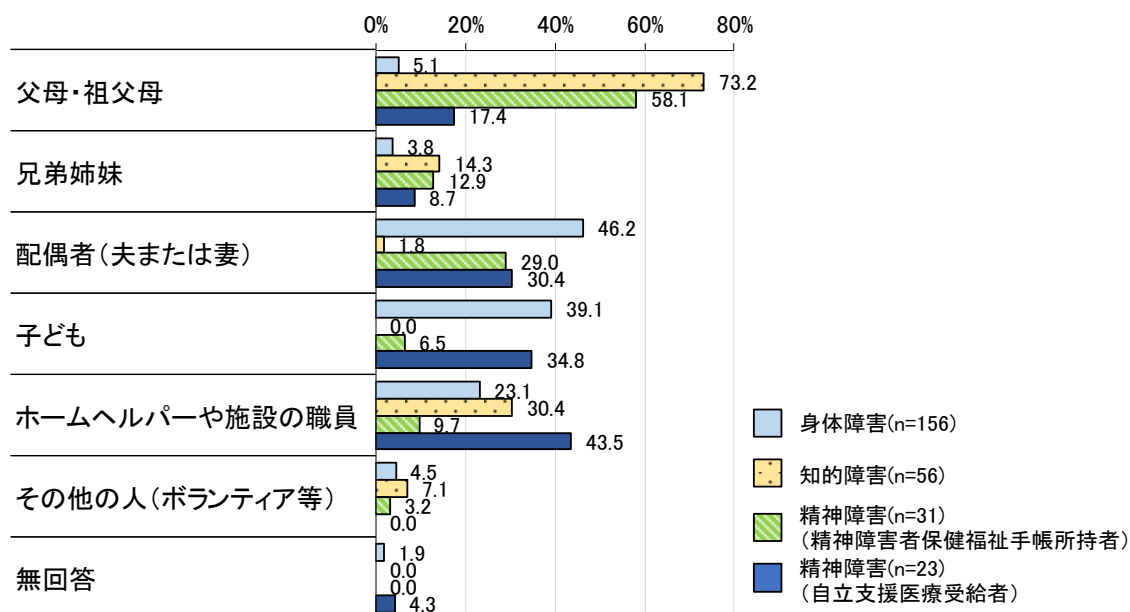
☆月収は、身体障害では「15~20万円未満」が約2割。知的障害、精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）、精神障害（自立支援医療受給者）では「5~10万円未満」が高く、知的障害では「なし」という回答が17.8%となっています。

◎地域での生活意向について（障害のある人調査）



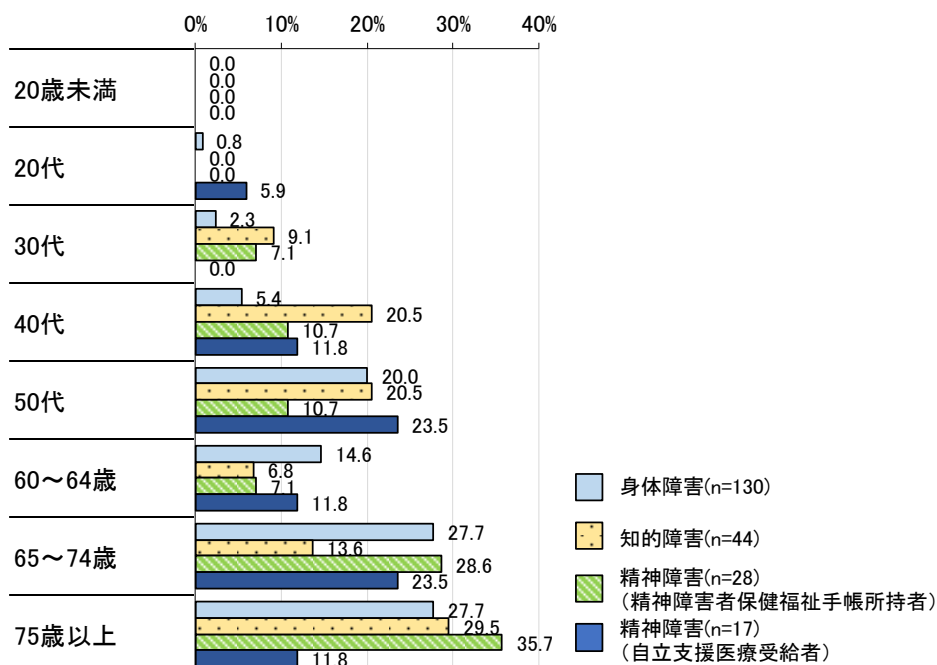
☆いずれの障害においても、将来も「家族と一緒に暮らしたい」という意向が強いものの、知的障害では「グループホームなどを利用したい」、精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）では「一般の住宅でひとり暮らしをしたい」という回答も少なくありません。

◎主な介助者（障害のある人調査）



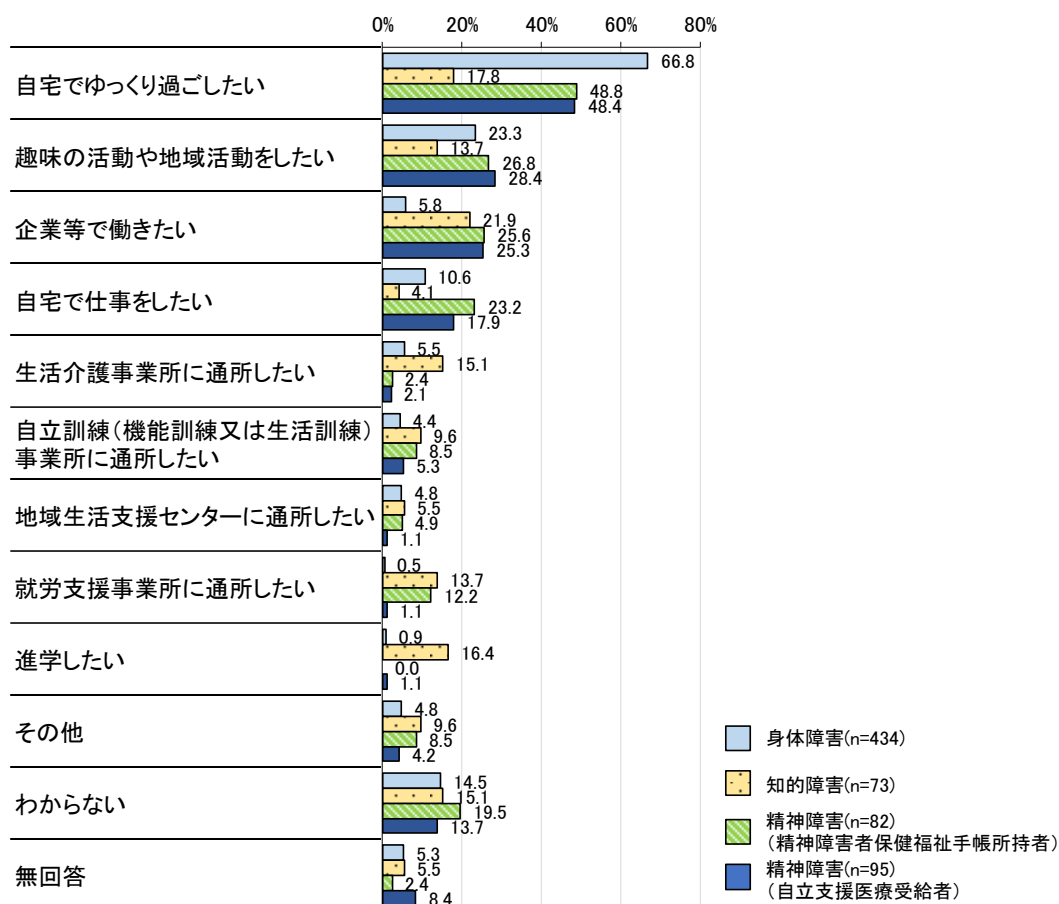
☆主な介助者をみると、身体障害では「配偶者」、知的障害、精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）では「父母・祖父母」、精神障害（自立支援医療受給者）では「ホームヘルパーや施設の職員」が最も高くなっています。知的障害、精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）では「兄弟姉妹」の割合が他の障害種別に比べて高くなっています。

◎主な介助者の年齢（障害のある人調査）



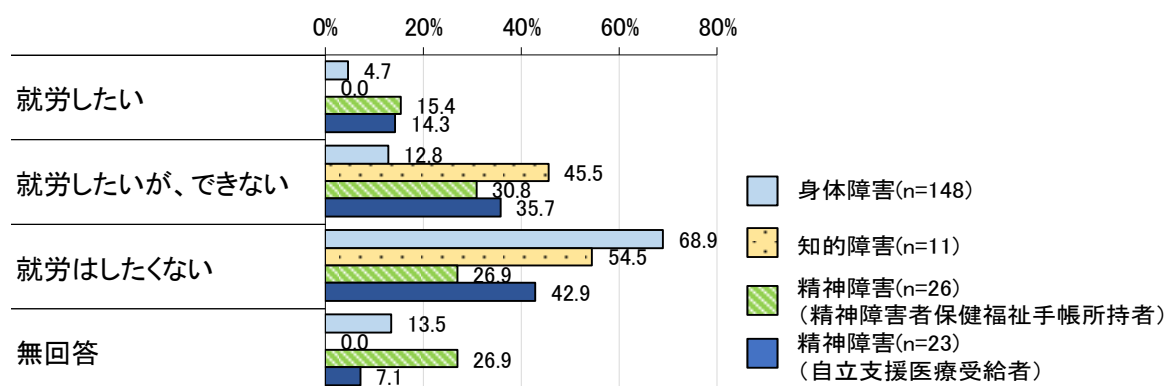
☆介助してくれる家族の中で特に中心となっている方の年齢は、「65～74歳」と「75歳以上」を合わせた『65歳以上』の割合が高く、身体障害で5割以上、知的障害で4割、精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）で6割、精神障害（自立支援医療受給者）でも3割を超えています。

◎5年後の過ごし方について（障害のある人調査）



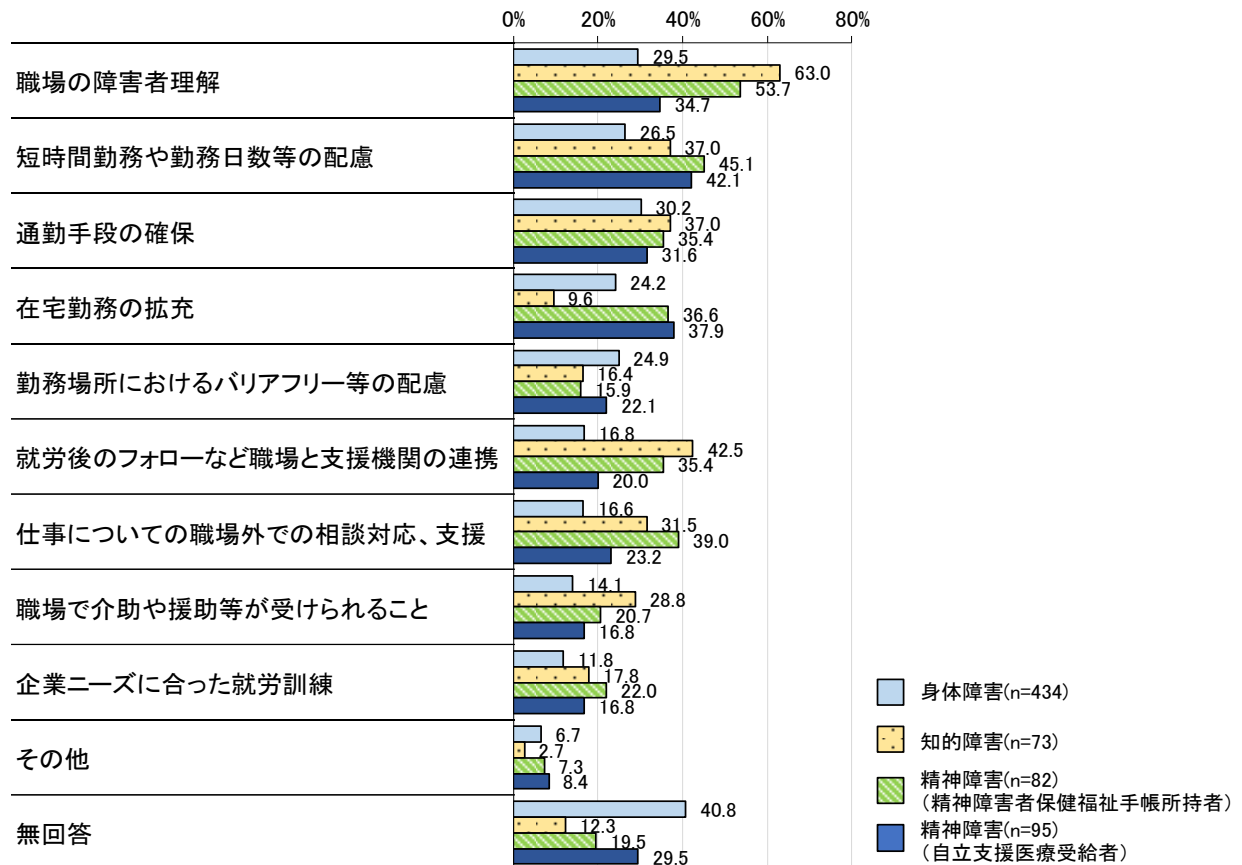
☆5年後の暮らし方の希望としては、回答者に高齢者が多いこともあり、身体障害では「自宅でゆっくり過ごしたい」が6割台半ばを超えています。精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）、精神障害（自立支援医療受給者）では年齢も若く月収も少ないことから「企業等で働きたい」が25%以上を占めています。

◎今後の就労意向について（障害のある人調査）



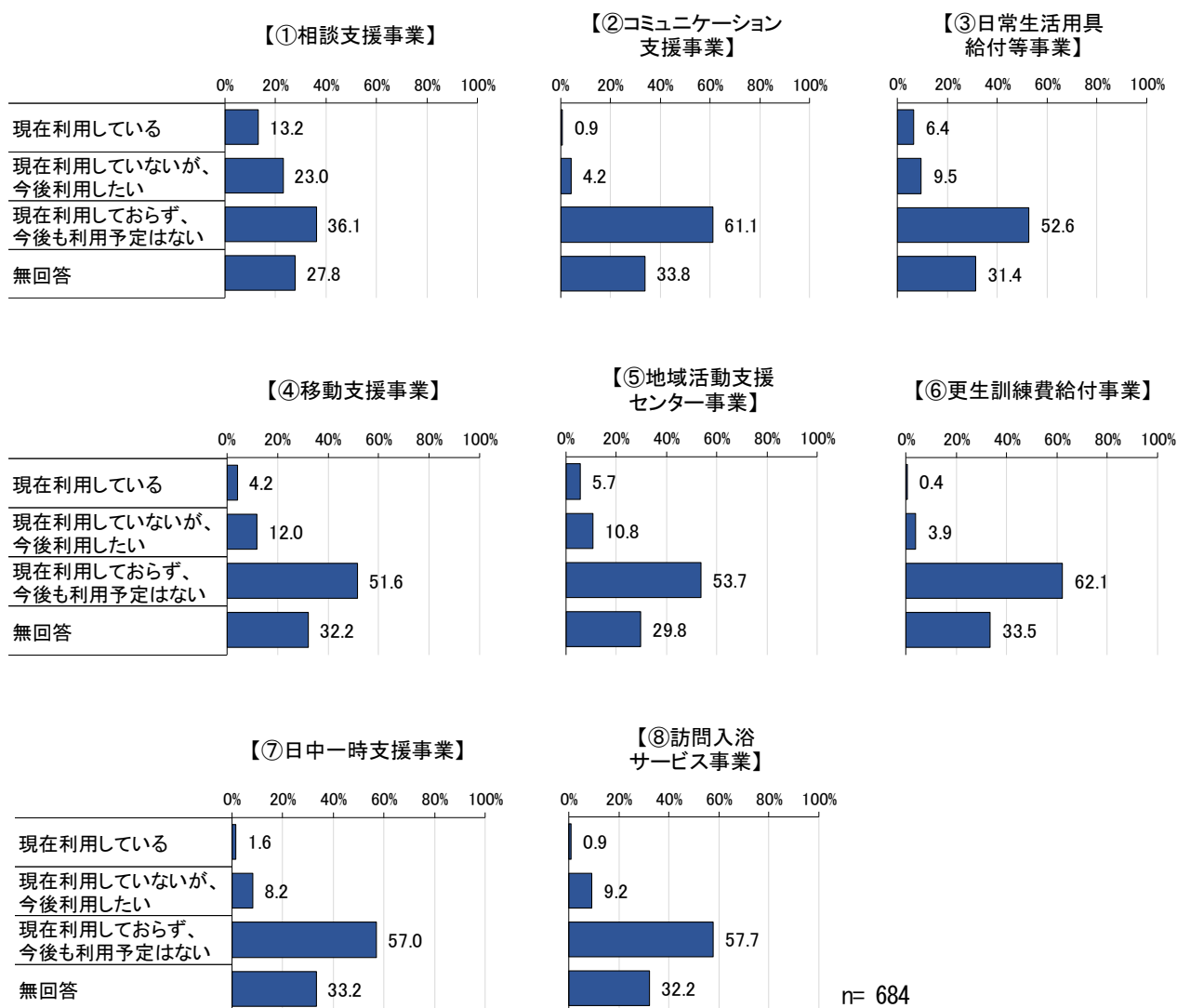
☆就労、通園・通学していない人に就労をしたいと思うかを聞いたところ、「就労したい」では精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）（15.4%）、「就労したいが、できない」では知的障害者（45.5%）、「就労はしたくない」では身体障害（68.9%）が最も高くなっています。

◎就労支援として必要なことについて（障害のある人調査）



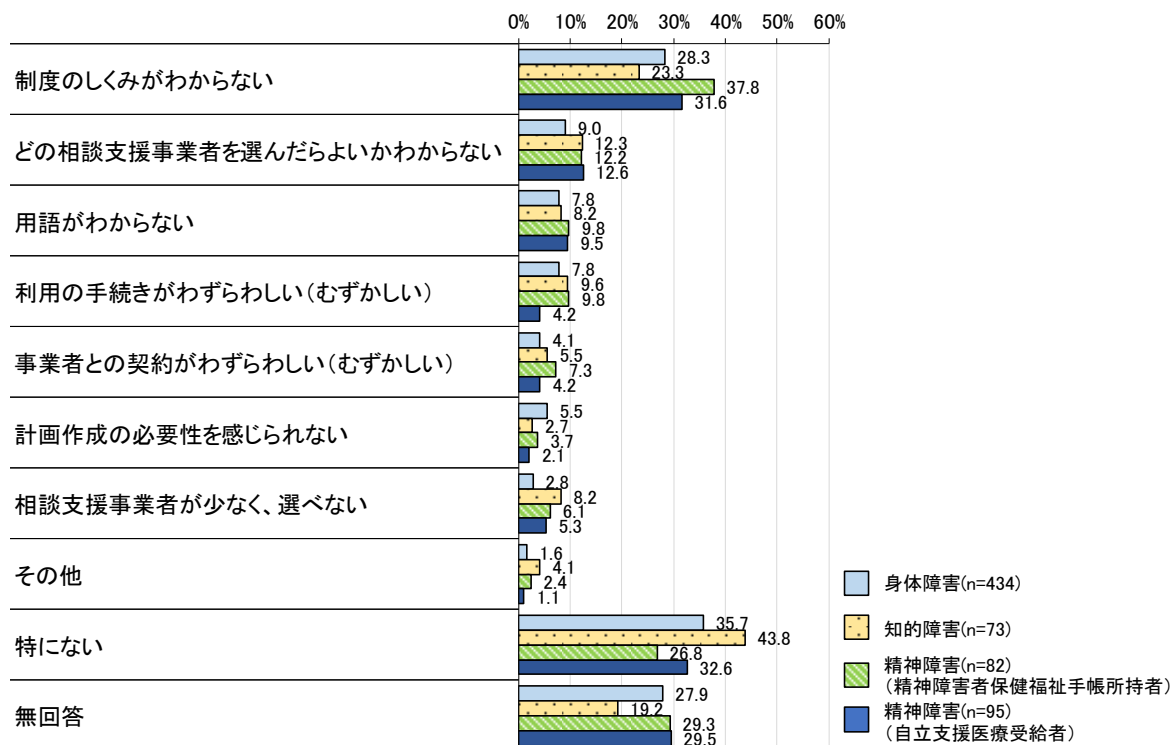
☆障害者の就労支援として必要だと思うことは、知的障害では「職場の障害者理解」（63.0%）、精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）、精神障害（自立支援医療受給者）では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が4割以上の回答を占め、身体障害では「通勤手段の確保」（30.2%）をあげる人の割合が高くなっています。また、知的障害、精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）では「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」の割合が3割台半ばを超え、他の障害種別に比べて高くなっています。

◎地域生活支援事業の今後の利用意向について（障害のある人調査）



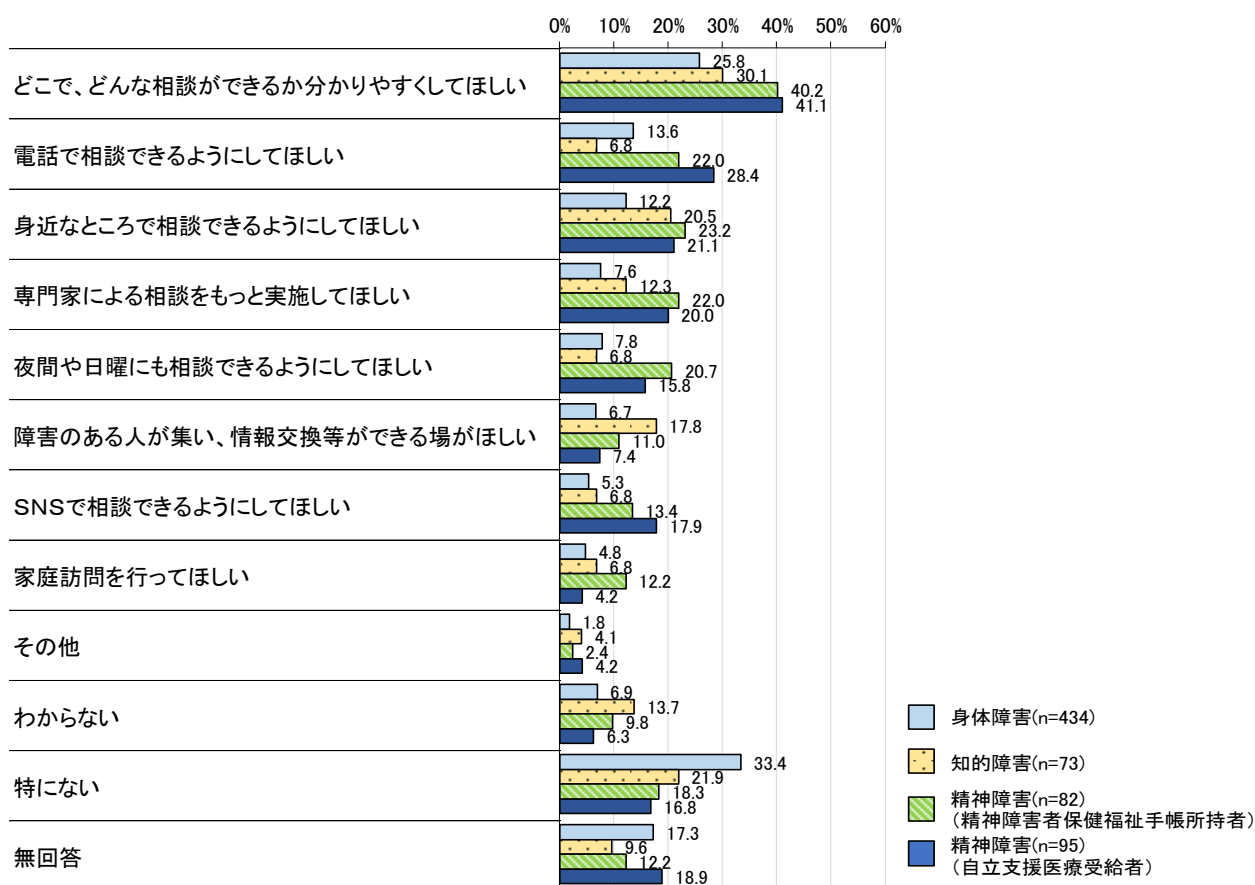
☆今後利用したいサービスとしては「相談支援事業」（23.0％）が最も高く、次いで「移動支援事業」（12.0％）、「地域活動支援センター事業」（10.8％）となっています。

◎障害福祉サービスの利用についての困りごとについて（障害のある人調査）



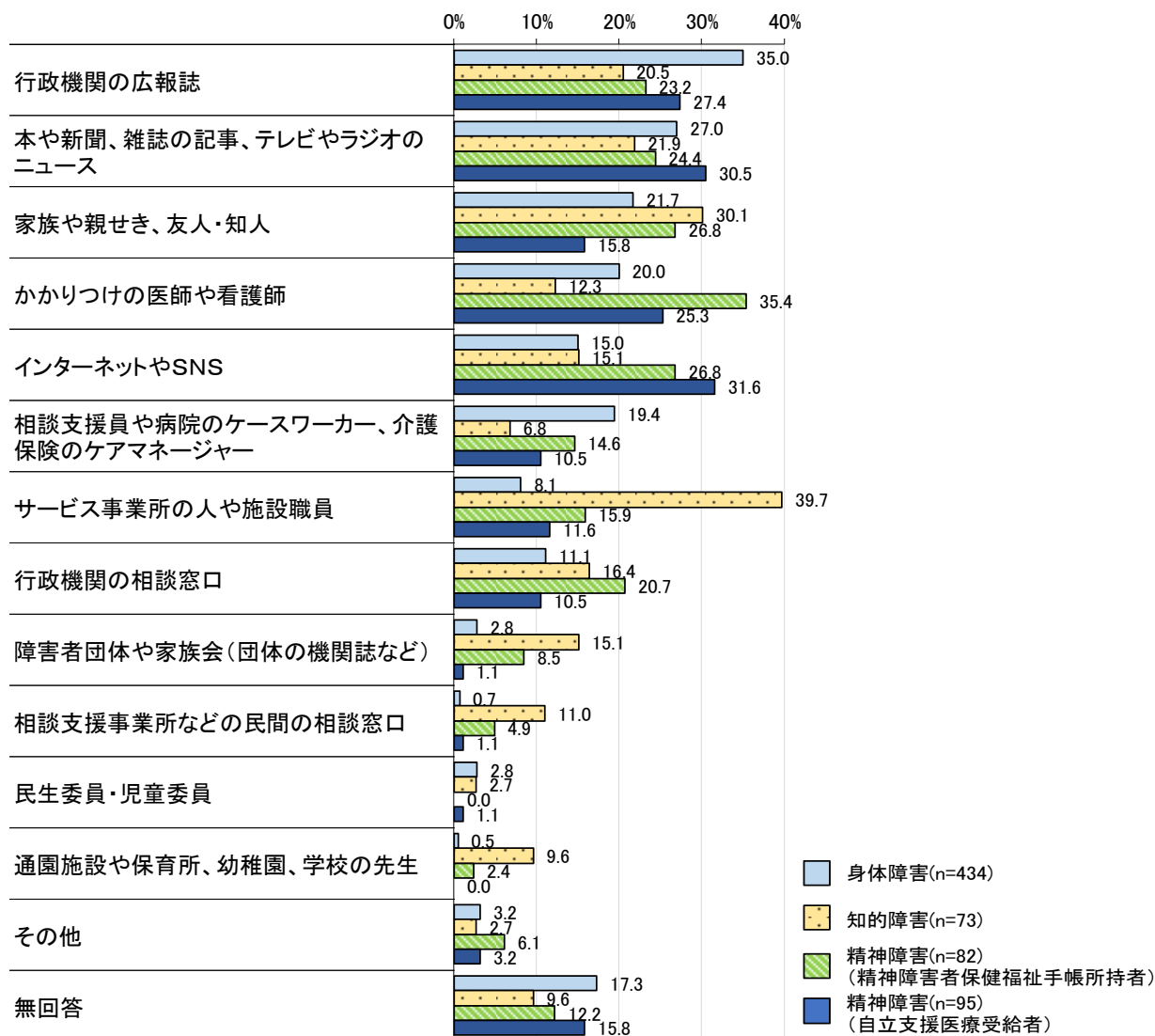
☆障害福祉サービスの利用についての困りごとは、身体障害、知的障害、精神障害（自立支援医療受給者）においては、「特にない」が最も高く、次いで「制度のしくみがわからない」となっています。精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）においては、「制度のしくみがわからない」（37.8%）が最も高く、他の障害種別に比べ高くなっています。

◎相談するために必要なことについて（障害のある人調査）



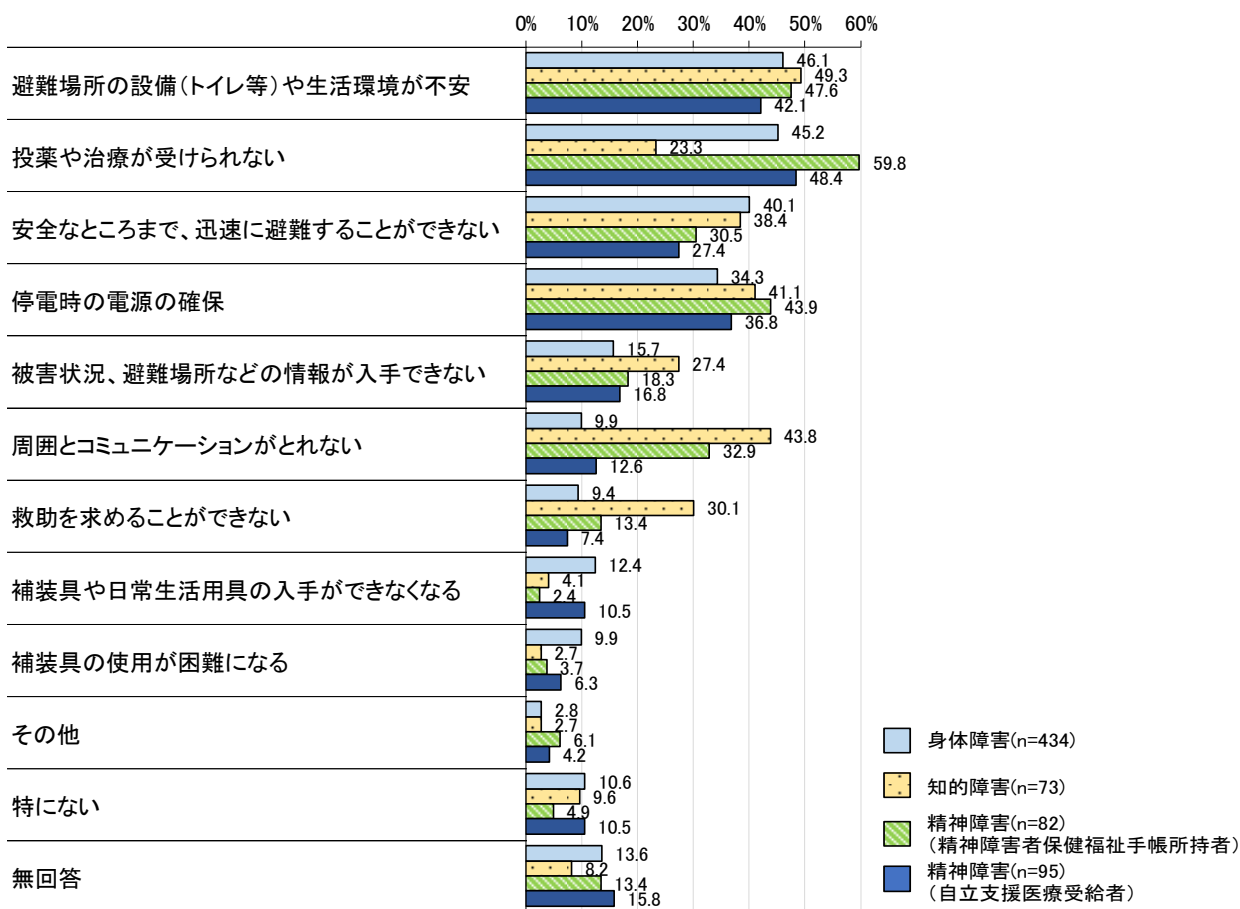
☆困ったときの相談等の際にしてほしいこととしては、身体障害では「特にない」(33.4%)が、最も高く、次いで「どこで、どんな相談ができるか分かりやすくしてほしい」(25.8%)となっています。他の障害種別では「どこで、どんな相談ができるか分かりやすくしてほしい」が最も高くなっています。また、精神障害（自立支援医療受給者）の約3割が「電話で相談できるようにしてほしい」と回答しています。

◎障害や福祉サービスに関する情報の入手先について（障害のある人調査）



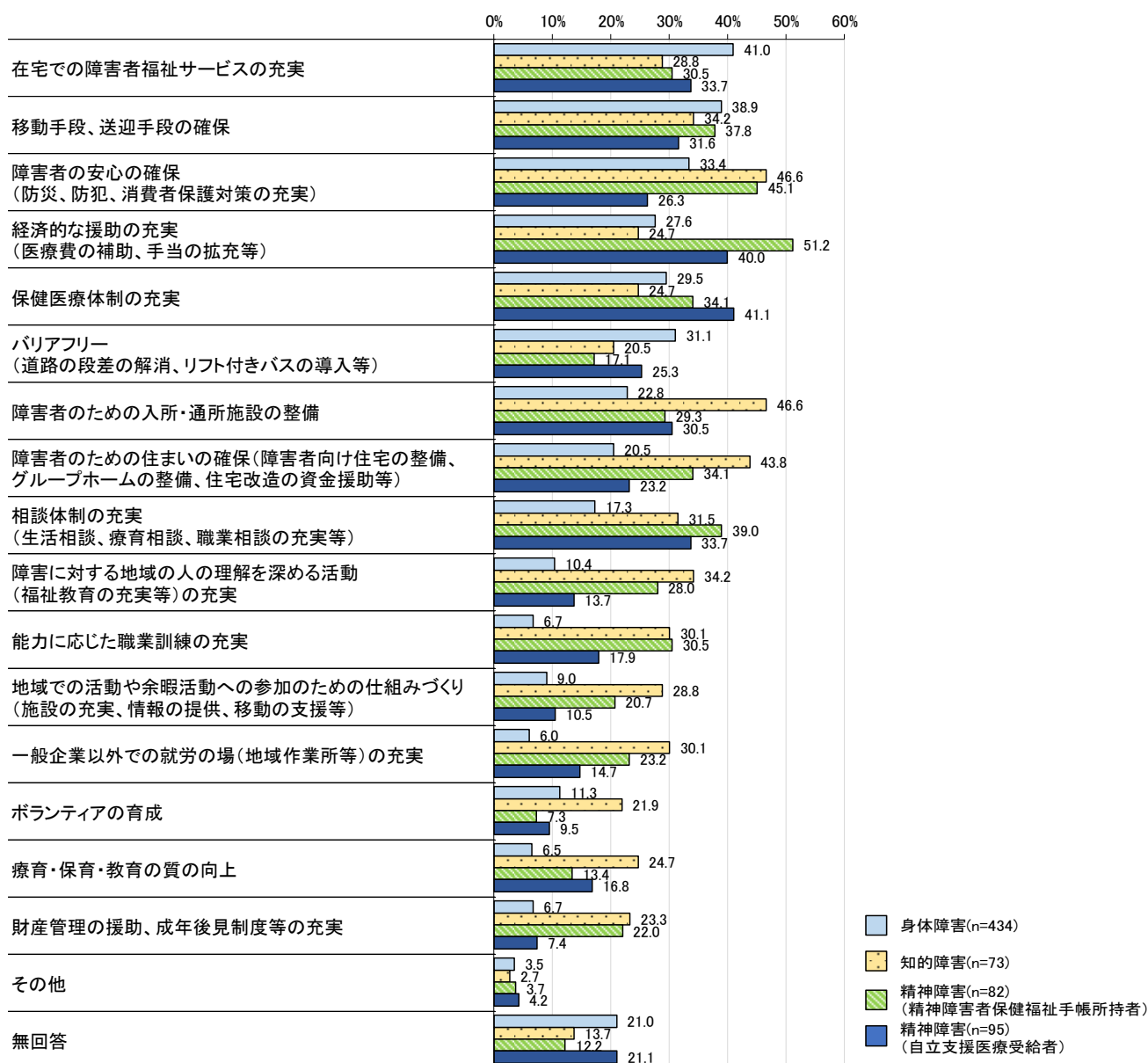
☆障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先は、身体障害では「行政機関の広報誌」（35.0%）が、精神障害（自立支援医療受給者）では「インターネットやSNS」（31.6%）が最も高くなっています。知的障害では「サービス事業所の人や施設職員」（39.7%）、精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）では「かかりつけの医師や看護師」（35.4%）の割合が他の障害種別に比べて高くなっています。

◎災害時の困りごと（障害のある人調査）



☆災害時の困りごとについて、障害種別にみると、知的障害では「周囲とコミュニケーションがとれない」（43.8%）、「救助を求めることができない」（30.1%）、精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）では、「投薬や治療が受けられない」（59.8%）と回答した方の割合が他の障害者種別に比べて高くなっています。

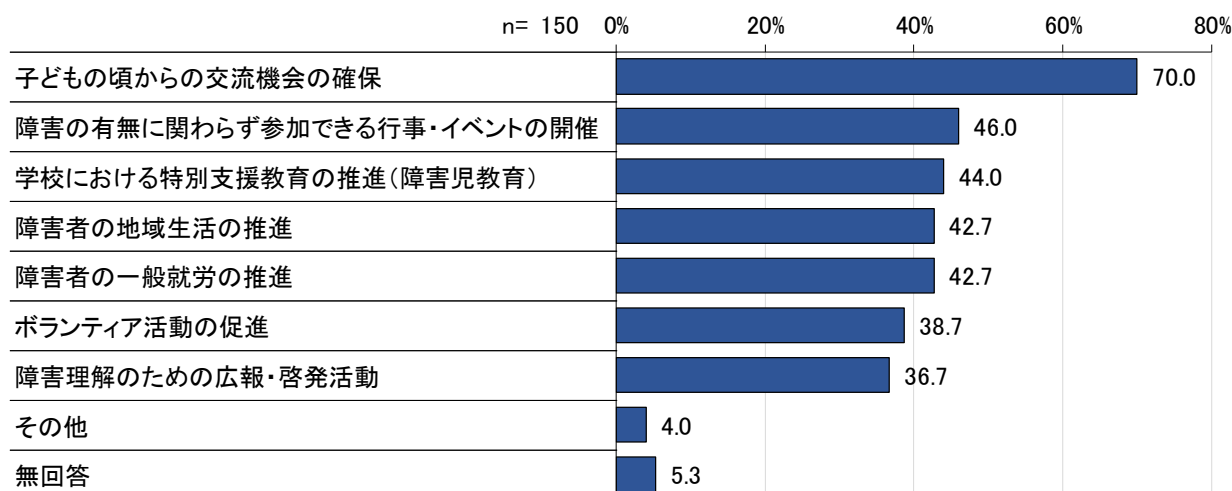
◎障害者施策のための重要な取り組み（障害のある人調査）



☆障害者施策のための重要な取り組みについて、知的障害では「障害者の安心の確保」「障害者のための入所・通所施設の整備」（各 46.6%）、「障害者のための住まいの確保」（43.8%）と回答した方が他の障害種別に比べて高く、精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）では「経済的な援助の充実」（51.2%）と回答した方が半数を超えています。

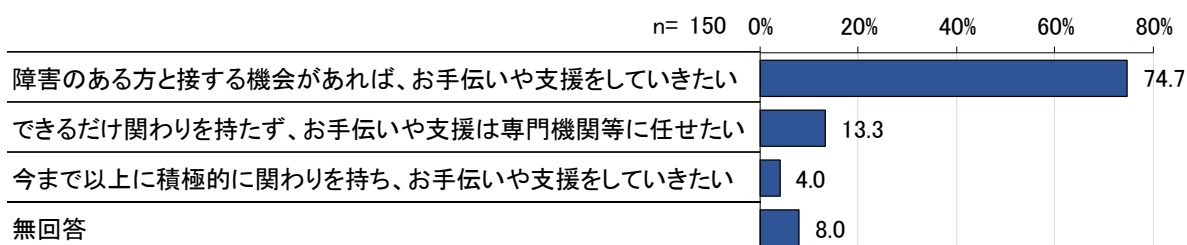
2) 一般町民調査

◎理解を深め交流を図るために大切だと思うこと（一般町民調査）



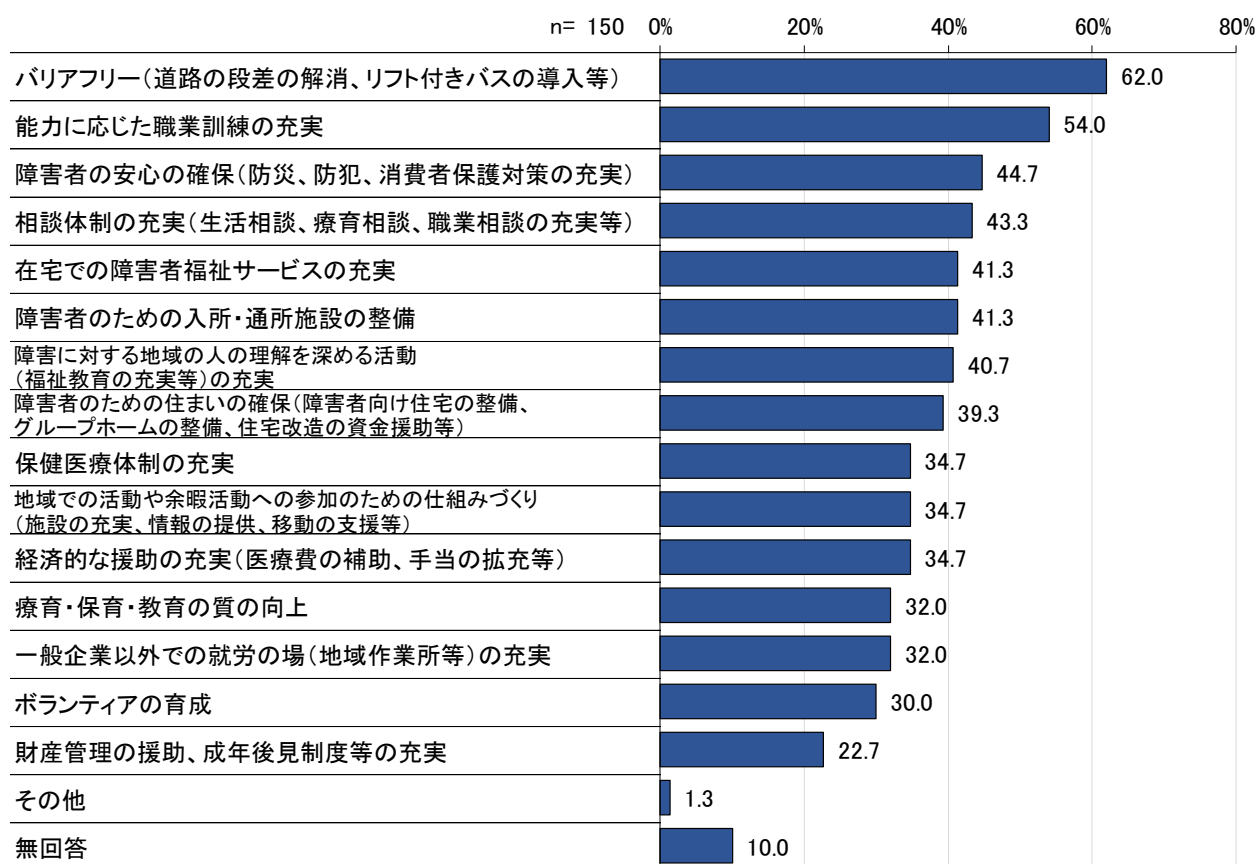
☆今後、障害のある人とない人が互いに理解を深め、交流を図っていくためにどのようなことが大切だと思うかを聞いたところ、「子どもの頃からの交流機会の確保」の回答が7割となっています。

◎障害のある人に対する手伝いや支援意向（一般町民調査）



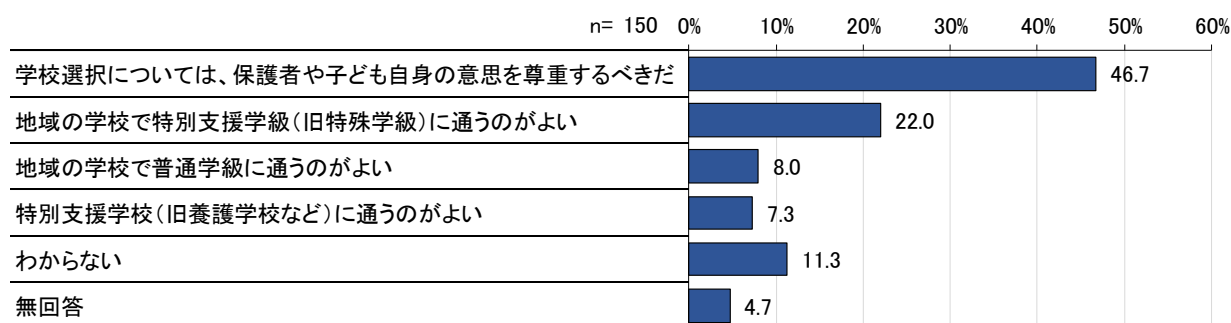
☆今後、障害のある人に対して、「障害のある方と接する機会があれば、お手伝いや支援をしていきたい」は7割以上の回答を占めています。

◎障害者施策の充実のための重要な取り組みについて（一般町民調査）



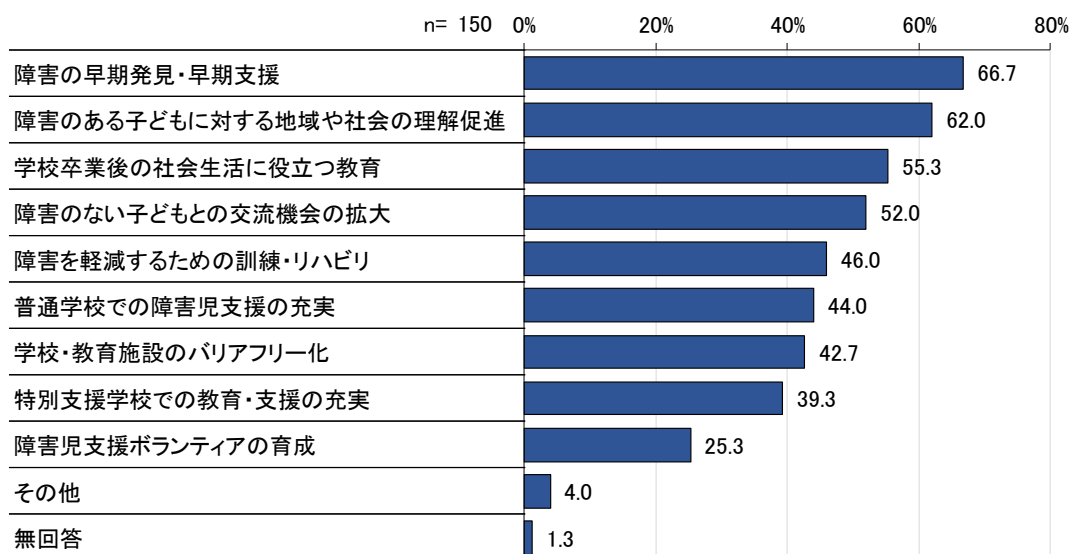
☆障害者施策の充実のための重要な取り組みについては、「バリアフリー」が6割を、「能力に応じた職業訓練の充実」が重要との回答が5割を超えています。

◎障害のある子どもの学びの場について（一般町民調査）



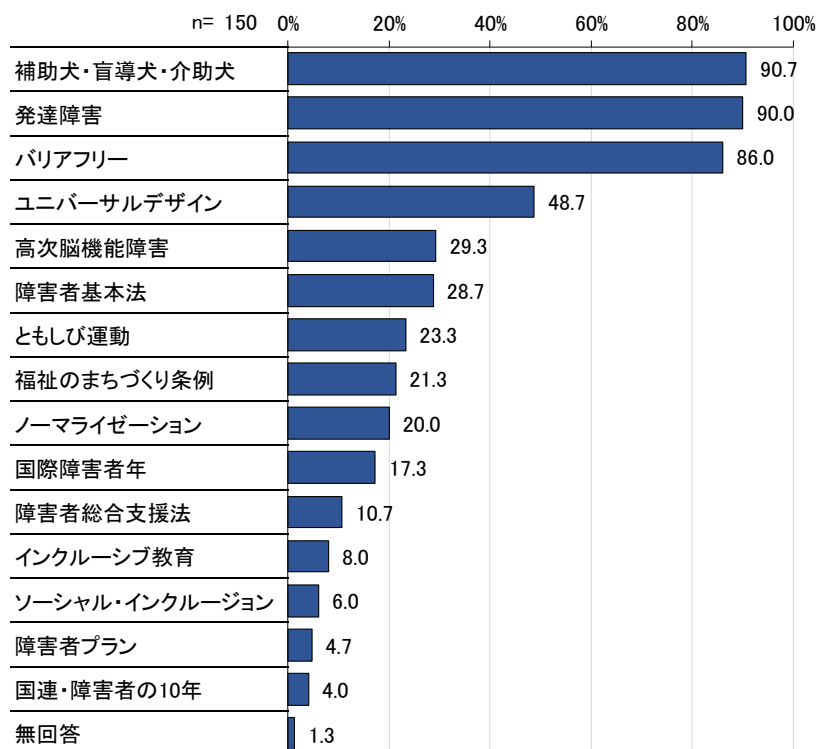
☆障害のある子どもの学びの場については、「学校選択については、保護者や子ども自身の意思を尊重すべきだ」と回答した方が46.7%と最も高く、次いで「地域の学校で特別支援学級（旧特殊学級）に通うのがよい」（22.0%）、「地域の学校で普通学級に通うのがよい」（8.0%）となっています。

◎障害のある子どもの健全な育成のために、必要な取り組み（一般町民調査）



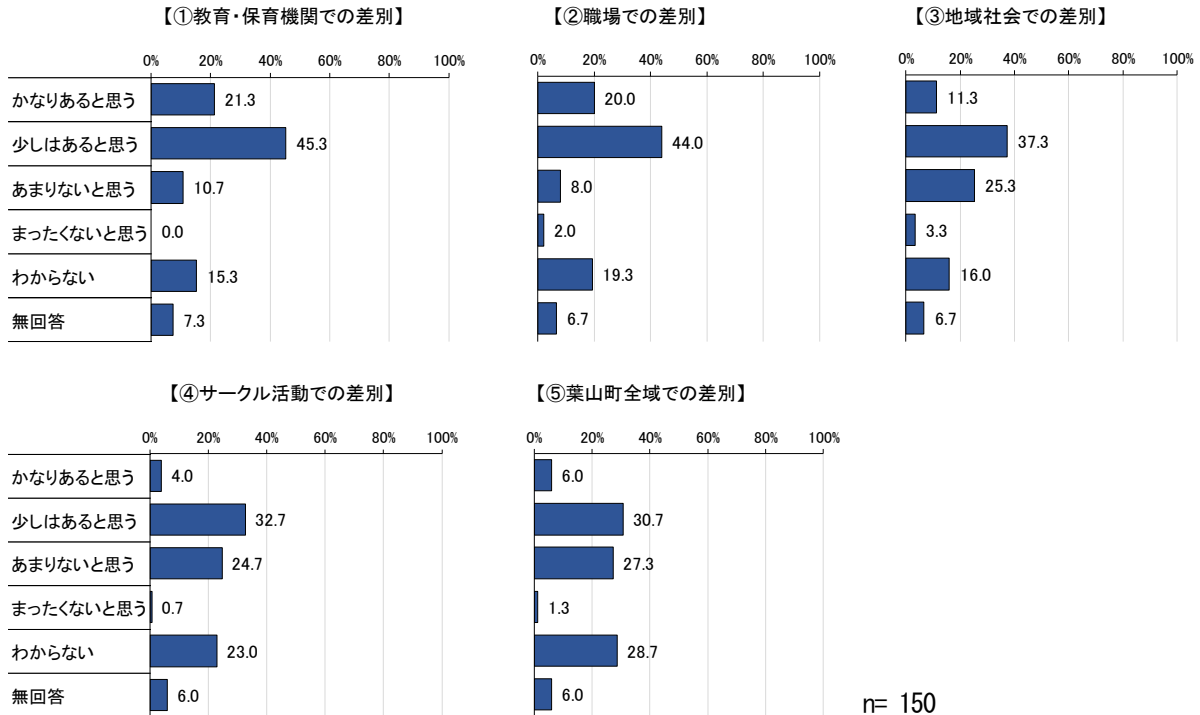
☆障害児の健全な育成のために必要な取り組みについては、「障害の早期発見・早期支援」が66.7%と最も多く、次いで「障害のある子どもに対する地域や社会の理解促進」（62.0%）、「学校卒業後の社会生活に役立つ教育」（55.3%）、「障害のない子どもとの交流機会の拡大」（52.0%）となっています。

◎障害福祉に関わる言葉の認知状況（一般町民調査）



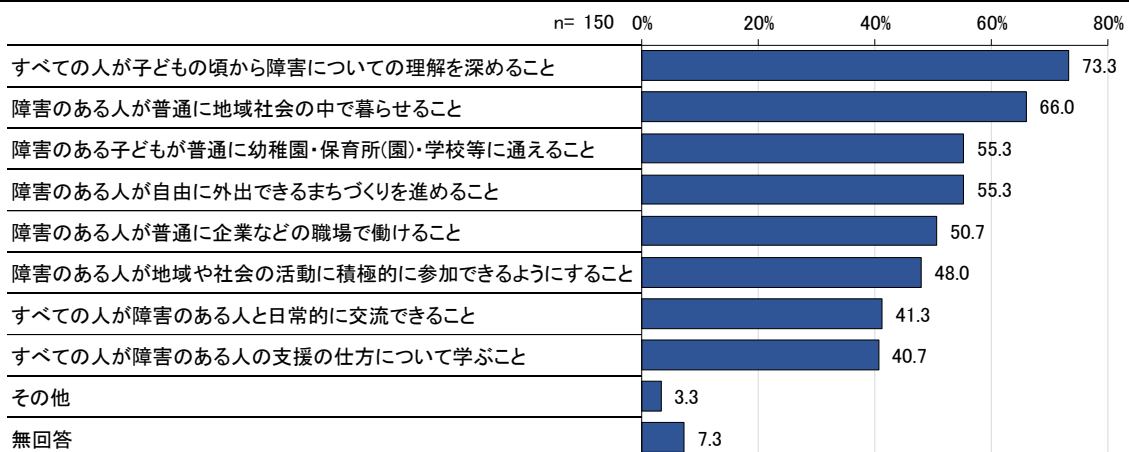
☆障害福祉に関わる言葉の認知状況については、「補助犬・盲導犬・介助犬」と回答した方が90.7%で最も高く、次いで「発達障害」90.0%、「バリアフリー」が86.0%となっています。

◎障害を理由とした差別について（一般町民調査）



☆周囲に障害が理由の差別があると思うかについて、①教育・保育機関や②職場では差別が「かなりあると思う」との回答が2割を超え、「少しはあると思う」との回答を合わせると、6割以上の方が『あると思う』と回答しています。その他『あると思う』と回答した方は、③地域社会は48.6%、④サークル活動・⑤葉山町全域は各36.7%、となっています。一方で、③～⑤では、「あまりないと思う」と回答された方も2割を超えています。

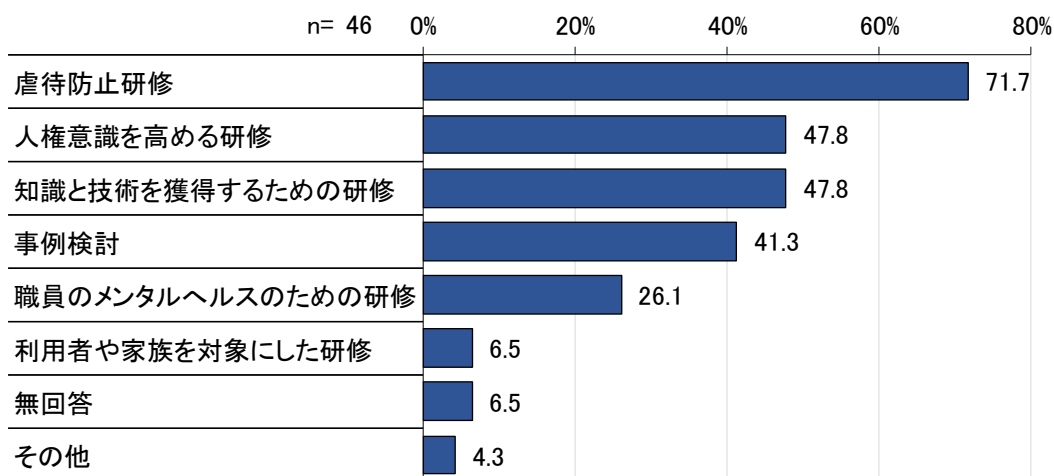
◎ともに同じ社会で活動していくために大切なこと（一般町民調査）



☆障害に対する理解をより一層深め、ともに同じ社会で活動するために大切だと思うことについては、「すべての人が子どもの頃から障害についての理解を深めること」と回答した方が73.3%で最も多くなっています。次いで「障害のある人が普通に地域社会の中で暮らせること」（66.0%）、「障害のある子どもが普通に幼稚園・保育所（園）・学校等に通えること」「障害のある人が自由に外出できるまちづくりを進めること」（各55.3%）、「障害のある人が普通に企業などの職場で働けること」（50.7%）となっています。

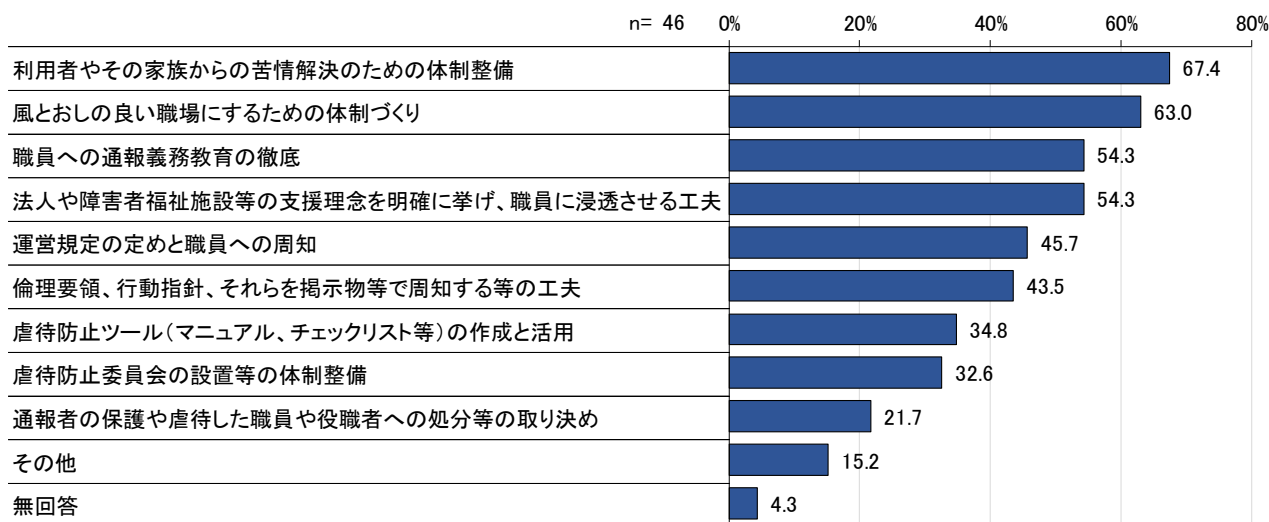
3) 事業所調査

◎虐待防止のための、職員研修についての取り組み（事業所調査）



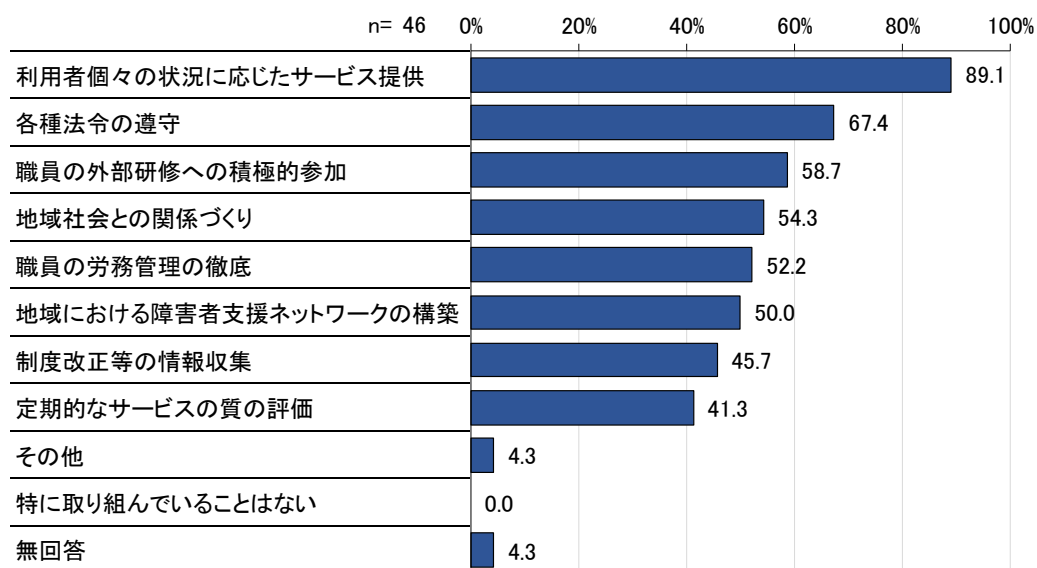
☆虐待防止のための、職員研修への取り組みについては、「虐待防止研修」が71.7%と最も高く、次いで「人権意識を高める研修」「知識と技術を獲得するための研修」（各47.8%）、「事例検討」（41.3%）となっています。一方「職員のメンタルヘルスのための研修」は3割を下回り、さらに「利用者や家族を対象にした研修」は1割に満たない回答となりました。

◎虐待防止のための、体制づくりへの取り組み（事業所調査）



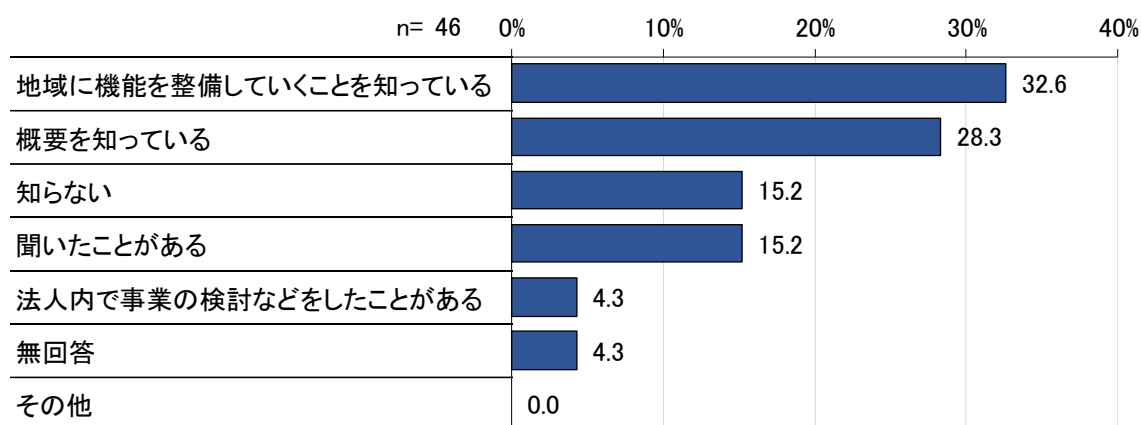
☆虐待防止のために取り組んでいる体制づくりについては、「利用者やその家族からの苦情解決のための体制整備」が67.4%と最も高く、次いで「風とおしの良い職場にするための体制づくり」（63.0%）、「職員への通報義務教育の徹底」「法人や障害者福祉施設等の支援理念を明確に挙げ、職員に浸透させる工夫」（各54.3%）、「運営規定の定めと職員への周知」（45.7%）、「倫理要領、行動指針、それらを掲示物等で周知する等の工夫」（43.5%）となっています。

◎サービスの質の向上・適正な事業運営のための取り組み（事業所調査）



☆サービスの質の向上、適正な事業運営のための取り組みについては、「利用者個々の状況に応じたサービス提供」が89.1%で最も高く、「各種法令の遵守」(67.4%)、「職員の外部研修への積極的参加」(58.7%)、「地域社会との関係づくり」(54.3%)、「職員の労務管理の徹底」(52.2%)となっています。どの項目も4割以上の回答が得られ、「特に取り組んでいることはない」が0%であることから、何らかの取り組みに力を入れていることがうかがえます。

◎地域生活支援拠点の認知状況（事業所調査）



☆地域生活支援拠点の認知状況については、「地域に機能を整備していくことを知っている」が32.6%で最も高く、次いで「概要を知っている」(28.3%)、「知らない」「聞いたことがある」(各15.2%)、となっています。一方、「法人内で事業の検討などをしたことがある」の割合は4.3%にとどまっています。

4) アンケート調査で寄せられた主な意見

自由記述についてはすべての調査の総数で 226 件の記述がありました。

226 件の回答のうち、ひとつの意見の中にいくつかの趣旨のご意見を記述していただいているものは、複数の意見として分類を行ったところ、ご意見の数は 336 件となりました。

なお、いただいたご意見をまとめたものを次に記載していますが、個人名や個人的な要望等は除いています。

(件数)

	計	障害のある人				一般町民	事業所
		内訳					
		身体障害者手帳の所持者	療育手帳の所持者	精神障害者保健福祉手帳の所持者	自立支援医療の受給者		
実件数	226	94	19	28	19	33	33
分類した件数	336	143	29	45	36	38	45

◎障害のある人調査

(身体障害者)

- ・移動が不自由になった時を考えて、ドアツードアに近い公共交通システムが必要だと思う。
- ・障害者や高齢者が集まり楽しく会話ができるような集まる場がほしい。
- ・介護保険サービスとの区別がわかりづらい。(車イスや介護ベッドの購入はどちらの制度にするのか等)
- ・手話通訳者派遣が大事だと思う。
- ・聴覚障害は、目で見て分かる障害ではないので、助けあえる環境を願う。
- ・町民税の減額を希望する。
- ・今は一人で何事も出来ているが、将来一人で病院に行けなくなったり、食事を作るのが出来なくなった場合どこに連絡するのがよいかわからない。
- ・オンライン手続きなどを充実させてほしい。
- ・町内放送や駅など公共の放送が聴き取りづらく、災害時は不安。
- ・現実、現場を充分理解して、施策につないでほしい。
- ・公衆トイレの洋式化を希望。
- ・年金の多い少ない問わずに、年金で入居できるシェアハウスの様な施設がほしい。
- ・歩道が傾いていたり、段差が凸凹していたり、草が生えていたり歩きにくく危ない。
- ・葉山町が作成した障害者施策の教則本があれば読みたい。
- ・町中に障害者、特に重度障害者を見かけない。もっとあたりまえに、働いている人、遊んでいる人、買い物している人、食事している人の中にいていいと思う。そうならない、物理的、心理的背景があるはず。無理解からくる差別、排除。まず「関わること」。街中の生活のシーンであたりまえに関わることだと思う。特に子どもの頃から。気がつかないうちに健康で元気な人だけが楽しめる葉山町になってしまうのが怖い。当事者の声を大切にして、社会的に弱い立場の人たちを真ん中に置いた町づくりに期待している。
- ・現在、補聴器を着装しているが、メンテナンスや購入に経済的負担がとてかかるため、援助や優遇措置が充実してほしい。

- 古くなった建物が多くバリアフリーどころか危険とさえ思える場所もあるため、障害者や高齢者が住みやすいように整備してほしい。
- 年間のタクシー補助券額と枚数をふやしてほしい。
- 相談窓口で専門知識をもっている方が少ない。
- 子どもの預かり、通園補助などの経済的な援助の充実と、用具給付等の支援事業の利用者負担をなくしてほしい。
- バス乗降時に縁石の所へ停車してほしい。
- おむつ代支給の条件範囲がせますぎるため、条件範囲を広げてほしい。
- 障害者が、不安を抱かず心おだやかに生活出来る様に、行政との窓口が開かれていることを希望。

(知的障害者)

- もっと障害者が働く職場を増やしてほしい。
- もう少し障害者の給付金を増やしてほしい。
- 支援級とことばきこえの教室どちらかしか利用できないのは不便な気がする。
- 土・日など休日に集まって、「散歩の会」「折り紙教室」「バドミントン教室」などを作ってほしい。
- 遠くの施設や病院へ行かなければならない時に、何らかの配慮をお願いしたい。
- なるべく葉山町で今のままの生活をしていきたい。
- 障害者をひとくりにせず区分してアンケートをとった方が良いと思う。
- 施設は門戸を広げ、どなたでも利用出来るスペースも共に作るべきと思う。
- 各障害者団体が定期的集まり、話し合う場を持たないと、良くならないと思う。
- 葉山町に入所の施設やグループホームを増やしてほしい。
- 1人で通学（養護学校）がむずかしく、親が、横須賀まで送迎しています。移動支援は何年も利用していますが、通学には利用出来ません。横須賀市や三浦市は利用出来るのに一番遠くから通う葉山町は利用出来ない事が理解出来ません。仕事にも支障が出て困っています。利用出来るようにして下さい。移動支援で車での移動も有りして下さい。

(精神障害者-手帳所持者)

- 交通費負担の軽減を求めます。
- 施策の内容について何も知らないなのでその内容について教えてほしい。
- 路線バスの本数を増やしてほしい。
- 申請をするとこんなサービスや免除、特典があるなどいろいろな情報をわかりやすくしてほしい。
- 今のところ生活は安定していますが、出来れば障害者に対する賃金を優遇していただけると助かる。
- 当アンケートの結果、改善される点を、明確に公表してほしい。
- 葉山町は病院が少ない。産婦人科や精神科が増えると良い。
- 障害があっても介助があればできる仕事もあるので仕事場の確保、職場の理解がほしい。

(精神障害者-自立支援医療の受給者)

- 障害者支援団体や相談窓口の一覧をまとめた冊子を支給してもらえるとすぐ相談しやすいと思う。
- 「障害者」の定義がわからない。町にどのくらいの障害者がいて、どのような生活をしているのか情報がないため無関心になってしまう。
- アンケートで、聞く・問うだけでなく（特に病気や福祉に関する事柄であれば）周知・啓発という1つのツールとしても活用してほしい。
- 福祉タクシーのチケットが非常に少額で出かけるのが難しい。
- 大勢の人がいる中で、手続きをするのがつらく感じることもあるため、郵送で手続きできたらいいと思う。
- 必要に応じて援助を受けることができたら良いと思う。
- 自立支援の更新手続きが1年は早すぎる、せめて、3～5年更新にしてほしい。
- 葉山町の障害者施策に関して知る機会がないため、何か問題なのか知る機会があれば住民として考えていきたい。
- 新型コロナのせいで色々な活動が制限されてしまい、外出の機会や地域でのコミュニティも十分ではない。障害のある方では、オンラインなどで安否を確認するのも難しい。直接、当事者と関わることでその人のニーズが見えてくるため、当事者の困り事にはゆっくりと傾聴することが必要だと思う。また、視覚や聴覚に障害のある人はソーシャルディスタンスをとって支援するわけにはいかないため、円滑なサービスが行えるよう、ヘルプマークを付けた人や支援をしている人に対する理解や周知をしていくことが必要だと思う。
- 子どもを気軽に、安心して預けられる所が少ないため、自身の就労支援に思うように通えない現状がある。

◎一般町民調査

- どのような学びの場が適しているかは、一人ひとり異なるため、選択肢を充実させたほうがより適した教育が受けられると思う。
- 障害のある人が行政のサービスに頼るだけでなく、葉山町全体が障害者をあたたかく見守っていく意識を持つ人が増えていくようになることを希望。
- 障害者といっても、多様であることと、葉山町の取り組みがわからないため、答えづらい部分も多かった。障害者だからと手厚くするのも良いことだとは思いますが、合理的配慮がされていれば、過剰なサービスは不要と思う。
- 現状、町での放課後デイサービスが少ない。また、みんなで支えていくことが大切ということ、小学校から学びに取り入れるともっと認識度があがると思う。
- 通行しやすい道に整備してほしい。
- 障害のある人の具体的な体験（嬉しかった、困った等）や必要とする物、必要とすることをもっと知りたい。
- 子ども一人ひとりの個性をきちんと伸ばすことの出来る仕組みを作っていく事が重要だと思う。
- 町としての情報が少なく関心のある方のみ活動されているため、町全体で啓もう活動を進めて皆が住みやすい町になることを願う。
- 障害者施策の向上を目的として行動を起こしているのは素晴らしいとは思いますが、行動を起こすことが目的となり、やるだけで満足しているように感じる。
- 障害の程度という側面も大きいので、行政や社会の対応等を考えるにあたって整理が必要。
- 障害者の特性にあった学校や職を見つけて伸ばしてあげることができたら良いと思う。

◎事業所調査

- 障がい児者の移動（通勤、通院、通学等）に対する社会資源を充実させてほしい。
- 重度、高齢化に備えて日中サービス支援型共同生活援助を充実させてほしい。
- 葉山町に限らず、地域生活、在宅生活を支えるための、生活介護、短期入所、日中一時、移動支援等の福祉サービスを提供する事業所及びそこに従事するスタッフはどこの市町村も不足しているように感じる。
- 学校卒業後の生活の場を確保するためのグループホームの設置を推進して頂きたいと思う。
- 入所の希望が多いにもかかわらず、入所施設が圧倒的に少ない。ご家族が疲弊し、ギリギリで何とかみているケースが多くある。この先、両親が高齢化し、病気や亡くなるなどして、行き場のなくなる障害者の方がどんどん増えてくるのは明白である。早急の対策の必要性を感じている。

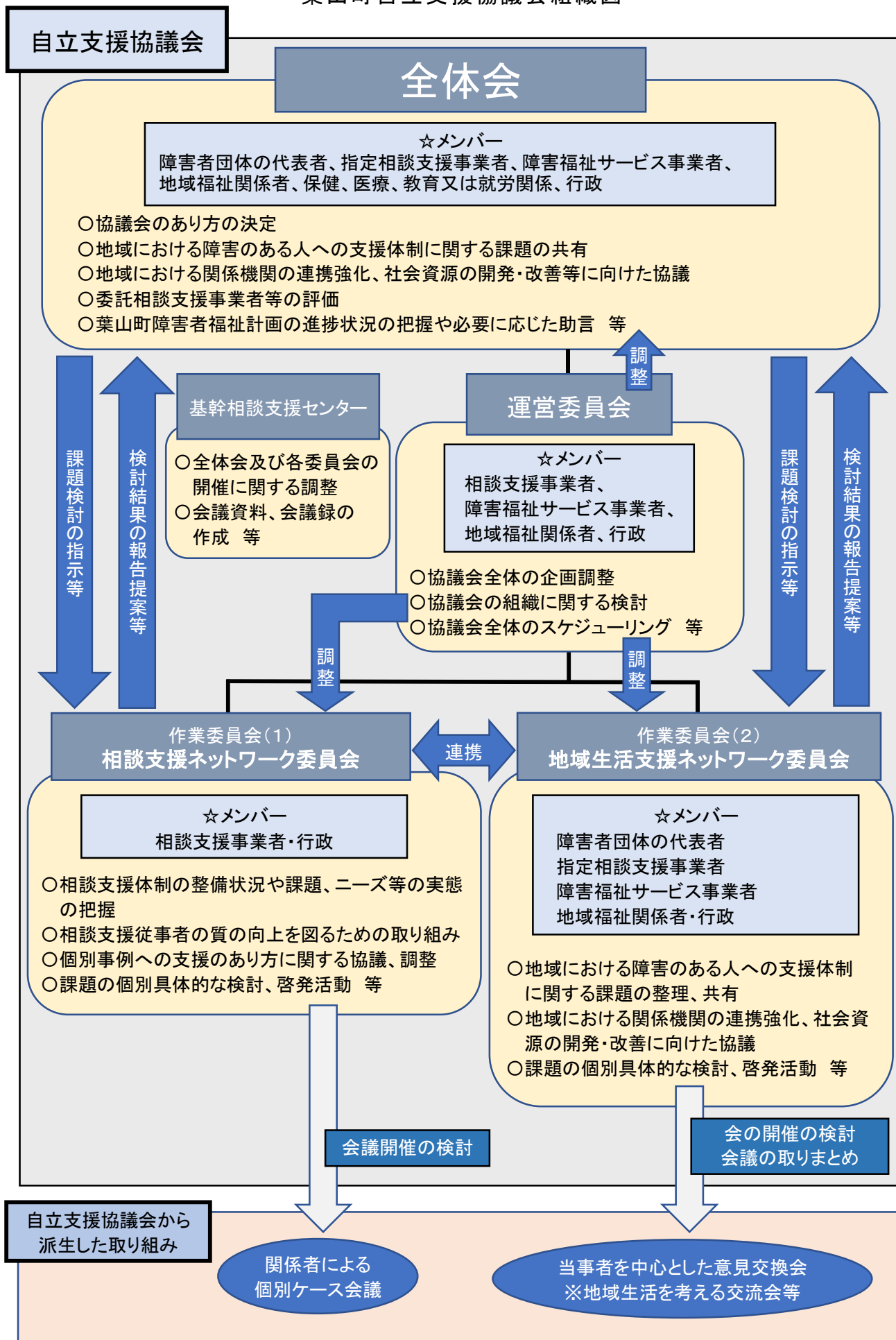
6. 葉山町自立支援協議会の役割

障害のある人の地域生活を支えるためのネットワークの構築、あるいは支援体制の整備について検討するため、地域での中核的な役割を果たす協議の場として、障害者総合支援法では「地域自立支援協議会」の設置が定められています。

町では、平成 20 年 3 月に葉山町自立支援協議会を設置し、関係機関、関係団体並びに障害のある人やその人を支える人が幅広く参加し、相互の連携を図るとともに、地域ネットワーク体制の構築、社会資源の確保・充実、その他支援策の検討等、諸々の課題について検討・協議をしてきました。

町においては、社会資源が十分とはいえない現状にあるため、葉山町自立支援協議会において個別・具体的な支援方法に関し検討・協議を積み重ねながら、少ない社会資源を埋めるための施策の検討、あるいは社会資源を充実させるための方法等、関係機関で連携して検討していくことが求められます。

葉山町自立支援協議会組織図



第2編：葉山町障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

計画の基本的な方向

(1) 基本理念

障害のある人が住み慣れた地域の中で自分らしく自立した社会生活を送るためには、すべての人が障害や障害のある人について正しく理解し、同じ地域の住民として、互いの個性を尊重しながら共に支え合って生活できる社会を構築していくことが求められます。

一方で、障害が様々な社会参加における障壁とならないように、生活環境や就労環境、教育環境などの様々な場面において、あらゆる障壁を取り除き、誰もが等しく社会参加できる環境を整えることは、町をはじめとした地域社会全体の責務であると考えられます。

そこで、次のような視点から誰もが安心して暮らしていくことができるまちづくりを目指していきます。

○ 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできるまち

○ 障害のある人の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害のある人の意思決定の支援が行われ、障害のある人の主体的な選択が尊重され、自分らしく自立して生活していくことができるまち

○ 障害のある人もない人も住み慣れた地域で共に安心して暮らせるまち

そして、これらの方向性を踏まえた上で、本計画における基本理念を次のように設定します。

**障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、
住み慣れた地域で互いに支え合い、
共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり**

本計画では、この基本理念の実現を目指し、5つの取り組みの柱（基本目標）を設定し、計画的な施策の推進を図っていきます。

(2) 基本目標

- 1：このまちでいっしょに暮らそう
- 2：相談しよう！利用しよう！
- 3：はたらきたい！住みたい！出かけたたい！
- 4：一緒におおきくなろう
- 5：みんなが暮らしやすいまちにしよう

基本目標1：このまちでいっしょに暮らそう

障害の有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で互いに支え合いながら生活していくためには、町民一人ひとりが、障害や障害のある人についての正しい知識を身につけ、誰もが個人として尊重され、幸福に生きるために欠かすことのできない権利を有しているという理解を深めていくことが不可欠です。平成28年4月1日から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）においても、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

町では、様々な広報の機会や媒体を活用しながら、当事者団体や障害福祉に協力をする団体、関係機関等と連携し、町の障害福祉の普及・啓発に努めるとともに、障害のある人とない人の交流の機会を増やし、地域に障害のある人が住んでいることを認識してもらい、ともに地域で生活していけるよう取り組みを推進していきます。

基本目標2：相談しよう！利用しよう！

「相談」や「情報」の充実は、一人ひとりに応じた適切なサービスや生活支援へつなぐための最初の「入口」となるため、日常的な相談に対してどこに相談すればよいかわからないということのないよう、わかりやすい相談体制を確立し、障害のある人や家族が安心して相談できる環境を整備することが大切です。町では、これまでも相談体制の整備に努めてきましたが、葉山町自立支援協議会が実施する「地域生活を考える交流会」や、アンケート（第1章参照）では、「制度の仕組みがわからない」、「どこでどんな相談ができるかわかりやすくしてほしい」など、相談先やどう相談してよいかかわからないと感じている人が多いことがわかりました。これは、障害のある人だけの課題ではなく、障害の予防や早期発見、早期治療など将来障害があるかもしれない人にとっても、重要なことだといえます。

葉山町自立支援協議会では令和元年度から、「（障害のある人が相談について）わからないことをなくす」ことをテーマに、ワーキングチームを立ち上げました。今後、誰にでもわかりやすく相談しやすい具体的方法について検討を重ねていきます。

また、障害のある人が地域での自立した生活を維持・継続できるよう、相談から切れ目のない包括的なサービス提供に至る体制整備を図る必要があります。障害の状況やライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、様々な関係機関と連携し、福祉サービスの充実を図るよう努めます。

さらに、障害のある人の権利擁護について、相談支援事業所や様々な関係機関と連携を図るとともに、個別の相談があった場合は、きめ細かく対応していきます。

基本目標3：はたらきたい！住みたい！出かけたい！

障害のある人が自立した生活を確立するためには「経済的安定」が必要不可欠であり、「就労」に対する取り組みは、特に重要なものと考えられます。今回行ったアンケートの回答からは、「職場の理解」「短時間勤務や勤務日数の配慮」「通勤手段の確保」など、就労について多様なニーズがあることがわかります。

このことから、町内に限らず通勤可能な地域での就労先の確保に取り組むとともに、事業主をはじめとして広く町民に対して障害者雇用についての啓発活動を行い、働きたいという意向を積極的に支援していきます。

さらに、障害者就業・生活支援センター（よこすか障害者就業・生活支援センター）等とのネットワーク体制を構築します。福祉サービスを利用する人に対しては、就労移行支援事業所などの関連団体と連携し、相談機能の強化、職業訓練、短時間勤務など新しい勤務体制の利用の検討、就労後の定着支援など一貫した支援を行い、一人でも多くの障害のある人がその持てる能力を発揮し、継続して就労でき、働く喜びを感じられるよう努めていきます。

働くことが障害の特性上困難な人や、働くことを選択しない人は、日中の居場所が確保できるよう、支援します。また、それらの移動が可能なように、経費助成などの支援を行います。

基本目標4：一緒におおきくならう

障害のある子どもがその能力を最大限に発揮して、仲間をつくり、将来の社会的自立を期すことは、教育・育成の大きな目的の一つです。

障害のある子ども一人ひとりの障害の種類・程度、能力・適性等に応じた教育・育成が、その成長段階に応じて適切に行われるには、保育園・幼稚園の段階から、療育も含め様々な支援が必要になります。

また、乳幼児期からの療育支援は、その後続く保育・学校教育などの各段階における支援の基盤を作る重要なものになります。

さらに、義務教育段階では、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応できるように、合理的配慮に基づく教育環境整備を行い、適切な指導と必要な支援の充実を図ります。そして、すべての児童・生徒が共に学び、共に育つ「インクルーシブ教育^{※2}」を推進していきます。

発達障害がある人は、子ども時代の支援だけでなく、成人して以降も生きづらさを抱えることから支援が必要な人が多くいます。町が実施している葉山町発達支援システムにより、発達障害がある人を、そのライフステージに応じて、組織横断的かつ関係機関が連携して、生涯を通じて支援が行われるよう、努めます。

基本目標5：みんなが暮らしやすいまちにしよう

生活環境における物理的なバリアを取り除いていくことは、障害のある人もない人も共通した、安心して暮らせる町のための基本的な条件です。

町は、道路、公共施設などのバリアフリーを進め、すべての人にやさしいまちづくりを目指していきます。

また、障害のある人は障害の特性に応じて緊急時や災害時に対する様々な不安を抱えています。特に一人では避難が難しいことをはじめ、意志疎通の問題や避難所での生活への不安が多くあげられています。

町では、いざという時に迅速な対応ができるように、日頃から警察や消防などの関係機関や関係団体、地域住民や福祉施設等とのネットワークをつくっておくことも大切であることから、より一層連携を深め、災害時の地域支援体制を整備していきます。

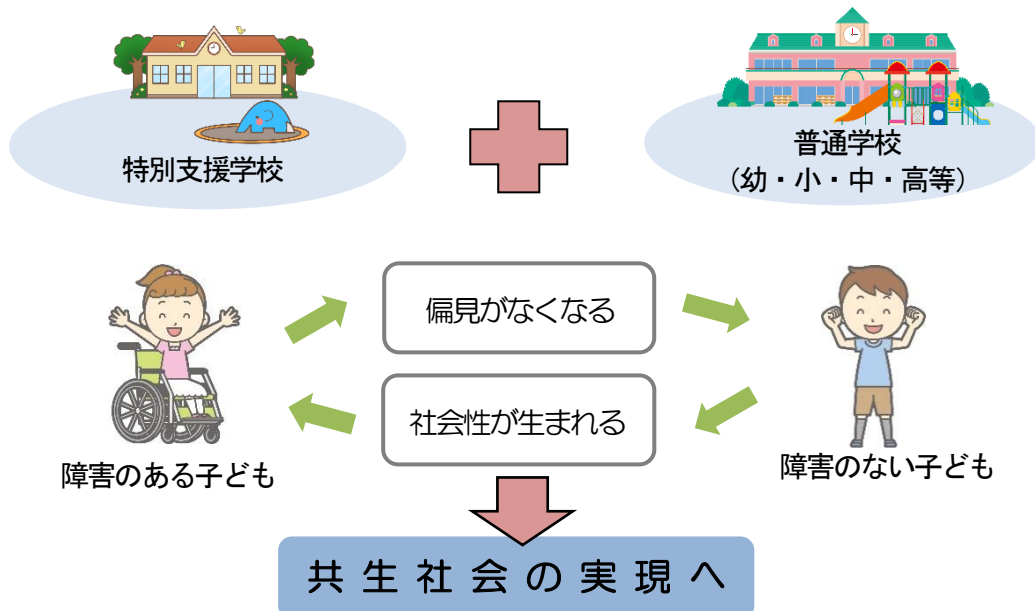
※2 インクルーシブ教育

インクルーシブ教育とは共生・学びあい・支え合いを意識し、人間の多様性を認め合う社会や個人の基礎を整える教育のことで、障害のある人とない人が共に学ぶ仕組みです。

障害のある人が一般的な教育制度から排除されることなく、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされています。

障害のある人とない人が共に同じ場で学び、生活することで、障害のある人にとっては、コミュニケーションスキルや社会的スキルの改善、周囲とのポジティブな相互作用の増加、学校卒業後の適応などの効果が見られ、また、障害のない人にとっては障害のある人へのポジティブな態度や認識の発達、障害のある人への接し方の理解を通じた意識の向上などの効果を図ることができます。

このようなインクルーシブ教育を通して、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある人が、積極的に参加・貢献していくことができる社会、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様なあり方を認め合える全員参加型の「共生社会」を目指すことが重要な課題とされています。



第2章 計画の体系

基本目標1：このまちでいっしょに暮らそう

- 1-1：障害に対する正しい理解の促進
- 1-2：ボランティア活動の活性化
- 1-3：コミュニケーション支援の充実
- 1-4：スポーツ・レクリエーション活動の促進

基本目標2：相談しよう！利用しよう！

- 2-1：相談支援体制の充実
- 2-2：在宅福祉サービスの充実
- 2-3：施設等利用者への支援の充実
- 2-4：予防と健康づくりの充実
- 2-5：障害の早期発見・早期対応
- 2-6：権利擁護の推進

基本目標3：はたらきたい！住みたい！出かけたい！

- 3-1：日中活動の場の充実
- 3-2：暮らしの場の確保
- 3-3：社会参加の促進
- 3-4：就労支援の総合的な推進
- 3-5：就労環境の改善・向上
- 3-6：雇用の場の拡大
- 3-7：経済的支援の充実

基本目標4：一緒におおきくなろう

- 4-1：療育・保育支援の充実
- 4-2：特別支援教育の推進
- 4-3：放課後対策等の充実
- 4-4：発達障害のある子どもへの支援体制の充実

基本目標5：みんなが暮らしやすいまちにしよう

- 5-1：すべての人にやさしいまちづくりの推進
- 5-2：緊急時・災害時の安全の確保の推進

基本目標1：このまちでいっしょに暮らそう

1-1：障害に対する正しい理解の促進

現状と課題

障害のある人の自立と社会参加を進めるためには、町民一人ひとりが障害のある人に対する理解と認識を深めることにより、障害のある人への偏見や差別を取り除いていくことが必要です。また、ノーマライゼーション^{※3}を推進するため、障害に関する正しい理解や知識・情報提供を積極的に行っていかなければなりません。このことは、アンケート調査の結果や葉山町自立支援協議会で見てきた地域の課題の中でも指摘されています。

町では、障害者施設で作成した作品を、町役場、福祉文化会館などで展示販売し、活動内容を紹介していますが、今後も広報活動・啓発活動をさらに続けていくことが求められています。

また、幼少期から福祉への関心を持つことで、互いに豊かな人間性を育てあえるよう、保育園、幼稚園、小・中学校と特別支援教育諸学校等の児童・生徒の交流教育を実施するとともに、町内の小・中学校において各種講座を開催し、福祉教育を実施しています。今後は、児童・生徒に限定せず、広い年齢層を対象にした福祉教育の実践への方向転換が求められています。

※3 ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるという理念とそのための取り組みのこと。

1)ノーマライゼーションの啓発活動

事業概要	<p>ノーマライゼーションの理念の啓発と定着を図るため、広報葉山や回覧板等、様々な媒体を活用し、障害に関する正しい理解や知識・情報提供を行い、障害のある人への偏見や差別を取り除いていきます。</p> <p>町役場ロビーの福祉課窓口横にあるコーナーや福祉文化会館窓口横では、障害者施設で作成した作品を展示販売しており、今後も継続して行います。</p> <p>障害者週間（12月3日～9日）では、町役場で障害者団体や事業所の紹介のための作品展示やポスター掲示等を行い、理解の促進と周知を図る期間にします。</p>
取り組みの方向	社会福祉協議会の地域福祉総合相談事業や葉山町自立支援協議会の意見を踏まえ、継続的、効果的な啓発に取り組みます。
担当課名	社会福祉協議会、福祉課

2)こころの健康の啓発

事業概要	地域住民のこころの健康の維持・向上、精神障害者への理解を深めるため、精神疾患の予防や早期発見・早期治療と精神保健福祉の普及・啓発活動を行います。
取り組みの方向	幅広い年代への普及・啓発に努めながら、継続して取り組んでいきます。
担当課名	町民健康課、福祉課

3)職員研修事業

事業概要	ノーマライゼーションの理念を深めるため、職員研修等の充実を図ります。 また、よこすか障害者就業・生活支援センターを招き、就労者の配属先の心構え等について指導を受けていきます。
取り組みの方向	職員が障害のある人へ適切な指示及び対応を行えるよう、職員対応マニュアルを作成するとともに、具体的な接し方について情報提供を行います。 また、今後もよこすか障害者就業・生活支援センターの協力のもと、総務課及び福祉課が連携を図り、障害のある人の所属先への指導を徹底します。
担当課名	総務課、福祉課

4)交流教育の推進

事業概要	就学前教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進するとともに、保育園、幼稚園、小・中学校と特別支援教育諸学校等の児童・生徒が、日常的な交流や共同体験を通じて、幼少期から社会福祉への関心を持ち、互いに理解を深めあい、共に豊かな人間性を育てあえるよう、交流教育を進めます。 現在、たんぽぽ教室と葉山保育園の交流を月2回実施しています。
取り組みの方向	学校等の関係機関と情報共有等を行い、今以上に連携を強化していく必要があると考えられるため、今後は地域の学校と特別支援教育諸学校との交流の推進を図っていきます。 また、たんぽぽ教室と保育園の交流により、幼少期から社会福祉への関心を持てるよう継続して取り組みます。
担当課名	子ども育成課、学校教育課

5) 民生委員・児童委員との交流

事業概要	<p>民生委員・児童委員の障がい福祉部会を担当する委員が中心となり、定期的に町内の障害者施設を訪問しています。</p> <p>また、年に1度、夏の交流会を開催し、レクリエーションをして障害のある人やその家族と楽しい時間を過ごしています。</p> <p>障害のある人にとっては、家族や支援者以外の人と日常の場で触れ合える貴重な機会となっています。</p>
取り組みの方向	<p>民生委員・児童委員と様々な年代の障害のある人との交流が図られており、互いが知り合える場となるため、今後も継続して取り組みます。</p>
担当課名	福祉課

6) 福祉教育の充実

事業概要	<p>障害のある人に対する理解と認識を深めるための福祉教育を推進するため、各種講座等を企画し、学習機会の充実を図ります。</p> <p>町内の小・中学校においては、体験学習を通して障害のある人への理解を深めていきます。</p> <p>また、福祉事業所の協力を得て、中・高校生対象の夏休み福祉活動体験学習（施設等での4日間の体験学習）を実施します。</p>
取り組みの方向	<p>児童・生徒に限定せず、広い年齢層を対象にした福祉教育を実践するには、障害理解を促す機会を地域住民のより身近で実感ある日常生活場面の中で促進する必要があります。</p> <p>そこで、今後は福祉教育に関するカリキュラム編成の工夫を行い、児童・生徒向けの体験学習等の学習機会に加え、大人を対象に、地域住民のより身近な小地域を基盤とした生活問題や地域問題を題材にした学習機会及び担い手の育成の充実を図ります。</p>
担当課名	学校教育課、社会福祉協議会

1-2：ボランティア活動の活性化

現状と課題

障害のある人への理解を深めるために、ボランティア活動の活性化は必要不可欠です。

アンケート調査の一般市民の結果からも、障害のある人と接する機会があればお手伝いや支援をしていきたいという回答が多くあり、ボランティア活動への意欲が伺えました。これらの気持ちを大切にし、ボランティア活動に参加できるような機会の充実により、一人でも多くの方が障害のある人に対する理解を深めていくことが大切です。

ボランティア活動への支援は、社会福祉協議会が中心となり実施していますが、障害のある人への支援を目的にしたボランティア団体は、協働や支援する場面が増加しています。一方で、当事者組織の活動は、会員の高齢化や新しく入会する人が少ないため、活発でなくなってきました。

今後は、ボランティアの育成、組織化、支援や団体同士の連携等の機会を充実させ、ボランティア活動のすそ野を広げていくことが重要となります。

1) ボランティアの育成

事業概要	<p>ボランティア活動の基本的な研修を行うとともに、障害のある人へのボランティア活動を希望する地域住民を対象に、障害特性に応じたボランティアの育成のための手話奉仕員養成講座、点訳ボランティア養成講座（初・中級編）、音訳ボランティア養成講座（初・中級編）を開催します。</p> <p>手話奉仕員養成講座（入門課程）は毎年1回、点訳及び音訳の各ボランティア養成講座（初級・中級編）は2年ごとに開催しています。</p> <p>現在、町は逗子市と共催で手話奉仕員養成講習会を開催していますが、社会福祉協議会が行う手話奉仕員養成講座（入門課程）はその入口に位置づけられるものであり、非常に重要な役割を担っています。</p>
取り組みの方向	<p>現行の講座（ボランティア育成）は、障害特性に応じたボランティアの育成としては聴覚や視覚に限定されるため、他の障害特性へのボランティア育成や組織化、活動支援等も検討する必要があります。</p> <p>今後はニーズを把握して、障害特性に応じた多様なボランティアの育成を実施していきます。</p>
担当課名	社会福祉協議会

2) ボランティア活動のコーディネート

事業概要	<p>ボランティア活動希望者とボランティア活用希望者への情報提供やコーディネートを行うとともに、ボランティア活動団体への活動資金の支援を行います。</p> <p>社会福祉協議会では、ボランティア活動者への情報提供（市民活動ガイドブックや情報紙など）やコーディネート、ボランティア活動団体への活動資金の支援、ボランティア活動の利便性向上のための活動場所の提供等を行っています。</p>
取り組みの方向	<p>障害のある人のニーズに応じた新たなボランティアの組織化、活動支援等が必要と考えられます。</p> <p>そこで、各小地域における助け合い活動やニーズに応じた多様なボランティアへの活動支援等を実施するとともに、日頃からボランティア団体との連携を図り、活動内容の周知や活躍の機会づくりを進めていきます。</p>
担当課名	社会福祉協議会、福祉課

3) 小地域福祉活動の推進

事業概要	<p>葉山町内におおむね8つの日常生活圏域を設定し、現在5圏域において小地域福祉活動推進組織が設置され、そのうち3地区において見守りや個別支援の活動が実施されています。</p>
取り組みの方向	<p>今後も小地域福祉活動推進組織の設置を目指すとともに、集いの場づくりや有償又は無償による生活支援活動など、地域のニーズにあった住民主体の活動を支援していきます。</p>
担当課名	社会福祉協議会

1-3：コミュニケーション支援の充実

現状と課題

聴覚障害のある人など、意思疎通を図ることが困難な人のコミュニケーション手段を確保することは、障害のある人の自立生活を支援する上で重要となります。

町ではこれまで、週1回2時間、福祉課に手話通訳者を配置してきましたが、令和元年度からは週4日、福祉課窓口到手話通訳者を配置しています。

また、病院や公共機関等での相談や諸手続き等の支援が必要な時は、手話通訳者を派遣しています。

聴覚障害のある人の中には、情報保障の手段として手話だけでなく要約筆記を必要とする人もいるため、今後は要約筆記事業の検討が求められています。

さらに、障害のある人が、暮らしている地域で今よりももっと日常的にコミュニケーションが図られるよう、手話のできる「手話奉仕員」を養成することも市町村の責務です。現在、町社会福祉協議会と逗子市社会福祉協議会との共催で、手話奉仕員の入口となる「入門講座」を実施し、その後のステップアップとして、町と逗子市と共催で手話奉仕員養成講習会「基礎講座」を開催しています。

日常的にコミュニケーションを取る手話奉仕員から、障害のある人の情報保障を行う「手話通訳者」へと養成されるまでには、数年単位での期間が必要です。手話奉仕員になった人が更に「上級講座」「フォローアップ講座」を受講し、県の養成講座を受けて、最終的に神奈川県手話通訳認定試験に合格し、地域で手話通訳者として活動できるようになることが重要です。

1) コミュニケーション支援事業

事業概要	聴覚障害のある人の意思疎通の円滑化を図るため、福祉課窓口到手話通訳者を配置し、相談や諸手続きの支援を行います。 また、成人式などのイベントや町内外の説明会、病院や公共機関等での各種手続きなどで障害のある人の情報保障がされるよう、手話通訳者の派遣を行います。
取り組みの方向	聴覚障害のある人の中でも、情報保障の手段として手話を必要とする人と、別の手段として要約筆記を必要とする人がいます。今後も継続して事業の実施に努めるとともに、ニーズを勘案し必要な事業量の確保に向けて取り組んでいきます。
担当課名	福祉課、関係各課

2)手話奉仕員養成講座

事業概要	<p>聴覚障害への理解や手話技術の習得により聴覚障害のある人のサポートを希望する町民を対象として、厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応の養成テキストに準じた講座を開催し、手話奉仕員を養成します。</p> <p>また、手話奉仕員から手話通訳者へステップアップを図るための養成講座（上級講座、フォローアップ講座）を、逗子市と連携して取り組んでいます。</p>
取り組みの方向	<p>今後も社会福祉協議会や近隣市と連携し、町のみならず広域に手話通訳者が増え、地域全体の情報保障が確保されるよう、取り組んでいきます。</p>
担当課名	福祉課、社会福祉協議会

1-4：スポーツ・レクリエーション活動の促進

現状と課題

一人ひとりの生活の質を向上させる上で、スポーツ活動や文化活動における社会参加は重要な役割を果たしています。

町では、障害のある人のスポーツ活動及び社会参加を支援するため、ヨット大会などへの支援を行ってきました。また、日ごろの成果を発表する作品展や地域のイベントの開催など、文化活動も支援してきました。しかし、近年では参加者の固定化や事業への参加手段の確保などが課題となっています。

障害のある人の生活を充実させるために、障害のある人もない人も気軽に参加できるようなスポーツ及び文化活動を推進することが求められます。

1)障害者スポーツの振興

事業概要	<p>スポーツに興味を持つ障害のある人に対し、教育委員会等と連携を図りながら、スポーツ活動に参加する機会や指導を受ける機会を創出していきます。</p> <p>障害のある人から、スポーツ活動に参加したいと相談があった場合には、できる限り受け入れへの配慮を行っています。</p>
取り組みの方向	<p>今後も相談があった場合には、できる限り受け入れられるように継続して配慮をしていきます。</p>
担当課名	<p>福祉課、生涯学習課</p>

2)障害者スポーツ大会への参加支援

事業概要	<p>障害のある人のスポーツ活動を促進するため、国や県が実施する障害者スポーツ大会への参加を支援します。</p> <p>県主催の障害者スポーツ大会への参加のため、周知や受付等の支援を実施します。</p>
取り組みの方向	<p>より多くの人に参加できるよう広報等の充実を図りながら、今後も継続して支援を行います。</p>
担当課名	<p>福祉課</p>

3)バリアフリー・ヨット大会事業

事業概要	<p>葉山町セーリング協会及び逗子ヨット協会が主催するバリアフリー・ヨット大会の開催援助をしています。</p> <p>バリアフリー・ヨット大会を通じて、障害のある人のスポーツの振興と障害のある人同士の交流を援助します。</p>
取り組みの方向	<p>今後も継続してバリアフリー・ヨット大会の開催援助を行います。</p>
担当課名	<p>福祉課、生涯学習課</p>

4) 愛の作品展の開催

事業概要	障害のある人が日頃の活動の中で作成した作品を披露する機会として、年1回福祉文化会館で「愛の作品展」を開催し、文化活動の充実を図ります。
取り組みの方向	今後も継続して文化活動の充実を図ります。
担当課名	福祉課

5) 障害者団体の各種行事の支援

事業概要	障害のある人を支援する障害者団体に対し、行事等の活動を支援することにより、文化・交流活動を促進します。
取り組みの方向	今後も継続して障害者団体の行事等の開催援助を行います。
担当課名	福祉課

6) 交流の場の推進

事業概要	<p>障害のある人の社会参加と地域との交流を図るため、交流の機会を創出します。</p> <p>町内では、葉山町自立支援協議会において、障害のある人とない人が交流しあう機会「地域生活を考える交流会」が継続的に実施されています。</p> <p>また、横須賀三浦地区では、知的障害者施設、作業所、行政が、協働により、アトラクション、展示、販売等のイベント「横須賀三浦地区ふれあい広場」(年1回)を開催し、情報交換や交流を図るための活動を支援しています。</p>
取り組みの方向	<p>障害のある人とない人が交流することにより、親睦を深め、相互理解を推進できるよう、様々な方法や場所、機会を活用し実施していきます。</p> <p>また、障害のある人同士、関わる施設や作業所、行政同士も交流を深めるために今後も事業に取り組みます。</p>
担当課名	福祉課

基本目標2：相談しよう！利用しよう！

2-1：相談支援体制の充実

現状と課題

障害のある人一人ひとりに応じた適切なサービスや生活支援へつなぐための最初の入口が相談支援となります。そのため、アンケート調査結果や葉山町自立支援協議会において課題として出された、どこに相談したらよいかわからないなどといったことのないよう、わかりやすい相談体制が必要になります。

現在、町では福祉課窓口にて相談に対応するとともに、相談支援事業所の相談支援専門員（「支援センター風」、「こころの相談室ポート」）が障害のある人や家族からの相談を支援しています。専門的な知識をもつ2カ所の相談支援事業所が対応することにより、質の高い相談支援サービスを提供しています。中でも「こころの相談室ポート」は、精神障害のある人を対象に、町内ではじめて相談支援事業所として設置され、相談支援の充実を図ってきました。

また、身近な相談窓口として民生委員・児童委員と地域で安心して生活ができるよう、連携を図っています。

平成27年度より支給決定の際に必要な計画相談支援については、現在作成率が100%になり、支援が必要な人に適したサービスが提供されています。しかし、相談支援事業所が不足しており、相談支援事業所の確保が課題になっています。

また、依然として相談窓口の認知や制度の理解が図られていないのが現状であり、情報のバリアフリー化を進め、障害のある人や家族が安心して気軽に相談できる相談体制を確立していくことが重要です。

1)相談支援の充実

事業概要	<p>障害のある人やその人を支える人からの相談を相談支援事業所（「支援センター風」、「こころの相談室ポート」）で対応します。</p> <p>また、町の相談窓口においても、適切な相談対応ができるよう、職員の資質向上に努めるとともに、相談支援事業所等の関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>サービス利用に関する調整が困難な人で、計画的な支援が必要とされる人に対しては、基幹相談支援センターから技術的助言を得て、支援を行います。</p>
取り組みの方向	今後も相談支援体制の強化を進めます。
担当課名	福祉課

2) 地域福祉総合相談事業

事業概要	地域での生活及び福祉活動の担い手の相談を総合的に受け、住民、行政、福祉事業者との連携のもと支援を行います。
取り組みの方向	高齢、障害、児童などの枠にとらわれず、地域での日常生活の中での困りごとや福祉活動に関する相談の総合窓口として、住民、行政、福祉事業者との連携・協働のもと、個別支援や地域支援、住民福祉活動の情報提供等を行います。
担当課名	社会福祉協議会

3) 相談支援ネットワークの構築

事業概要	障害のある人やその人を支える人からの相談に対して、適切な情報提供が行えるよう、相談支援事業所、福祉施設、地域活動支援センター等の関係機関とのネットワーク体制を構築しています。町自立支援協議会で、相談支援ネットワーク委員会を設置し、各事業所間の情報交換等を行っています。
取り組みの方向	相談事業所から情報を得て、関係機関と連携し、多様な接点を通じて相談支援のネットワークが機能するよう継続して取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

4) 保健相談事業

事業概要	障害のある人やその人を支える人が必要な時に相談できるよう、福祉課と町民健康課、子ども育成課で連携を図っています。 各課への相談方法は、電話、来所や各種教室への参加、乳幼児健診等様々ですが、相談の内容によっては教育委員会とも情報を共有し、包括的な支援が行えるよう、ケース会議や連絡会を開催しています。
取り組みの方向	相談内容は、障害に関することや生活習慣病に関すること等多岐にわたります。生活習慣病の人には半年程度の改善指導を行います。体調の変化で継続支援が難しくなり、予定期間よりも延長することや指導内容を訪問指導に変更することもあります。各課で相談方法の周知を行い、円滑な相談ができる環境づくりに取り組みます。
担当課名	町民健康課、子ども育成課、福祉課

5) 民生委員・児童委員の相談

事業概要	地域で安心して生活ができるよう、生活に関する身近な相談対応をしています。
取り組みの方向	今後も民生委員・児童委員と町の緊密な連携を図ります。
担当課名	福祉課

6) 情報提供の充実(制度案内)

事業概要	<p>障害者手帳交付の際に制度案内を配付し、利用可能な制度について周知しています。制度案内は、町ホームページ [https://www.town.hayama.lg.jp/] でも見ることができます。このほか、広報紙や町のホームページなど多様な手段を通じてわかりやすい、利用しやすい情報を提供します。</p> <p>また、町役場に音声拡大読書機「よむべえ」を設置し、視覚障害者、学習障害者、高齢者等のサポートをします。</p>
取り組みの方向	<p>障害の制度について、周知のさらなる工夫が求められています。</p> <p>今後も町自立支援協議会からの意見を参考に、利用者の利便性に配慮して、わかりやすい情報提供の在り方を検討し、継続して取り組んでいきます。</p>
担当課名	福祉課

7) 情報提供の充実(声の広報)

事業概要	<p>視覚障害のある人に「広報葉山」及び「葉山町議会だより」を読んでもらうため、デイジー図書を作成を行い、希望する人には毎月ご自宅へお届けしています。なお、政策課にて貸し出しすることや町ホームページ [https://www.town.hayama.lg.jp/] からダウンロードすることも可能となっています。</p>
取り組みの方向	<p>視覚障害のある人に町の情報をきちんと伝えられるよう、今後も継続して取り組んでいきます。</p>
担当課名	政策課、議会事務局

2-2：在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障害者自立支援法が施行されてから、地域生活を支える各種サービスが整備され、障害のある人の地域生活を支える支援体制の充実が図られました。さらに、法律の名称が障害者総合支援法に改められると同時に、対象者の範囲が難病患者等へも拡大されました。

難病患者のサービス利用は少しずつ増えていますが、今後も鎌倉保健福祉事務所等、関係機関との連携を行い、きめ細かい支援が必要です。

制度改正にあわせて、必要とする人がサービスを利用できるよう、周知に努めます。

1)訪問系サービス

事業概要	日常生活に必要な「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「自立生活援助」の各サービスを提供します。 制度の定着や地域移行の促進に伴うサービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
取り組みの方向	今後も継続して各サービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	福祉課

2)補装具費の支給事業

事業概要	障害のある人の身体機能を補完又は代替し、自立した日常生活を行えるよう、補装具の購入費又は修理費を支給します。
取り組みの方向	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	福祉課

3)日常生活用具の給付

事業概要	主に身体障害のある人に自立した日常生活を支援するための用具を給付します。
取り組みの方向	身体障害のある人のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めるとともに、今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	福祉課

4)入浴サービス事業の充実

事業概要	家庭において入浴することが困難な在宅の重度の障害のある人の福祉の向上を図るため、訪問入浴サービスを実施します。
取り組みの方向	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	福祉課

5)配食サービスの充実

事業概要	食事作りが困難な在宅の高齢者及び重度の障害のある人の世帯に、調理した夕食を配達し、健康保持や安否確認を行い、その費用の一部を負担しています。 平成 23 年からは、「就労継続支援 B 型 トントン工房」が委託事業所となり、食事作りから配達までを行っています。
取り組みの方向	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	福祉課

6)介護用品支給事業

事業概要	障害者手帳の発行を受けている重度の障害のある人で、排せつ用具を常時必要とする人に対し、紙おむつや尿パッドなどを支給しています。
取り組みの方向	今後も継続して取り組んでいきます。
担当課名	社会福祉協議会

7)グループホーム等の入居者支援

事業概要	グループホームに入居する障害のある人の家賃等の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び自立生活の支援を図ります。 施設入居者のうち月 10,000 円を上限として家賃を助成しています。
取り組みの方向	今後も継続して取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

2-3：施設等利用者への支援の充実

現状と課題

障害のある人の重度化や高齢化、さらには親亡き後の将来の支援は、障害のある人とその家族の不安の一つになっています。

適切なケアを受けられる暮らしの場としての施設入所や、在宅で生活できるよう訓練サービスの利用を支援します。

1)施設入所支援

事業概要	施設に入所する人に、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。
取り組みの方向	今後も、県や近隣市と情報共有をして、サービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	福祉課

2)自立訓練(機能訓練・生活訓練)

事業概要	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活力向上のための訓練を行います。
取り組みの方向	専門的なサービスを提供できる施設は限られているため、関係機関と連携し、サービスの利用に努めます。
担当課名	福祉課

3)更生訓練費の確保

事業概要	身体障害のある人が施設において更生訓練を行う際に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
取り組みの方向	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	福祉課

2-4：予防と健康づくりの充実

現状と課題

近年では、疾病全体に占める、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、それらが障害の原因となることが多いことから、早期に生活習慣の見直しなどを通じて、疾病の「予防」に重点をおいた施策の推進が必要となります。

障害のある人のための医療の充実は、障害の軽減を図り、障害のある人の自立を促進するために必要不可欠です。

町では、予防と健康づくりのため、健康診断、健康相談や講演会等を開催し、積極的に健康づくりに努めています。しかし、障害のある人は疾病のハイリスク群となっているため、健康指導の必要性が高い反面、病状により来所が困難なこともあり、一人ひとりにあった支援の方法が求められています。

重度の障害のある人には、保険診療に係る医療費を助成し、障害のある人が経済的に困窮しても必要な医療が受けられるよう努めています。

1)自立支援医療費の支給

事業概要	障害のある人の障害の程度を軽くするための治療にかかる医療費を、自立支援医療費（更正医療・育成医療）として支給します。 また、精神疾病の通院にかかる自立支援医療費（精神通院）については、円滑に手続きを行えるよう努めます。
取り組みの方向	今後も継続して必要な医療費を支給するとともに、事業の普及・啓発に取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

2)障害者医療費助成事業

事業概要	重度の障害のある人の医療費負担の軽減を図るため、保険診療にかかる医療費を助成します。 町は、平成 19 年 10 月より重度の精神障害のある人への入院・通院に係る医療費の助成も開始しています。
取り組みの方向	平成 21 年 10 月から年齢制限を導入し、年々増加する医療費の増額を抑制することができています。 神奈川県補助事業で実施している事業ですが、制度の安定的かつ継続的な運営を目指すため、県や県内市町村と情報交換や勉強会を行っていきます。
担当課名	福祉課

3)母子保健事業

事業概要	<p>妊娠期から乳幼児期の健康相談・健康教育等を通じて、支援の必要な人への早期支援を通し、親子の健やかな生活を支えます。</p> <p>乳幼児健康診査にて、運動発達や精神発達及び疾患等で、何らかの所見のあった子どもに対して、経過健診や心理発達相談、医療機関での精密健康診査等を行い、健診後の支援を行います。</p> <p>その後、子どもの状況により、療育機関での支援や定期的医療機関受診、育児相談での支援など、継続的な支援を行います。</p>
取り組みの方向	<p>健診受診者に対する支援体制は整ってきていますが、健診未受診者に対する対応は必要です。未受診者対策の強化を図り、引き続き事業を実施していきます。</p>
担当課名	子ども育成課

4)特定健診・特定保健指導事業

事業概要	<p>国民健康保険加入の40歳から74歳の方を対象に健康診査を実施し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防、早期発見に努めます。また、重症化を予防するため、特定保健指導対象者となった方に対して保健指導を実施します。</p> <p>精神障害のある人は、食事の調整や運動の実施が困難で、特定保健指導対象者になることが多く、本人の希望や家族の勧めなどで特定保健指導を受ける人がいます。</p>
取り組みの方向	<p>障害のある人は生活習慣病のハイリスク群となっていますが、来所困難や、病状の悪化のため来所できなくなってしまう人もいます。そのため、その人独自の指導期間や内容が必要になります。そこで、特定健診については、障害のある人が受診しやすいように、時間帯や環境に配慮して実施していきます。</p> <p>特定保健指導については、来所しやすい時間や、理解しやすい内容を心がけ、通常半年間で終了するものですが、本人のペースを大切に、指導方法や指導期間の延長を考慮していきます。</p>
担当課名	町民健康課

5)健康増進事業

事業概要	各種がん検診や歯周疾患検診、健康増進教室、講演会等を実施し、健康づくりに努めます。
取り組みの方向	<p>がん検診は障害のある人の受診が難しく、胃がん検診は安全上からお断りすることがあるため、受診しやすいがん検診の工夫を検討していきます。</p> <p>講演会等については、障害のある人が参加しやすい環境づくりに取り組みます。</p> <p>健康教室は障害のある人が参加しやすいよう、申込時や初回に留意点などを伺い、周囲の協力を仰ぎながら進めていきます。</p>
担当課名	町民健康課

2-5：障害の早期発見・早期対応

現状と課題

障害のある子どもが自分らしく自立した生活を送るために、乳幼児期における療育の支援等は重要なものとなります。町では、乳幼児健康診査等を実施し、早期発見・早期支援の対応に努めています。

また、成人については、がん検診や健康診断の結果をもとに、適切な指導・相談を行い、早期発見・早期治療を促進しています。しかし、がん検診の結果を送付しても、状況が把握できずに精密検査を受けないままの人がいるなど、個別の支援の強化が課題となっています。

1)乳幼児療育事業

事業概要	乳幼児健康診査等において、運動発達や精神発達等で、何らかの発達支援が必要な子どもに対し、経過健診や心理発達相談、医療機関への受診等にて健診後の支援を行い、必要な子どもに対して療育支援を行います。
取り組みの方向	療育を必要とする子どもの支援につながるよう、スクリーニング機能の充実と保護者への積極的支援に努めます。 また、子どもに合った適切な療育指導の実施に努めます。
担当課名	子ども育成課

2)健診フォロー体制の整備

事業概要	成人については、がん検診等で要精密検査となった人に対しては、適切な受療を行っているか確認し、必要な指導を行っています。また、健康診査の結果、生活習慣病の指導を希望する人に対しては、相談を行っています。 乳幼児は、乳幼児健康診査において、運動発達や精神発達等で、何らかの所見のあった子どもに対して、経過健診や心理発達相談、医療機関での精密健康診査等を行い、健診後の支援を行っています。 子どもの状況により、その後、療育機関での支援や定期的医療機関受診、育児相談での支援など、継続的な支援を行います。
取り組みの方向	健診受診者に対しての支援体制は整ってきていますが、要精密検査の受診確認の通知を出しても返信がなく、状況が把握できない人がいるなど、支援の強化が必要です。その人が受けられる支援を個別にきめ細かく行っていきます。
担当課名	町民健康課、子ども育成課

2-6：権利擁護の推進

現状と課題

人間としてその人らしく生きるためには、福祉サービスの利用をはじめ様々な場面において、個人の自己決定権を尊重することが重要です。障害のある人の中には、日常生活を送る上で判断能力が不十分であるため、福祉サービスを十分に活用できないといった問題や、身の回りのことや金銭管理ができないなど、地域での生活が困難な人がいます。障害のある人の高齢化や親亡き後を見据えて、成年後見制度の利用が図られるよう、関係者が連携して支援することが求められています。

また、障害のある人に対する虐待は、個人の尊厳を害するものであり、自立及び社会参加にとってこれを防止することが極めて重要であることから、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待防止法」が平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月から施行されました。町においては、平成 25 年 4 月より福祉課内に「葉山町障害者虐待防止センター」を設置し、支援体制を整えています。現在、通報件数は年間 1 件程度となっていますが、通報件数にかかわらず、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ることが重要です。

1)障害者虐待防止の取り組みの強化

事業概要	虐待を防止し、障害のある人の安全で安心な地域生活を確保するため、国・県をはじめとする関係機関との連携を図りながら、平成 25 年度より福祉課内に設置した葉山町障害者虐待防止センターを中心とした支援体制を整えています。
取り組みの方向	虐待の通報があった際は迅速に関係機関で情報を共有し、総合的な視点からの確かな判断ができるように努めていきます。
担当課名	福祉課、子ども育成課

2)あんしんセンター事業

事業概要	日常生活を営む上で支障がある知的障害、精神障害、身体障害のある人等の権利擁護を図り、地域で自立した生活を送れるよう、利用者又は法定代理人との契約に基づき、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービスを提供します。 相談・契約件数は増加傾向にあります。制度案内等を通じて事業周知に努めています。 また、必要に応じて成年後見制度の利用を検討し、障害のある人の権利擁護に努めます。
取り組みの方向	利用者の契約締結能力がなくなった際、親族後見人がいないために報酬を必要とする第三者の成年後見人への移行支援の必要性が高まるなど、障害のある人の権利擁護については、様々な新しい検討がなされています。近隣市町や県社会福祉協議会と情報共有するとともにニーズの把握に努めていきます。
担当課名	社会福祉協議会、福祉課

3) 成年後見制度相談事業

事業概要	月1回、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの協力を得て、無料の相談会（予約制）を実施しています。
取り組みの方向	今後も、成年後見制度についての普及・啓発を図ります。 また、社会福祉協議会をはじめ、多くの関係機関と連携し、障害のある人の資産が守られるよう、今後の方向性について検討します。
担当課名	福祉課

基本目標3：はたらきたい！住みたい！出かけたい！

3-1：日中活動の場の充実

現状と課題

障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らせるようにするためには、その介護にあたる家族の負担を軽減することも含め、様々な支援体制を整備・充実させていくことが重要です。

町では、町立の生活介護事業所である「葉山はばたき」においては、指定管理者制度を導入し、社会福祉法人による質の高いサービス提供が可能となっています。

精神障害のある人の活動の場としては、「就労継続支援B型事業所 トントントン工房」、「地域活動支援センター ポート」が整備され、日中活動の場の充実が図られています。

日中活動の場を町内に充足させることは現実的ではないため、近隣市と連携した広域的な対応の強化が求められます。

また、「葉山はばたき」については、安定して長期にサービスを提供するには、施設や設備の老朽化等に課題がある状況です。

1)日中活動サービス

事業概要	福祉施設等で日中活動として実施している「生活介護」「療養介護」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「ショートステイ」の各サービスを提供します。
取り組みの方向	今後も継続して各サービスの提供を図っていきます。
担当課名	福祉課、子ども育成課

2)地域活動支援センターの設置

事業概要	創作的活動や社会交流活動など障害のある人の日中活動を支援する地域活動支援センター事業を「地域活動支援センター ポート」で実施します。
取り組みの方向	今後も継続してサービスの充実に努めるとともに、設置した地域活動支援センターが機能を発揮できるよう、引き続き支援していきます。
担当課名	福祉課

3)日中一時支援事業

事業概要	家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人の日中活動の場を提供します。
取り組みの方向	利用者は少ないものの申請することで安心する人もおり、ニーズがあるため、今後も継続してサービスの提供を図っていきます。
担当課名	福祉課

4)障害者支援施設の充実

事業概要	障害者支援施設「葉山はばたき」では、生活介護事業所として、機織作業、空き缶つぶし等を中心に、障害のある人の日中活動の場を提供しています。
取り組みの方向	<p>20名の定員に対し25名の登録者がいるため、稼働率が高い状況です。</p> <p>「葉山はばたき」で行っている生活介護事業は、民間で実施可能な法定の障害福祉サービス事業です。今後の安定した長期的なサービス提供と施設や設備の老朽化等の課題を解決するため、民間活力の活用を視野に、町内に生活介護事業所の設置意向を持つ事業所・団体と協力していきます。</p>
担当課名	福祉課

5)障害児の活動の場の充実

事業概要	総合的な療育の拠点である保育園・教育総合センター内の「たんぽぽ教室」を活用し、発達につまずきのある児童の日中活動の場の充実を図ります。
取り組みの方向	<p>早期発見、早期支援の推進により、「たんぽぽ教室」で療育を受ける児童が増加傾向にあり、受け入れ児童の調整が必要な状況にあります。</p> <p>今後は、総合的な療育の拠点である「たんぽぽ教室」の受け入れ態勢の向上を図り、発達につまずきのある児童の日中活動の場を充実させるとともに、事業所との連携を図ります。</p>
担当課名	子ども育成課

3-2：暮らしの場の確保

現状と課題

住宅は地域での生活基盤そのものであることから、障害のある人の住まいの確保、暮らしやすい住まいの普及などの住宅に関する施策の充実や障害のある人が共同で生活を営むグループホームなど、個々のニーズに対応していくことが求められます。

現在、町には、知的障害者のグループホームが1カ所あり、定員に達しています。

町営住宅は、住宅に困っている低額所得者のために建てられた住宅であり、入居について申込資格が定められています。あらゆる年代、多様な状態の人から入居の希望が多い現状です。

町営滝の坂住宅は平成25年度に、町営平松住宅は平成26年度に階段の手すりを設置していますが、十分にバリアフリー化されている状態ではありません。

自立生活を継続するための支援とあわせて、地域での暮らしの場の確保を行う必要があります。

1) グループホーム等の確保

事業概要	地域生活を支援するため、障害福祉サービスにおけるグループホームの確保に努めます。
取り組みの方向	平成29年度に町内にあったグループホーム「ジャストサイズ一色」の代替として新たに「ジャストサイズ堀内」が開設され、安定的に運営できる施設ができました。 今後も当事者やその家族の高齢化を見据え、引き続き町内にグループホーム等の生活の場の設置意向を持つ事業者・団体に対し、支援策を検討します。
担当課名	福祉課

2) 町営住宅の入居優遇措置

事業概要	障害のある人が町営住宅への入居を希望した場合、抽選の当選確率があがる入居優遇措置を図ります。
取り組みの方向	入居優遇措置を図っても、町営住宅は慢性的に空きがなく、空きが出た際にも募集が行われると高い倍率で応募がある状況にあります。 今後も引き続き入居優遇措置を図り、障害のある人の入居を支援していきます。
担当課名	福祉課

3)住宅設備改良費助成事業

事業概要	重度の障害のある人又はその保護者が在宅生活に適するよう住宅設備を改良する場合、その改造費の一部を助成し、障害のある人の日常生活の便宜を図るとともに社会的自立を促進します。
取り組みの方向	助成制度を有効に活用した住宅設備改良工事ができるよう、今後も継続して情報提供や相談体制を充実するとともに、介護保険制度と連携を図りながら、施工事業者に対し制度の周知を図ります。
担当課名	福祉課

4)情報提供の充実(事業所の参入促進のための情報提供)

事業概要	事業所の参入を促進するため、必要な情報の収集に努めます。
取り組みの方向	事業所の町内誘致へ向け、公共用地の貸付などの支援策を検討していますが、望ましい土地が少なく実現に至らない状況にあります。今後も継続して候補地の情報収集に努めます。
担当課名	福祉課

3-3：社会参加の促進

現状と課題

障害のある人が外出する際には、その人の障害特性によって移動に様々な困難が伴います。また、地域での自立生活や社会参加においては、交通費の支出による経済的な負担が課題となります。

町では、屋外での移動が困難な人に移動支援サービスを提供していますが、ニーズが高い反面、事業所数が少ないことが課題となっています。

また、移動手段として通所交通費の支給、タクシー券・燃料給油券の交付や自動車改造費の助成等を実施していますが、障害の特性や年齢などによって、移動手段が個々に異なることから、柔軟な対応が求められています。なお、令和元年度から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の人も制度の対象となりました。

1) 移動支援事業

事業概要	障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害のある人に、外出支援を行います。 利用者のニーズに応じて、柔軟な対応を図ります。
取り組みの方向	今後も継続して事業の実施に努めます。
担当課名	福祉課

2) 送迎サービス運営事業

事業概要	在宅生活の支援として、本人及び介護者だけでは移動が困難な重度の障害のある人に対して、病院や施設の入退院・入退所及び通院の際、ストレッチャーごと乗車できるハンディキャブによる送迎サービスを行います。
取り組みの方向	今後も移動が困難な重度の障害のある人への効果的な支援について検討していきます。
担当課名	福祉課、社会福祉協議会

3) 施設等通所交通費の支給

事業概要	施設等に通所している在宅の障害のある人に対し交通費を助成することで、障害のある人の社会参加、経済的負担の軽減及び通所サービスの利用促進を図ります。
取り組みの方向	今後も定期的に安定して利用されるよう、取り組みます。
担当課名	福祉課

4) 移動に係る経費の助成(タクシー券交付事業・自動車燃料費助成事業)

事業概要	<p>在宅の重度の障害のある人が利用するタクシー料金や自動車燃料費の一部を助成することにより、障害のある人の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。</p> <p>タクシー券（600円・年間24枚）や燃料給油券（月10リットル）を交付し、在宅生活の支援を実施しています。</p>
取り組みの方向	<p>前回のアンケート調査の結果から、移動手段の実態は家族による送迎が多いことが判ったことから、燃料費助成事業については平成29年度に町内在住の家族による運転を対象とし、制度の改善を図りました。</p> <p>今後も利用実態を見ながら効果的な事業運営に取り組みます。</p>
担当課名	福祉課

5) 移動に係る経費の助成(自動車の改造にかかる費用の助成)

事業概要	<p>移動手段として自動車を使用する在宅の重度の障害のある人が、障害の状況にあわせた自動車を購入又は改造しようとする場合、その改造費等を助成することにより、障害のある人の社会参加の促進を図ります。</p>
取り組みの方向	<p>今後も事業の利用促進のために積極的な周知を図ります。</p>
担当課名	福祉課

3-4：就労支援の総合的な推進

現状と課題

障害のある人の就労支援は、一般就労^{※4}や福祉的就労^{※5}など、一人ひとりにあった働き方ができるよう整備されています。

近年、障害のある人の就労意欲が着実に高まっている中で、就労による社会参加を実現し、障害のある人が地域社会で自立していきいきと暮らせるよう、障害者雇用対策の一層の充実を図っていく必要があります。

現在、町では、葉山町自立支援協議会をはじめ、日ごろから障害者就業・生活支援センターや就労移行支援・継続支援事業所など、関係団体と連携し、適切な就労支援に努めています。

今後も、障害のある人の就労支援の充実と活性化を図るため、職業訓練、相談機能の強化、生活支援と一体となった支援施策の充実が求められます。

※4 一般就労

障害者の就業形態の一つで、一般企業との雇用契約に基づく就労のこと。

※5 福祉的就労

障害者総合支援法等を根拠に設定されている施設が障害福祉サービスとして提供する働く場での就労のこと。

1) 就労支援事業

事業概要	一般企業等への就労を希望する人に一定期間知識や能力向上のための訓練を行う「就労移行支援」を、一般企業等への就労が困難な人に働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行う「就労継続支援」を、障害のある人の就労の定着を図るため、障害のある人と障害のある人を雇用する事業者の双方への支援を行う「就労定着支援」(平成30年4月開始)を提供します。
取り組みの方向	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	福祉課

2) 就労に関する相談体制の充実

事業概要	葉山町自立支援協議会での検討を中心に就労先の開拓、就労支援、就労定着支援など、相談支援事業所や就労関連機関、近隣市との連携を図りながら、就労の意向確認から就労後のフォローまでの就労相談支援策の充実を図ります。
取り組みの方向	町内に就労できる場が限られているため、よこすか障害者就業・生活支援センターや近隣市との連携のもと引き続き取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

3) 情報提供の充実(就労支援に関する情報の提供)

事業概要	就労に関する制度や事業所情報など、利用者や事業者が共有できる情報の発信に努めます。 相談支援事業所と連携を図りながら就労に向けた支援を行っています。
取り組みの方向	今後も引き続き、就労支援に関する情報提供の充実を図っていきます。
担当課名	福祉課

3-5：就労環境の改善・向上

現状と課題

障害のある人の就労については、職場の障害理解に基づく適切な就労環境が整備されていないことから、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

この問題を解決するため、障害者総合支援法においては、障害のある人の就労への抜本的強化が行われていますが、就労訓練や就労継続支援にとどまらず、就労先の開拓や斡旋、就労後の支援やさらには生活全般への支援といったものが密接に関連しています。

身近な地域の中に働きやすい環境を整備するために、まずは事業主をはじめとして、広く町民に対して障害者雇用についての啓発活動を行うことが重要となります。

1) 就労支援ネットワークの推進

事業概要	障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、情報共有が行えるよう、ハローワーク（公共職業安定所）、神奈川障害者職業センター、神奈川県障害者雇用促進センター、よこすか障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等とのネットワーク体制を推進します。
取り組みの方向	就労支援については、個別のケースに応じて各機関との連携を図っています。 今後も個別のケースに応じて対応するとともに、地域の障害者就労に関する情報共有、意見交換等の場である障害者雇用連絡会に参加し、関係機関、事業所等との連携を図っていきます。
担当課名	福祉課

2) 事業主への雇用の啓発

事業概要	制度案内等を通じて、町内の事業主に対し、障害者雇用に関わる各種助成制度の活用や税制優遇措置の周知、雇用実例の紹介を行い、地域の中で障害のある人が就労できる場の開拓に努めます。
取り組みの方向	町内に就労できる場が限られているため、近隣市との連携のもと引き続き取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

3) 雇用報奨金支給事業

事業概要	障害のある人の雇用促進と就労の定着を図るため、知的障害のある人及び精神障害のある人を3カ月以上雇用する事業主に対し雇用報奨金を支給します。
取り組みの方向	今後も継続して取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

3-6：雇用の場の拡大

現状と課題

障害のある人が自立生活を可能にするためには、経済的な安定は必要不可欠であり、そのための就労が重要となります。

町では、地域に雇用の場が限られていることから、障害者雇用枠での町職員の募集の際、対象範囲を精神障害のある人へ拡大し、積極的に雇用の場の創出を図っています。また、町の業務を積極的に事業所へ委託することにより、業務の拡大を推進しています。

国では、障害者優先調達推進法が施行されたことにより、今後は町の指針に基づき、障害者施設等からの優先的な調達を推進することが求められています。

1)障害者施設からの調達の推進

事業概要	障害のある人の福祉的就労の充実を図るため、町の業務を事業所等に対して積極的に委託するよう関係各課に働きかけます。 福祉施策の配食サービス、行事等のお弁当やミックスペーパーの回収袋の作成を障害者施設に委託しています。
取り組みの方向	今後も、障害者優先調達推進法に基づき町の指針を策定し、障害者施設等からの調達を推進します。
担当課名	福祉課

2)公共機関の雇用拡大

事業概要	公共機関において、障害のある人の雇用拡大や就労の場の創出に努めます。
取り組みの方向	就労者の職場定着を図ることが重要と考えられ、障害のある人の職場定着のため、就労後の支援を行っていきます。
担当課名	総務課、福祉課、関係各課

3-7：経済的支援の充実

現状と課題

障害のある人の経済的自立を図る上で極めて重要な役割を果たしているのが、障害年金の支給制度です。また、障害による特別の負担に着目し、その負担の軽減を図るために支給される各種手当制度もあります。

町では、在宅の中軽度の障害のある人に対し、等級に応じた手当を支給しています。これは、法整備のない障害者福祉施策の中で始められた事業であり、社会変化に応じて施策の転換を図る必要性が求められています。

また、障害のある人の経済的支援を図るためには、障害年金や国・県の各種手当を適正に受給できるよう、普及・啓発を行っていくことが重要となります。

1)障害者手当支給事業

事業概要	毎年4月1日現在で町内在住の身体障害・知的障害・精神障害のある人に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。
取り組みの方向	法整備によるサービスの充足など、社会変化に応じた施策の転換を図る必要があるため、今後は施策の見直しを検討します。
担当課名	福祉課

2)特別障害者手当支給事業の普及・啓発

事業概要	在宅の重度の障害のある人で常時介護を要する人が手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。 広報や制度案内等により国事業の普及・啓発を図っています。
取り組みの方向	今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

3)神奈川県在宅重度障害者手当支給事業の普及・啓発

事業概要	毎年4月1日現在で県内に1年以上居住している在宅の障害のある人に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。 広報や制度案内等により県事業の普及・啓発を図っています。
取り組みの方向	今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。
担当課名	福祉課

4)公共料金等割引制度の普及・啓発

事業概要	重度の障害のある人の日常生活の支援を行うために、公共料金等の割引制度について制度案内等により周知を図ります。 <ul style="list-style-type: none">・ 電車、バス等の交通機関の運賃の割引・ 有料道路の通行料金の割引・ 水道・NHK・下水道使用料等の一部を免除
取り組みの方向	今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。
担当課名	福祉課、下水道課

基本目標4：一緒におおきくならろう

4-1：療育・保育支援の充実

現状と課題

障害のある児童とない児童が互いに育ち合い、支え合う関係を築くことができる統合保育は、幼い頃からノーマライゼーションの理念を自然に身につけるために効果的な事業となります。

町立保育園では、一定の条件のもと障害児保育（統合保育）を実施しています。また、幼稚園等での障害のある児童の受け入れに対しても、運営費の支援を行っています。

障害のある児童もない児童も共に過ごすことで相互理解を身につけ、健全な発達及び人格形成を促進するため、今後も障害のある児童の受け入れ体制の確保が求められます。

1)障害児保育(統合保育)の充実

事業概要	障害のある児童を受け入れることにより、その児童とその他通園児童の健全な発達及び人格形成を促進するとともに、障害のある児童の家庭の子育てを支援します。
取り組みの方向	障害のある児童1名に対して1名の保育士が必要となるため、複数名受け入れるには保育士の数を増やす必要があります。また、障害児保育に精通した保育士の育成・確保も必要となります。 今後も必要とされるサービス量が確保できるように、保育士の育成とあわせて人員の確保を図り、受け入れ課題の解決に継続して取り組んでいきます。
担当課名	子ども育成課

4-2：特別支援教育の推進

現状と課題

障害のある児童・生徒については、自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、合理的配慮に基づく適切かつ効果的な指導やきめ細やかな支援が必要です。

児童・生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応し、さらに近年増加している発達障害（自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習症）などの障害の特性を踏まえ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育」を推進していくことが重要です。

そこで学校教育においては、すべての学校に特別支援学級、また町内に言語指導通級指導教室を1カ所設置して、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育を実施しています。

アンケート調査の結果には、障害のある子どもと障害のない子どもが、幼い頃から地域の中で共に学び育つことの大切さが指摘されています。

今後さらに「インクルーシブ教育システムの構築」を目指し、多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進していくことが重要となります。

1)特別支援教育の推進

事業概要	障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、教育的ニーズに応じた支援体制を整備していきます。 個別の教育支援計画を作成し、支援教育の充実に取り組んでいます。 また、教員研修を実施しスキルアップを図っています。
取り組みの方向	障害のある児童・生徒において障害の多様化が進んでいるため、さらにきめ細かな対応に留意して、引き続き取り組んでいきます。
担当課名	学校教育課

2)特別支援学級の設置

事業概要	地域の中で「共に学び共に育つ」ことを基本に据えた観点から、町内すべての小中学校に特別支援学級を設置し、必要に応じて特別支援学級の担任以外に介助員を配置し障害に応じた支援の充実を推進します。
取り組みの方向	特別支援学級在籍児童数の増加に伴い、介助員の確保が課題となっています。 今後も必要な人員の確保に努め、引き続き取り組んでいきます。
担当課名	学校教育課

3) 学校施設の整備

事業概要	障害のある子どもの教育的ニーズを満たすよう、教育環境を整え配慮しています。
取り組みの方向	教育的ニーズの多様化に対応できるよう、学校施設の整備を図っていきます。
担当課名	学校教育課

4) 特別支援学級就学奨励費補助

事業概要	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励費の補助を行っています。
取り組みの方向	今後も特別支援学級就学奨励費補助制度を安定的に実施していきます。
担当課名	学校教育課

5) 就学支援委員会の開催

事業概要	町内に住所のある児童・生徒に対し適切な就学支援を行うため、障害児就学支援委員会を開催し、児童・生徒の状況を資料とともに報告し、適切な支援のあり方を審議しています。
取り組みの方向	検討対象児童・生徒の増加に伴う検討時間の確保が課題となっており、今後は十分な検討時間を確保できるように委員会運営を工夫しながら、継続して取り組んでいきます。
担当課名	学校教育課

4-3：放課後対策等の充実

現状と課題

学齢期の障害のある子どもや家庭にとって、放課後等の居場所づくりを推進することは、生活の質を向上させるとともにレスパイトケアとして重要な役割を担っています。

町では、児童の放課後の居場所として、放課後児童クラブ（学童クラブ）や児童館を提供し、障害のあるなしに関わらず相互に交流できる場として役割が期待されています。しかし、現在児童館を利用する障害のある子どもは、一人で来館できる子どもとなっており、障害の程度に応じて保護者の付き添いが必要なため、子どもの受け入れ等、来館方法やその手段についての工夫が必要です。

また、放課後等デイサービスにおいて、児童の放課後の生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、放課後等の居場所及び療育の場（日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練等）を通して障害のある子どもの自立を促進しています。

1) 児童・生徒の居場所づくり

事業概要	両親の就労や病気等により、放課後帰宅しても家庭に保護者のいない児童に対して放課後児童クラブ（学童クラブ）、地域の遊び場として児童が利用できる「児童館等」を提供します。
取り組みの方向	障害のある児童を放課後児童クラブ（学童クラブ）で受け入れるにあたっては、そのために必要となる人員の確保について、財政面、人材面及び環境整備の面で大きな課題となっています。今後は、放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後等デイサービスを利用する調整を民間事業所等と連携をしながら対応に努めていきます。 また、「児童館等」では、障害のあるなしに関わらず互いに交流できる貴重な場となりますが、指導員のケアが行き届かない問題も生じます。互いに安心して遊べる場を提供するために、学校や関係機関と連携を図り、必要に応じて付き添いを求めるなど、適正な事業の実施に努めます。
担当課名	子ども育成課

2) 放課後等デイサービス事業の利用促進

事業概要	支援の必要な就学児の放課後の療育の場として「放課後等デイサービス」を提供します。
取り組みの方向	今後も事業所と連携を図りながら、継続してサービスの安定的な提供を図ります。
担当課名	子ども育成課、福祉課

4-4：発達障害のある子どもへの支援体制の充実

現状と課題

障害のある子どもは、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要であり、早期発見・早期支援の対応の必要性は極めて高いものといえます。

町では、保健・医療・福祉・教育等が連携した取り組みとして、乳幼児期から就労するまで、発達支援システムによる一貫した相談・支援体制を充実させています。発達支援システムの中で作成した相談支援ファイルが利用者及び事業者（支援者）の双方が利用しやすいツールになり、より良い活用が図られるように、普及に向けた取り組みを強化する必要があります。

また、未就学の障害のある児童に対して、町立のたんぽぽ教室において障害児通所支援の児童発達支援事業を提供しており、日常生活や社会生活に必要なコミュニケーション能力の向上を目指します。また集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導等が行われることが期待されています。

生涯にわたって支援が継続され、障害のある人の生きづらさに支援ができるよう、発達支援システムの充実に努める必要があります。

1)障害児相談支援の推進

事業概要	早期発見・早期支援の視点で母子保健・子育て支援・家族支援など総合的な支援ができるよう体制整備を図ります。
取り組みの方向	今後も継続して葉山町自立支援協議会の相談支援ネットワーク部会を活用しながら関係機関との情報共有等を図り、今以上に連携を強化して取り組んでいきます。
担当課名	子ども育成課、福祉課

2)児童発達支援事業

事業概要	未就学の障害のある児童（自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習症等の児童も含む）に対し、専門職等による療育支援・機能訓練を行い、子どもの発達を支援するとともに、保護者等に対しても児童の正しい理解と療育を支援します。
取り組みの方向	たんぽぽ教室で療育を受けていた児童が就学後の環境の変化に対応し、学校に適應していくために、保護者の同意のもと、事前に就学する小学校へ児童の様子などを伝え、スムーズに学校生活をスタートできるように取り組んでいきます。
担当課名	子ども育成課、福祉課

3)指導員や保育士の研修

事業概要	障害のある児童（自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習症等の児童も含む）に対応していくため、児童館やたんぽぽ教室の指導員及び保育士の研修受講を推進し、資質の向上を図ります。
取り組みの方向	今後も近隣市の状況や先進事例などを踏まえながら、効果的な研修を実施し、職員の質の向上を図ります。
担当課名	子ども育成課、福祉課

4)一貫した相談支援体制の充実

事業概要	体や心の発達や行動等、何らかの面で周囲の人のサポートが必要な人に対し、周囲の支援者がその状況を理解し、共に支援のあり方について保健・福祉・医療・教育機関等が連携して、乳幼児期から就労するまで、発達支援システムによる一貫した相談・支援体制の充実を図ります。
取り組みの方向	発達支援システムの中で療育機関や学校等の関係機関が情報共有等を図り、引き続き連携を強化して取り組んでいきます。 また、葉山町相談支援ファイル「こん葉 ^o す」の活用を充実させ、利用者と関係機関との情報共有が充実するよう取り組んでいきます。
担当課名	子ども育成課、学校教育課、福祉課

基本目標5：みんなが暮らしやすいまちにしよう

5-1：すべての人にやさしいまちづくりの推進

現状と課題

障害のある人が安心して暮らせるまちとは、すべての人が暮らしやすいまちです。町は、これまでも「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」「葉山町まちづくり条例」に基づき、歩道の段差解消や拡幅、誘導ブロックの整備など、公共施設における生活空間の改善を推進するとともに、民間の開発や建築行為に対しても適切な配慮のお願いをしてきました。しかし、町内の建築物、道路、公園、住宅等は未だ十分にバリアフリー化されていないのが現状です。

1)バリアフリーの推進

事業概要	公共施設をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう「神奈川県福祉の街づくり条例」や「葉山町まちづくり条例」の周知を図り、民間事業者等への理解促進と施設整備を要請していきます。
取り組みの方向	今後も事業者との協議において協力を依頼し、継続して取り組んでいきます。
担当課名	福祉課、都市計画課

2)公共施設等の整備

事業概要	公共施設の整備や改修において、計画の段階から誰もが利用しやすい施設となるよう整備を推進します。 公共施設の一定のバリアフリー化は実施済みであり、施設の新設・改修についてはバリアフリーに配慮した設計を提案していきます。
取り組みの方向	今後、将来の更新費用の負担を少なくするため、計画的に財源の確保や維持管理を行う必要があります。 葉山町公共施設白書等を踏まえて、平成28年度に策定した「葉山町公共施設等総合管理計画」に基づき、町の公共施設全体の中で総合的かつ計画的に維持保全及び改修等を進めていきます。
担当課名	公共施設課、関係各課

3)道路環境の整備

事業概要	安全で快適な道路整備を進めるため、スロープの設置や段差のない歩道、車椅子などの通行の妨げとなる障害物の除去・移設、誘導ブロック等の整備に努めます。
取り組みの方向	計画的に効率的な整備を進めていきます。また、今後も歩道の段差解消対策等を推進していきます。
担当課名	道路河川課

5-2：緊急時・災害時の安全の確保の推進

現状と課題

障害のある人は、障害の特性に応じて緊急時や災害時に対する様々な不安を抱えています。アンケート調査においても、一人では避難できないことをはじめ、意思の疎通の問題や避難所での生活への不安が多くあげられています。

そこで、町では、安否確認や避難の手助けに関して、障害のある人の所在を事前に把握し、地域の自主防災組織との協働体制を確認するため、避難行動要支援者リストを作成しています。このリストは、いざという時の安心の確保のためのものであり、災害時の緊急避難にあたり効果が期待されています。

また、防災行政無線の整備や防災資機材の充実を図るとともに、自主防災組織と連携し、防災訓練等を実施していますが、今後は、警察や消防などの関係機関や関係団体・福祉施設等と連携しながら、地域支援体制を整備し、災害時の対応について準備しておく必要があります。特に、障害のある人が安心して避難できる場として、福祉施設等との契約による福祉避難所の設置に期待が寄せられています。

さらに、障害のある人が犯罪に巻き込まれてしまうことも少なくないため、地域で安心して生活が送れるよう、地域における日頃の防犯体制の強化が求められます。

1) 避難行動要支援者に対する地域支援体制の整備

事業概要	消防、警察、自主防災組織、町内会、自治会、民生委員・児童委員との連携を図りながら、緊急時の連絡体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の地域支援体制の整備を図ります。 避難行動要支援者の避難対策等を地域防災計画に位置づけ、リストやマニュアルの作成等を実施し、災害時に備えて情報の共有を図っています。
取り組みの方向	災害時に効果的に避難行動要支援者の情報を共有するため、福祉課と防災安全課の連携を強化し、より効果的なリストの活用方法を検討していきます。
担当課名	福祉課、防災安全課

2) 防災あんしんカードの周知

事業概要	緊急時や災害時に迅速な支援ができるよう、氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけ医、薬、介助内容等の情報を記載しておく「防災あんしんカード」を新規手帳取得者に配付し、制度周知に努めます。 障害のある人は、手帳取得時に配付、啓発を実施しています。障害のある人以外には、広報葉山を通じて周知を図っています。
取り組みの方向	手帳取得時に「防災あんしんカード」を配付していますが、既に手帳を持っている人には配付できていないため、広報葉山などを活用し、できるだけ多くの人に所持していただけるよう周知に努めます。
担当課名	福祉課

3)防災訓練の推進

事業概要	広報活動、町内会・自治会への呼びかけ等により、防災訓練を実施しています。
取り組みの方向	今後も複数の広報活動を続け、訓練の周知を図り、より多くの住民の参加による防災訓練を行っていきます。 また、可能な限り障害のある人が参加できるよう、体制の整備を図るとともに、障害のある人を対象とした防災訓練についても検討していきます。
担当課名	福祉課、防災安全課

4)防災知識の普及

事業概要	避難行動要支援者リストを含め、広報葉山や防災訓練を通じて知識向上に向けた啓発を行います。
取り組みの方向	今後も広報葉山やホームページ、防災訓練等を通じた広報活動を継続して行っていきます。
担当課名	福祉課、防災安全課

5)防犯体制の確立の推進

事業概要	障害のある人が地域で安心して暮らせるよう警察や消防との連携を図りながら防犯体制を強化します。
取り組みの方向	関係機関との連携に努め、引き続き防犯体制の確立を目指していきます。
担当課名	福祉課、防災安全課

6)福祉避難所の設置

事業概要	障害のある人にとって、避難所では生活に支障があるため、安心して避難できる福祉避難所を設置します。
取り組みの方向	災害時に障害のある人の受け入れが可能な既存の施設と連携し、環境整備に努めるとともに、要配慮者が相談し、助言又はその他の支援を受けることができる体制づくりにも取り組んでいきます。
担当課名	福祉課、防災安全課

第3編：葉山町障害福祉計画・
葉山町障害児福祉計画

第1章 計画推進の考え方

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、法に規定されている障害児者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその確保策などについて取りまとめたサービスの需給計画です。

第2章 障害福祉サービスの見込み量

サービスの見込み量の単位の考え方は次のとおりです。

【時間】 サービス利用時間

【人】 実利用者数

【人日】 「(利用実人数) × (一人あたり利用日数)」で算出されるサービスの総量

なお、第2章の表の(月単位)の値については、各年度3月分の実績(令和2年度は9月分の実績)です。

(年単位)の値については、各年度の年間実績(令和2年度は上半期からの推計値)としています。

1. 自立支援給付

自立支援給付の見込み量

1 訪問系サービス

●自宅での暮らしを支援するサービス

1) 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ及び食事の介助や、部屋の掃除、洗濯などを行います。また、通院する時の付き添いも行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

利用実人数は過去5年間を見ると、17人前後で推移しています。利用時間数も200時間前後で推移しており、大きな変化はありません。

障害のある人が今後増加した場合でも、高齢化もあり、介護保険サービスの利用に移行する人もあると見込まれます。

【見込み量設定の考え方】

町の現状と実績に基づき、見込みます。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ (時間)	計画	177.7 時間	190.7 時間	203.7 時間	206.7 時間	206.7 時間	206.7 時間
	実績	212 時間	192.8 時間	185 時間			
	達成率	119.3%	101.1%	91.1%			
利用実人数	計画	21 人	22 人	24 人	17 人	17 人	17 人
	実績	16 人	19 人	19 人			
	達成率	76.2%	86.4%	79.1%			
一人あたり 利用時間	計画	8.7 時間	8.7 時間	8.7 時間	12.2 時間	12.2 時間	12.2 時間
	実績	13.3 時間	10.1 時間	9.7 時間			
	達成率	152.3%	116.6%	111.4%			

2) 重度訪問介護

重い障害があり、常に介護が必要な人に、自宅での入浴、排せつ、食事等の介助をします。また、外出する時の支援を総合的に行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

これまで利用する人がいない状況でしたが、令和元年度に1人利用が開始されました。今後も利用の希望があります。

【見込み量設定の考え方】

令和元年度の実績を令和3年度から令和5年度までの見込み量とします。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ (時間)	計画	36 時間	36 時間	36 時間	10 時間	10 時間	10 時間
	実績	0 時間	10 時間	0 時間			
	達成率	0%	27.8%	0%			
利用実人数	計画	1 人	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	1 人	0 人			
	達成率	0%	100%	0%			
一人あたり 利用時間	計画	36 時間	36 時間	36 時間	10 時間	10 時間	10 時間
	実績	0 時間	10 時間	0 時間			
	達成率	0%	27.8%	0%			

3) 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人に、複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援します。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

利用の相談や申請がこれまで全くない状況です。

【見込み量設定の考え方】

町にこれまでもニーズがないことから、今後も利用はないと考えられます。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ (時間)	計画	0時間	0時間	0時間			
	実績	0時間	0時間	0時間	-	-	-
	達成率	-	-	-			
利用実人数	計画	0人	0人	0人			
	実績	0人	0人	0人	-	-	-
	達成率	-	-	-			
一人あたり 利用時間	計画	0時間	0時間	0時間			
	実績	-	-	-	-	-	-
	達成率	-	-	-			

●外出を支援するサービス

4) 同行援護

視覚障害で、一人での移動が難しい人に、外出する際に同行し移動の支援をします。

また、視覚的情報の支援として、代筆・代読を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

同行援護は現在2人利用しており、今後も利用の希望があります。

【見込み量設定の考え方】

令和元年度の実績を令和3年度から令和5年度までの見込み量とします。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ (時間)	計画	22.4時間	22.4時間	22.4時間	31時間	31時間	31時間
	実績	13時間	31時間	36時間			
	達成率	58%	138.4%	160.7%			
利用実人数	計画	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	実績	1人	2人	2人			
	達成率	50%	100%	100%			
一人あたり 利用時間	計画	11.2時間	11.2時間	11.2時間	15.5時間	15.5時間	15.5時間
	実績	13時間	15.5時間	18時間			
	達成率	116.1%	138.4%	160.7%			

5) 行動援護

知的障害や精神障害のために一人での行動が難しい人に、危険を回避するための必要な支援や外出時の移動の支援を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

令和元年度に1人利用が開始されました。今後も利用の希望があります。

【見込み量設定の考え方】

令和元年度の実績を令和3年度から令和5年度までの見込み量とします。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ (時間)	計画	4時間	4時間	4時間	24時間	24時間	24時間
	実績	0時間	24時間	0時間			
	達成率	0%	600%	0%			
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	1人	0人			
	達成率	0%	100%	0%			
一人あたり 利用時間	計画	4時間	4時間	4時間	24時間	24時間	24時間
	実績	0時間	24時間	0時間			
	達成率	0%	600%	0%			

●家族を支援するサービス

6)短期入所

自宅で家族が病気になった時や心身の休息が必要となった時、障害のある人が短期間、施設に宿泊し、必要な支援を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

福祉型短期入所は、自立の練習や親の休息など、様々な目的で利用されるため、利用実人数には多少がありますが、利用している個人にとってはニーズが高い事業です。

医療型短期入所は現在1人利用しており、今後も利用の希望があります。

【見込み量設定の考え方】

令和元年度の実績を令和3年度から令和5年度までの見込み量としました。ただし、福祉型の短期入所については、過去の利用実績等を考慮し、見込み量とします。

【福祉型】

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ (人日)	計画	36人日	40人日	43人日	37人日	37人日	37人日
	実績	43人日	13人日	33人日			
	達成率	119.4%	32.5%	76.7%			
利用実人数	計画	11人	12人	13人	8人	8人	8人
	実績	12人	6人	7人			
	達成率	109.1%	50%	53.8%			
一人あたり 利用日数	計画	3.3日	3.3日	3.3日	4.7日	4.7日	4.7日
	実績	3.6日	2.2日	4.7日			
	達成率	108.6%	65.7%	142.4%			

【医療型】

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ (人日)	計画	2人日	2人日	2人日	5人日	5人日	5人日
	実績	0人日	5人日	10人日			
	達成率	0%	250%	500%			
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	1人	1人			
	達成率	0%	100%	100%			
一人あたり 利用日数	計画	2日	2日	2日	5日	5日	5日
	実績	0日	5日	10日			
	達成率	0%	250%	500%			

2 日中活動系サービス

●日中の活動を支援するサービス

1)療養介護

医療が必要な人で常に介護も必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の支援を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

療養介護の利用者数は2人となっています。

平成 26 年度に近隣地域において療養介護事業所が開所されたことに伴い、現在2人が入所しています。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度から令和元年度までの実績の増減の平均をもとに令和3年度から令和5年度までの見込みを算出し、見込み量とします。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	計画	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	実績	2人	2人	2人			
	達成率	100%	100%	100%			

2)生活介護

常に介護が必要な人に、施設で昼間に、入浴、排せつ及び食事等の支援を行います。また、創作的活動や生産活動も行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

生活介護事業所は、地域で生活する障害のある人の中でも、比較的障害の重い人の日中活動の場として役割が期待されています。利用実人数は 54 人前後で推移しており、大きな変化はありません。

【見込み量設定の考え方】

平成 30 年度実績を令和3年度から令和5年度までの見込み量とします。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ (人日)	計画	1,144人日	1,209人日	1,274人日	1,020人日	1,020人日	1,020人日
	実績	1,020人日	963人日	964人日			
	達成率	89.2%	79.7%	75.6%			
利用実人数	計画	62人	65人	69人	54人	54人	54人
	実績	54人	54人	54人			
	達成率	87.1%	83.1%	78.2%			
一人あたり 利用日数	計画	18.6日	18.6日	18.6日	18.9日	18.9日	18.9日
	実績	18.9日	17.8日	17.8日			
	達成率	101.6%	95.9%	95.7%			

●自立や働くことを支援するサービス

3) 自立訓練(機能訓練)

自立した社会生活を目指し、身体機能や生活能力を向上させる訓練を一定期間受けます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

利用実人数は1人から2人で推移しており、利用日数は利用する人の状態により多少があります。今後も利用実人数に大きな変化はないと思われます。

【見込み量設定の考え方】

平成30年度実績を令和3年度から令和5年度までの見込み量とします。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ (人日)	計画	17人日	17人日	17人日	20人日	20人日	20人日
	実績	20人日	46人日	10人日			
	達成率	117.6%	270.6%	58.8%			
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	1人	2人	2人			
	達成率	100%	200%	200%			
一人あたり 利用日数	計画	17.2日	17.2日	17.2日	20日	20日	20日
	実績	20日	23日	5日			
	達成率	116.3%	133.7%	29%			

4) 自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活を目指し、生活能力を向上させる訓練を一定期間受けます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

利用実人数は3人から1人で推移しており、過去5年間(平成27年度から令和元年度まで)は0人の年度もありました。今後も大きな変化はないと思われます。

【見込み量設定の考え方】

令和元年度の実績を令和3年度から令和5年度までの見込み量とします。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ (人日)	計画	12人日	12人日	12人日	23人日	23人日	23人日
	実績	30人日	23人日	0人日			
	達成率	250%	191.7%	0%			
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	3人	1人	0人			
	達成率	300%	100%	0%			
一人あたり 利用日数	計画	12.4日	12.4日	12.4日	23日	23日	23日
	実績	10日	23日	0日			
	達成率	80.6%	185.5%	0%			

5) 就労移行支援

一般の会社などで働くことが難しい人に、働くために必要な知識や能力を向上させるため、必要となる知識や能力を向上させる訓練を一定期間行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

平成29年度から令和元年度までの実績の推移をみると、3人から5人となっています。今後も大きな変化はないと思われます。

【見込み量設定の考え方】

令和元年度の実績を令和3年度から令和5年度までの見込み量とします。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ (人日)	計画	79人日	79人日	94人日	65人日	65人日	65人日
	実績	76人日	65人日	94人日			
	達成率	96.2%	82.3%	100%			
利用実人数	計画	5人	6人	6人	3人	3人	3人
	実績	5人	3人	5人			
	達成率	100%	50%	83.3%			
一人あたり 利用日数	計画	15.7日	15.7日	15.7日	21.7日	21.7日	21.7日
	実績	15.2日	21.7日	18.8日			
	達成率	96.8%	138%	119.7%			

6) 就労継続支援A型

一般の会社などで働くことが難しい人に、雇用契約を結び、働く場を提供します。就労にあたっては、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（A型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人あたり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

過去5年間（平成27年度から令和元年度まで）の実績の推移をみると、9人から5人となっています。事業所が町内にないため、町外まで通所可能な人が利用しています。利用実人数の多少はありますが、今後も一定数の利用があると思われます。

【見込み量設定の考え方】

平成27年度から令和元年度までの実績の増減の平均をもとに令和3年度から令和5年度までの見込みを算出し、見込み量とします。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ (人日)	計画	196人日	214人日	231人日	166人日	169人日	173人日
	実績	87人日	158人日	116人日			
	達成率	44.4%	73.8%	50.2%			
利用実人数	計画	11人	12人	13人	8人	8人	8人
	実績	5人	8人	6人			
	達成率	45.5%	66.7%	46.1%			
一人あたり 利用日数	計画	17.8日	17.8日	17.8日	20.8日	21.1日	21.6日
	実績	17.4日	19.8日	19.3日			
	達成率	97.8%	110%	108.4%			

7) 就労継続支援B型

一般の会社などで働くことが難しい人に、雇用契約なしで働く場を提供します。就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（B型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましいです。

【町の現状と実績】

就労継続支援 A 型に移行する人のステップアップのための通所や、病状が不安定ながらも通所する人、社会参加の入口として通所する人など、利用目的は多岐にわたります。利用実人数は 35 人から 42 人で増減はあるものの、ほぼ安定しています。

【見込み量設定の考え方】

令和元年度の実績を令和3年度から令和5年度までの見込み量とします。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ (人日)	計画	715 人日	760 人日	805 人日	601 人日	601 人日	601 人日
	実績	587 人日	601 人日	645 人日			
	達成率	82.1%	79.1%	80.1%			
利用実人数	計画	48 人	51 人	54 人	42 人	42 人	42 人
	実績	40 人	42 人	44 人			
	達成率	83.3%	82.4%	81.5%			
一人あたり 利用日数	計画	14.9 日	14.9 日	14.9 日	14.3 日	14.3 日	14.3 日
	実績	14.7 日	14.3 日	14.6 日			
	達成率	98.5%	96%	98%			

8) 就労定着支援

一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う生活面での課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問など必要な支援を行います。

【国の基本指針】

障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

平成 30 年度に開始された事業ですが、就労移行支援を受けて一般就職した人が半年経過した後に受ける制度のため、著しい増減はないと思われます。

【見込み量設定の考え方】

就労移行支援を利用し、就職をした人が半年経過した後、就労定着支援を利用すると見込みます。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	計画	1人	2人	2人	3人	3人	3人
	実績	1人	6人	4人			
	達成率	100%	300%	200%			

3 居住系サービス

●入所施設を暮らしの場として支援するサービス

1)施設入所支援

自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

【国の基本指針】

平成 28 年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和 2 年度末において、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 2%以上を削減することとし、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和 2 年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましいです。

【町の現状と実績】

過去 5 年間、新しい入所者はいません。入所を希望する人はいますが、入所施設での受け入れを待っている状況です。

施設を退所しグループホームに入居する人や、高齢化に伴い介護保険サービスの施設に移る人がいて、現在入所している人は減っている状況です。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度から令和元年度までの実績の増減の平均をもとに令和 3 年度から令和 5 年度までの見込みを算出し、見込み量とします。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	計画	16人	16人	16人	14人	13人	13人
	実績	15人	14人	14人			
	達成率	93.8%	87.5%	87.5%			

2) 共同生活援助

地域で共同生活をしている人に、日常生活上の相談や支援を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入居する者の数、グループホームから退居する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

共同生活援助は、将来の親亡き後を見据え高いニーズがあり、年々利用実人数が増える傾向にあります。

【見込み量設定の考え方】

平成27年度から平成30年度までの実績の増減の平均をもとに、令和3年度から令和5年度までの見込みを算出し、見込み量とします。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	計画	23人	26人	29人	29人	33人	37人
	実績	21人	29人	29人			
	達成率	91.3%	111.5%	100%			

3) 自立生活援助

施設を利用していた人が、ひとり暮らしを始める際に、一定期間、生活や健康に困ったことや問題がないか、巡回訪問や必要に応じた支援を行います。

【国の基本指針】

単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

平成29年度から令和元年度までの自立生活援助の実績はありませんでした。

【見込み量設定の考え方】

町では利用実績はありませんが、今後、地域移行、地域定着が進むと考えられるため、1人を見込みます。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0%	0%	0%			

4 指定相談サービス

1) 計画相談支援(サービス等利用計画の作成)

利用するサービスの内容等を決めて、サービス等利用計画案として相談支援員がまとめます。支給決定が行われた後に、決定したサービスについてサービス等利用計画の作成が行われます。障害福祉サービスは、サービス等利用計画に沿って受けます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

過去5年間、月あたり11人から25人の利用実人数があります。今後、高齢化や障害者手帳を持つ人が増えることに伴い、様々な福祉サービスを利用する人が増加すると思われます。

平成27年度以降、障害福祉サービスを支給決定する際には、サービス等利用計画が必要になっているため、利用実人数の増加に伴い、サービス等利用計画数も増加を続けています。

【見込み量設定の考え方】

平成27年度から令和元年度までの実績の増減の平均をもとに令和3年度から令和5年度までの見込みを算出し、見込み量とします。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	計画	25人	27人	29人	28人	30人	31人
	実績	15人	25人	31人			
	達成率	60%	92.6%	106.9%			

(年単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス等 利用計画作 成数	計画	162人	174人	185人	145人	145人	145人
	実績	145人	144人	142人			
	達成率	89.5%	82.8%	76.8%			

2)地域相談支援(地域移行支援)

施設に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している人等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための相談等の支援を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定にあたっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

平成 29 年度から令和元年度までの地域移行支援の実績はありませんでした。

【見込み量設定の考え方】

町では利用実績はありませんが、今後、地域移行、地域定着が進むと考えられるため、1人を見込みます。

(年単位)

		実績値			見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0%	0%	0%			

3)地域相談支援(地域定着支援)

自宅において一人暮らしで生活する障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等において相談等の支援を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【町の現状と実績】

平成 29 年度から令和元年度までの地域移行支援の実績はありませんでした。

【見込み量設定の考え方】

町では利用実績はありませんが、今後、地域移行、地域定着が進むと考えられるため、1人を見込みます。

(年単位)

		実績値			見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0%	0%	0%			

2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業の見込み量

1 必須事業

1)理解促進研修・啓発事業

障害のある人が直面する「社会的障壁」を除去するために、障害のある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。

【町の現状と実績】

葉山町自立支援協議会では、障害のある人とない人が交流できる場「地域生活を考える交流会」を実施してきました。

【見込み量設定の考え方】

葉山町自立支援協議会で検討されている事業について、年間の開催回数を見込んでいます。令和元年度は実施が出来ませんでした。今後も、事業の目的が達成されるような方法を検討し、事業を実施していきます。

(年単位)

事業		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	計画	2回	2回	2回	2回	2回	2回
	実績	1回	0回	0回			
	達成率	50%	0%	0%			

2)相談支援事業

障害のある人、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。

【町の現状と実績】

2事業所に相談支援事業を委託し、身体、知的、精神の3つの障害及び難病や発達障害等の相談に対応しています。

令和2年度から基幹相談支援センターが設置され、地域の相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談業務を行うほか、権利擁護、地域移行・地域定着支援及び地域ネットワークの構築等に関する業務を担っています。

【見込み量設定の考え方】

現況に基づき、見込みます。

(年単位)

事業			実績値			見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①障害者相談支援事業	実施見込みカ所数	計画	3カ所	3カ所	3カ所	2カ所	2カ所	2カ所
		実績	3カ所	3カ所	2カ所			
		達成率	100%	100%	66.7%			
	基幹相談支援センターの設置の有無		無	無	有	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無		有	有	有	有	有	有

3) 意思疎通支援事業

聴覚障害など意思を伝えあうのが難しい人のために、必要に応じて手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者配置などを行います。

【町の現状と実績】

現在、聴覚に障害のある人の窓口でのコミュニケーションを支援するため、週4日、町役場福祉課に手話通訳者を配置しています。

また、聴覚に障害のある人の外出先でのコミュニケーションを支援するために、手話通訳者の派遣事業を行っています。

【見込み量設定の考え方】

令和元年度の実績を令和3年度から令和5年度までの見込み量とします。

(年単位)

事業			実績値			見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①手話通訳者派遣事業	実利用見込み件数	計画	25件	25件	25件	20件	20件	20件
		実績	21件	20件	22件			
		達成率	84%	80%	88%			
②手話通訳者設置事業	実設置見込み者数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		実績	1人	1人	1人			
		達成率	100%	100%	100%			

4) 日常生活用具給付事業

障害による様々な困難を改善して日常生活を送れるよう、生活の助けになる用具の支給や貸し出しを行います。

【町の現状と実績】

申請者は年々増加しており、特に、排せつ管理支援用具の申請者が大きな割合を占めています。

【見込み量設定の考え方】

令和元年度の実績を令和3年度から令和5年度までの見込み量とします。

なお、介護・訓練支援用具及び居宅生活動作補助用具（住宅改修費）については、平成30年度と令和元年度は実績0件でしたが、今後の利用を見込み、見込み量を1件とします。

(年単位)

事業		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計	計画	143件	148件	153件	125件	125件	125件
	実績	119件	123件	110件			
	達成率	83.2%	83.8%	71.9%			
介護・訓練支援用具	計画	2件	2件	2件	1件	1件	1件
	実績	0件	0件	0件			
	達成率	0%	0%	0%			
自立生活支援用具	計画	2件	2件	2件	3件	3件	3件
	実績	2件	3件	0件			
	達成率	100%	150%	0%			
在宅療養等支援用具	計画	3件	3件	3件	4件	4件	4件
	実績	2件	4件	3件			
	達成率	66.7%	133.3%	100%			
情報・意思疎通支援用具	計画	2件	2件	2件	5件	5件	5件
	実績	5件	5件	1件			
	達成率	250%	250%	50%			
排せつ管理支援用具	計画	134件	139件	144件	111件	111件	111件
	実績	110件	111件	106件			
	達成率	82.1%	79.9%	73.6%			
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	計画	0件	0件	0件	1件	1件	1件
	実績	0件	0件	0件			
	達成率	—	—	—			

5) 意思疎通支援者養成事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙・手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通に手話を用いる障害のある人の日常生活・社会生活を応援します。

【町の現状と実績】

聴覚障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、手話奉仕員を養成するとともに、手話通訳者の資格取得をサポートしています。逗子市と共催で実施し、効率的・効果的に事業を運営しています。

【見込み量設定の考え方】

手話奉仕員養成講座（基礎課程）については、令和元年度の実績を令和3年度から令和5年度までの見込み量とします。

手話奉仕員養成講座（上級課程）については、基礎課程を受けた人が上級過程に進むと想定し、見込み量とします。

手話奉仕員養成講座（フォローアップ）については、平成27年度から平成30年度までの実績の増減の平均をもとに令和3年度から令和5年度までの見込みを算出し、見込み量とします。

(年単位)

事業		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成講座 (基礎課程)	計画	27人	27人	27人	18人	18人	18人
	実績	25人	18人	8人			
	達成率	92.6%	66.7%	29.6%			
手話奉仕員養成講座 (上級課程)	計画	16人	16人	16人	18人	18人	18人
	実績	19人	13人	0人			
	達成率	118.8%	81.3%	0%			
手話奉仕員養成講座 (フォローアップ)	計画	9人	9人	9人	8人	8人	8人
	実績	8人	6人	0人			
	達成率	88.9%	66.7%	0%			

6) 移動支援事業

屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を支援するため、外出の際の移動の支援を行います。

【町の現状と実績】

平成 27 年度から令和元年度の実績の推移を見ると 23 人から 30 人です。親の緊急時のために申請する人もいて、申請しても年間で利用がないということもあります。家族の精神的安定のためにも、ニーズが高い事業といえます。

【見込み量設定の考え方】

令和元年度の実績を令和 3 年度から令和 5 年度までの見込み量とします。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施力所	計画	23 力所	23 力所	24 力所	21 力所	21 力所	21 力所
	実績	20 力所	21 力所	21 力所			
	達成率	87%	91.3%	87.5%			
利用延べ (時間)	計画	452.1 時間	493.2 時間	534.3 時間	321 時間	321 時間	321 時間
	実績	338 時間	321 時間	203 時間			
	達成率	74.8%	65.1%	38%			
利用実人数	計画	33 人	36 人	39 人	23 人	23 人	23 人
	実績	27 人	23 人	18 人			
	達成率	81.8%	63.9%	46.1%			
平均利用量	計画	13.7 時間	13.7 時間	13.7 時間	14 時間	14 時間	14 時間
	実績	12.5 時間	14 時間	11.3 時間			
	達成率	91.4%	101.9%	82.5%			

7) 地域活動支援センター事業

創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

【町の現状と実績】

町では、地域活動支援センター事業を実施しており、1カ所設置しています。地域活動支援センターは町外の人でも登録、利用が出来ます。町の地域活動支援センターの活動内容が気に入って登録する人が多いため、今後も安定した利用があると思われる。

【見込み量設定の考え方】

令和元年度の実績を令和3年度から令和5年度までの見込み量とします。

(年単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施力所	計画	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	実績	1カ所	1カ所	1カ所			
	達成率	100%	100%	100%			
利用実人数	計画	72人	77人	82人	82人	82人	82人
	実績	58人	82人	88人			
	達成率	80.6%	106.5%	107.3%			

2 任意事業

1) 更生訓練費給付事業

身体障害者施設に入所し、更生訓練を受けている身体障害のある人に、更生訓練費を支給します。

【町の現状と実績】

平成27年度から令和元年度の実績はありません。訓練後、社会復帰する人の利用が見込まれます。

【見込み量設定の考え方】

今後、自立する際に必要となる人がいると思われるため、1人を見込みます。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施力所	計画	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	実績	0カ所	0カ所	0カ所			
	達成率	0%	0%	0%			
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0%	0%	0%			

2) 日中一時支援事業

障害のある人の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人の日中活動の場を提供します。

【町の現状と実績】

平成 27 年度から令和元年度までの実績の推移をみると、0人から1人となっています。

家族の一時的な休息に利用されることが多い事業のため、申請はありますが利用がないことがあります。実績は少ないながらも、家族の精神的安定のためにも、ニーズが高い事業といえます。

【見込み量設定の考え方】

申請する人を考慮し、1人を見込みます。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施力所	計画	6力所	6力所	6力所	6力所	6力所	6力所
	実績	7力所	6力所	6力所			
	達成率	116.6%	100%	100%			
利用量	計画	7.8 人日	10.4 人日	13 人日	1人日	1人日	1人日
	実績	0人日	0人日	0人日			
	達成率	0%	0%	0%			
利用実人数	計画	8人	11人	14人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0%	0%	0%			
平均利用量	計画	1.3日	1.3日	1.3日	1日	1日	1日
	実績	0日	0日	0日			
	達成率	0%	0%	0%			

3)訪問入浴サービス事業

重度の障害により自宅での入浴が困難な人に、自宅へ移動入浴車を派遣し、入浴の介助を行います。

【町の現状と実績】

訪問入浴サービス事業の利用実人数は1人となっています。

【見込み量設定の考え方】

平成27年度から平成30年度までの実績の増減の平均をもとに令和3年度から令和5年度までの見込みを算出し、見込み量とします。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施力所	計画	3力所	3力所	3力所	3力所	3力所	3力所
	実績	3力所	3力所	3力所			
	達成率	100%	100%	100%			
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人			
	達成率	100%	100%	100%			

第3章 障害児支援事業の見込み量（障害児福祉計画）

サービスの見込み量の単位の考え方は次のとおりです。

【人】 実利用者数

【人日】 「(利用実人数) × (一人あたり利用日数)」で算出されるサービスの総量

なお、第3章の表の(月単位)の値については、各年度3月分の実績(令和2年度は9月分の実績)です。

(年単位)の値については、各年度の年間実績(令和2年度は上半期からの推計値)としています。

障害児支援

障害児支援事業の見込み量

障害児通所支援

1) 児童発達支援

未就学児の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

利用者は、町立のたんぼぼ教室の利用者です。

利用実人数は、平成27年度から平成30年度まで増えてきましたが、令和元年度は、横ばいです。

【見込み量設定の考え方】

令和元年度の実績を令和3年度から令和5年度までの見込み量とします。

今後も早期療育の観点から必要な事業です。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ(人日)	計画	141 人日	155 人日	171 人日	137 人日	137 人日	137 人日
	実績	129 人日	137 人日	132 人日			
	達成率	91.5%	88.4%	77.2%			
利用実人数	計画	41 人	47 人	54 人	44 人	44 人	44 人
	実績	44 人	44 人	36 人			
	達成率	107.3%	93.6%	66.7%			
一人あたり利用日数	計画	3.4 日	3.3 日	3.2 日	3.1 日	3.1 日	3.1 日
	実績	2.9 日	3.1 日	3.7 日			
	達成率	85.3%	93.9%	115.6%			

2)放課後等デイサービス

学校に就学している障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進するものです。

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

過去5年間（平成27年度から令和元年度まで）の利用実人数は、12人から25人で推移しています。

【見込み量設定の考え方】

実績をもとに今後利用者は少しずつ増えることを見込んでいます。

最近の傾向としては、複数のサービス事業者を利用する人が増えており、一人当たりの利用日数は増えています。

利用者のニーズに対応できるよう近隣市の事業所と連携を図りながら事業を展開します。

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ(人日)	計画	351人日	416人日	481人日	395人日	443人日	491人日
	実績	319人日	395人日	383人日			
	達成率	90.9%	95%	79.6%			
利用実人数	計画	27人	32人	37人	25人	26人	27人
	実績	21人	25人	28人			
	達成率	77.8%	78.1%	75.7%			
一人あたり利用日数	計画	13日	13日	13日	15.8日	17日	18.2日
	実績	15.1日	15.8日	13.6日			
	達成率	116.2%	121.5%	104.6%			

3)障害児相談支援

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や環境、障害児又は保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。

【国の基本指針】

障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

障害児通所支援を支給決定する際に障害児支援利用計画案が必要であるため、平成 26 年度から順次障害児相談支援の導入を進めて来ました。令和元年度末現在、障害児支援利用計画案作成率は、100%となっています。

【見込み量設定の考え方】

実績をもとに、今後利用者は少しずつ増えることを見込んでいます。

		実績値			見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	計画	5人/月	6人/月	7人/月	26人/年	27人/年	28人/年
	実績	22人/年	26人/年	30人/年			
	達成率	-	-	-			
障害児支援利用計画作成数	計画	32人/年	37人/年	42人/年	26人/年	27人/年	28人/年
	実績	22人/年	26人/年	30人/年			
	達成率	68.8%	70.3%	71.4%			

4)医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と見込み量設定の考え方】

町内には医療型児童発達支援を実施する場所はありませんが、人口の増加によって理学療法士の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児の増加も見込まれるため、近隣市の事業所と連携を図りながら事業を展開します。

(月単位)

	実績値			見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ(人日)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	1人日
利用実人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人
一人あたり利用日数	0日	0日	0日	0日	0日	1日

5)居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所等を受けるための外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行います。

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と見込み量設定の考え方】

事業を実施するにあたり、児童発達支援センターを開設し、保護者の希望をもとに児童発達支援センターを中心に事業を展開します。

(月単位)

	実績値			見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ(人日)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	1人日
利用実人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人
一人あたり利用日数	0日	0日	0日	0日	0日	1日

6) 保育所等訪問支援

保育所等の利用中の障害児、又は今後利用予定の障害児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と見込み量設定の考え方】

保育所等訪問支援は、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるうえで、とても重要な事業といえます。事業を実施するにあたり、児童発達支援センターを開設し、保護者の希望をもとに児童発達支援センターを中心に事業を展開します。

(月単位)

	実績値			見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ(人日)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	1人日
利用実人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人
一人あたり利用日数	0日	0日	0日	0日	0日	1日

7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児^{※6}等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【国の基本指針】

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

【町の現状と見込み量設定の考え方】

医療的ケア児等に関するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進します。

(月単位)

	実績値			見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人

※6 医療的ケア児

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室等）に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の目標値

目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行（障害福祉計画）

- (1) 令和元年度末の施設入所者のうち、令和5年度までに地域生活へ移行する人数を2名とします。
- (2) 令和元年度末の施設入所者数について、令和5年度末の施設入所者から1名減少することを目指します。

【目標設定】

項目	数値	備考
(A) 【実績】 令和元年度末入所者数	14人	令和元年度末の実績
(B) 【目標値】 地域生活移行数	2人	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数の目標値
(C) 地域生活移行率	14%	国の目標は6%以上 (B/A)
(D) 【見込み】 新たな施設入所支援利用者	1人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
(E) 【見込み】 令和5年度末入所者数	13人	令和5年度末の利用人員見込み (A-B+D)
(F) 【目標値】 入所者削減見込み	1人	差引減少見込み数 (A-E)
(G) 削減率	7%	国の目標は1.6%以上 (F/A)

【国指針の主旨】

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行。
- 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

【目標の達成に向けて】

- 地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、居宅介護や短期入所、日中活動の場、身近な相談先などがまず必要となります。移行前から十分に話し合いを行い、必要な新しい居住地において必要なサービスを確保するとともに、地域での生活が開始されてからも途切れることなく相談支援等を行い、安心して生活ができるよう努めます。
- 地域移行においては近隣住民の理解が必要不可欠です。様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

目標2：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (障害福祉計画)

精神科病院に入院をしていた精神障害のある人等が安心して地域での生活へ移行をするため、地域精神保健医療福祉の一体的な支援体制の構築を図る必要があります。

町では、鎌倉保健福祉事務所を中心とした精神保健医療の視点と、基幹相談支援センターや障害福祉サービス事業所等、精神障害のある人等に関わる支援者の福祉的視点から地域づくりの検討を実施していきます。

【国指針の主旨】

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために「保健・医療から地域を考える視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点を統合した地域づくりの検討を行うこと。

【目標の達成に向けて】

- 鎌倉保健福祉事務所、精神科病院、訪問看護ステーションや相談支援事業所と連携し、精神科病院から退院してくる人等の支援を行っています。現在は個別支援での協議が中心となっていますが、今後支援の実績を重ねて傾向を把握し、地域づくりの協議の場で検討できるようにしていきます。
- 町自立支援協議会の委員には、精神障害者家族の会の参加者がおり、これまでも精神障害がある人が地域の人々と共に生きていくことについて、検討を重ねてきました。
- 地域での包括ケアシステムには地域住民の理解が不可欠となります。今後も、町自立支援協議会を中心に、ノーマライゼーションを推進し、安心して暮らしやすいまちづくりに努めます。

目標3：地域生活支援拠点等が有する機能の充実（障害福祉計画）

障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害のある人のニーズを把握するとともに、既存の障害福祉サービスの状況を勘案し、地域に必要なサービス提供を強化します。

令和2年度に、地域生活支援拠点の機能を担う基幹相談支援センターを設置しており、今後は運用状況の検証及び検討を行っていきます。

【国指針の主旨】

- 障害のある人の地域での生活を支援する地域生活支援拠点の整備について、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備しつつ、その機能の充実のため、年1回以上拠点の運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【目標の達成に向けて】

- 町自立支援協議会において障害のある人のニーズを把握し、地域の課題の把握に努めるとともに、課題の解決に向けた取り組みを実施していきます。
- 圏域自立支援協議会等を活用して、地域生活支援拠点等の事業として必要な機能（緊急時における短期入所の受入対応体制の確保や、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会等）について、地域に必要な機能を協議します。
- 基幹相談支援センターと相談支援事業の強化を図り、各関係機関が連携し、障害のある人のニーズ等やライフステージに応じたきめ細かな支援を行っていきます。

目標4：福祉施設から一般就労への移行等（障害福祉計画）

- (1) 令和5年度中の福祉施設から一般就労への移行者を、令和元年度実績の1.75倍の7人を目標として、一般就労支援に向けた支援を行っていきます。
- (2) 成果目標達成のための、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標について定め、目標の達成に向けて取り組みます。

【目標設定】

令和元年度は4人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受けて、令和5年度中の福祉施設から一般就労への移行者について、令和元年度実績の1.75倍の7人を目標として、一般就労支援に向けた支援を行っていきます。

また、成果目標達成のための、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標については、次のとおり設定します。

- ①就労移行支援事業の一般就労への移行者数・国の成果目標 1.30倍以上
1人の増加（1.33倍）

項目	令和元年度	令和5年度
移行者数	3人	4人

- ②就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数・国の成果目標 1.26倍以上
1人の増加

項目	令和元年度	令和5年度
移行者数	0人	1人

- ③就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数・国の成果目標 1.23倍以上
1人の増加（2.0倍）

項目	令和元年度	令和5年度
移行者数	1人	2人

- ④令和5年度における一般就労移行者数のうち7割以上が就労定着支援事業を利用

- ⑤職場定着率を8割以上とする就労定着支援事業所数・全体の7割以上

上記の目標以外にも、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進や就労継続支援事業等における農福連携の取り組みの推進及び高齢の障害のある人に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施も進めていきます。

【国指針の主旨】

- 令和5年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本として設置すること。また、この目標値を達成するため、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標値についても次のとおり定めること。
 - 就労移行支援事業：令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.30倍とすること。
 - 就労継続支援A型事業：令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.26倍とすること。
 - 就労継続支援B型事業：令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.23倍とすること。
 - 就労定着支援事業：令和5年度における一般就労移行者数のうち7割以上が就労定着支援事業を利用すること。
 - 職場定着率 ※：職場定着率を8割以上とする就労定着支援事業所を全体の7割以上とすること。
- ※ 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着数の割合。

【目標の達成に向けて】

- 十分な数の就労支援事業者が確保できるよう、近隣市との連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。
- 公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意欲を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容や委託事業の開拓を行い、就労先の拡大を図ります。
- 就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習訓練、就労後の定着支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、町内の就労支援策の充実に努めます。
- 一般就労への移行を進めるためには、本人や受け入れ側の努力とともに、それに関わるすべての人の見守りや支えが大切であり、地域住民全員の協力が得られるよう、啓発と理解促進に努めます。

目標5：相談支援体制の充実・強化等（障害福祉計画）

基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制を確保します。

【目標設定】

葉山町では、令和2年度に基幹相談支援センターを設置しました。そのため、目標設定は、令和2年度の実績見込み数（上半期からの推計値や年間予定回数）を用います。

①総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み

項目	令和2年度	令和5年度
総合的専門的相談件数	14件	16件

②地域の相談支援体制の強化（専門的な指導・助言等）

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み

項目	令和2年度	令和5年度
専門的な指導・助言件数	6件	8件

③地域の相談支援体制の強化（人材育成の支援）の実施の見込み

項目	令和2年度	令和5年度
スーパービジョン・事例検討会回数	4回	4回
相談支援の協議の場の回数 （自立支援協議会相談支援ネットワーク委員会）	6回	6回
研修会回数	2回	2回

④地域の相談機関との連携強化の取り組み

項目		令和2年度	令和5年度
相談支援機関との連絡調整や 連携促進・強化のための会議等	自立支援協議会	2回	2回
	運営委員会	2回	2回
	作業部会	6回ずつ	6回ずつ

【国指針の主旨】

それぞれの地域における相談支援体制についての検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成、各種機能についての検討を行い、相談支援体制を充実・強化するための体制を確保することを基本とする。

【目標の達成に向けて】

- 現在、基幹相談支援センターでは、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化、権利擁護のための援助などを実施しています。障害のある人のニーズの把握に努め、今後も機能の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所の連携強化に努めるとともに、処遇困難のケースや多問題家族のケースに対応できるよう、高齢者や子どもの関係事業所とも連携を強化します。

目標6：障害福祉サービス等の質の向上（障害福祉計画）

障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているか等の確認を行い、障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。

【国指針の主旨】

障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、検証を行っていくことが望ましいこととしている。また、自立支援審査支払いシステム等を活用し、請求の過誤をなくすための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保することが必要になるとしている。

【目標の達成に向けて】

- 障害福祉サービスの利用状況については、サービス計画やモニタリング報告書等で把握するとともに、相談支援員からの報告で適正利用について検討していきます。

目標7：障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画）

- (1) 令和5年度末までに、児童発達支援センター1カ所を設置します。
- (2) 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
- (3) 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所確保します。
- (4) 令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置します。

【国指針の主旨】

- (1) 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- (2) 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- (3) 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- (4) 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置すること。

【目標の達成に向けて】

- (1) 児童発達支援センター^{※7}については、町直営の療育支援施設「たんぽぽ教室」など、既存の社会資源の活用や強化、近隣市との連携により、児童発達支援センターの機能を構築することで、児童のライフステージに応じた切れ目ない支援を行います。
- (2) 現在、町内の保育園、幼稚園を対象に、専門的な助言を行う巡回相談事業を実施しています。今後は、これまでの巡回相談に加え、児童発達支援センターにおいて、保護者の希望により、本人への直接的支援を含めた保育所等訪問支援を行います。
- (3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、実施可能な事業所を確保できるよう、近隣市との連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。
- (4) 現在、特別なケアが必要な児童の対応は、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、葉山町発達支援システム会議を活用しています。今後は、葉山町発達支援システム会議を円滑に機能させるために、コーディネート役の人材育成や役割強化など更なる充実を図ります。

※7 児童発達支援センター

主に未就学の障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対し、発達支援を行う。また、地域における中核的な支援機関として、保育所等訪問支援や障害児相談支援など、地域の保育所等に対し支援を行う。

第5章 サービスの確保策

1) 地域における専門的な人材の育成と関係機関の連携強化

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、基幹相談支援センターが中心となり、障害福祉に関する支援者に対し、人材の育成と資質の向上、連携の強化に努めます。

2) 障害のある人が利用しやすい情報提供の整備

障害者総合支援法に基づく支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、広報葉山やホームページなど様々な媒体を利用し、情報提供に努めます。

3) 施設整備の方針

各種施設整備に際しては、近隣市や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設に関しては、神奈川県、近隣市、社会福祉協議会やサービス事業者などと連携し、既存の事業や施設の活用も視野に入れ、検討を図ります。

4) サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく満足のいくサービスとしていくために、入口となる相談窓口をわかりやすくし、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

第4編：計画の推進体制

第1章 計画の推進体制

1. 計画の周知と住民の理解促進

本計画は、障害者福祉に関わる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障害者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

○地域社会の理解促進

障害のある人もない人も共に暮らす地域の実現のために、町民に障害についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。社会福祉協議会とも連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

■ 障害者支援制度の周知の強化

○障害のある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

■ 障害者ニーズの把握と取り組みへの反映

2. 庁内における進捗評価の体制

○庁内における適切な進行管理

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

■ 庁内での定期的な進捗評価の実施

○全庁的な職員の質の向上

また、本計画では様々な関係課が直接・間接的に障害のある人と関わり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障害のある人に合理的な配慮をしつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

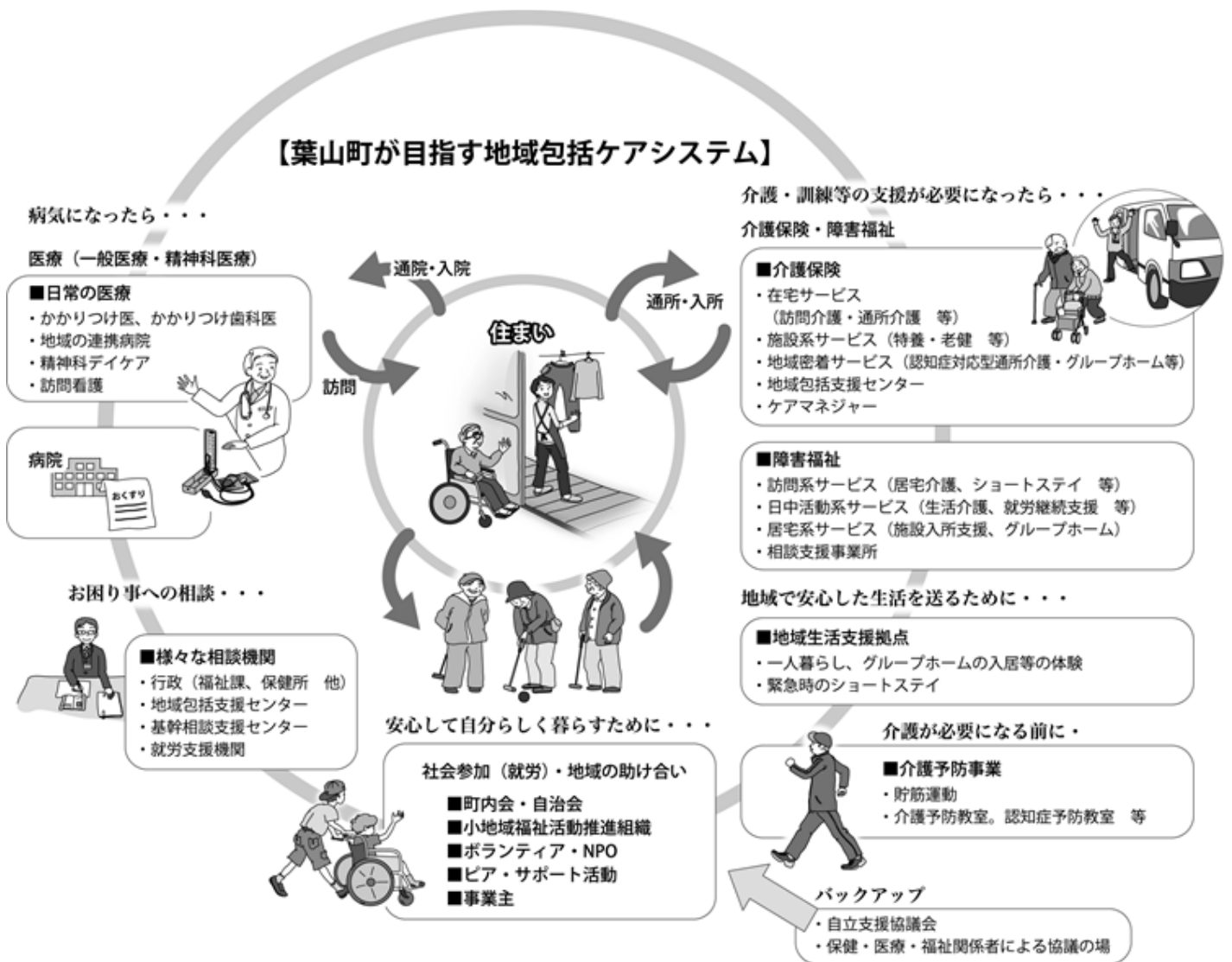
■ 町職員の障害福祉に関する知識と意識の向上

3. 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く町民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの町民の参加が不可欠です。

葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画や葉山町地域福祉推進プランと連携し、葉山町が目指す地域包括ケアシステムの構築を図り、障害や疾病の有無に関わらず地域で安心して暮らすことのできる体制作りを行うことで、町民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている葉山町自立支援協議会を活用し、町の障害福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。



4. 計画の点検・管理体制

障害のある人やその家族、関係団体と意見交換を行い、また、葉山町自立支援協議会を活用しながら、計画の進捗状況を把握・検証し、計画の着実な推進に努めます。

5. 国・県との連携

障害のある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。

このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

第2章 進捗評価の仕組み

本計画は、非常に具体的な事業から比較的抽象的で「構想」に近いものまで、様々な施策を内包しています。

また、障害のある人を取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画にそった「行動」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。

第 5 編：資料編

1. 葉山町障害者福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく障害者のための施策に係る基本的な計画に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有するもの
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 指定相談支援事業者の職員
- (4) 障害福祉に関するサービスを提供する事業者の職員
- (5) 地域福祉関係者
- (6) 保健、医療、教育又は雇用関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、計画の策定終了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年9月14日から施行する。

2. 葉山町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

任期 令和2年5月1日～令和3年3月31日

種 別 (条項)	氏 名	所 属	備 考
学識経験を有する者 (第3条第1項第1号)	在原 理恵	公立大学法人 神奈川県立保健福祉大学	委員長
障害者団体の代表者 (第3条第1項第2号)	平野 和子	葉山町身体障害者福祉協会	
	杉野 三千代	葉山町手をつなぐ育成会	
	檜原 絢子	青い麦の会	
指定相談支援事業者の職員 (第3条第1項第3号)	雨宮 由美	NPO 法人 メンタルサポート葉山 こころの相談室 ポート	副委員長
	菊池 一美	社会福祉法人 湘南の凧 支援センター凧	
障害福祉に関するサービスを 提供する事業者の職員 (第3条第1項第4号)	萩原 崇至	社会福祉法人 湘南の凧 葉山はばたき	
	新井 宏二	社会福祉法人 湘南の凧 グループホーム ジャストサイズ	
	柿本 啓子	葉山児童デイ 結	
地域福祉関係者 (第3条第1項第5号)	鹿嶋 清	葉山町民生委員児童委員協議会	
	萩原 幹子	葉山町民生委員児童委員協議会	
	加藤 智史	社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会	
保健、医療、教育又は 雇用関係者 (第3条第1項第6号)	山崎 永子	神奈川県立武山養護学校	
	小澤 公雄	よこすか障害者就業・生活支援センター	
	今井 昭子	葉山町立葉山小学校 通級指導教室 (ことば・きこえの教室)	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第7号)	古塩 節子	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	

3. 葉山町障害者福祉計画策定経過

令和2年5月26日(火)	令和2年度第1回葉山町障害者福祉計画策定委員会
開催方法	書面会議
議 題	1 委員長及び副委員長の選任について 2 葉山町障害者福祉計画改訂の概要について 3 アンケート調査について
令和2年7月3日(金) ～7月17日(金)	葉山町障害者福祉に関するアンケート調査の実施
対 象	障害のある人：町内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人及び精神障害者自立支援医療の受給者の人 一般町民：町内在住の18歳以上の町民から無作為に抽出した300人 事業所：葉山町に届出・登録のある障害福祉サービス事業所
方 法	郵送による配布・回収
令和2年7月31日(金)	令和2年度第1回葉山町自立支援協議会(運営委員会)
会 場	葉山町役場3階協議会室2
議 題	1 葉山町障害者福祉計画について 2 その他
令和2年8月20日(木)	令和2年度第1回葉山町自立支援協議会(全体会)
会 場	葉山町役場3階協議会室2
議 題	1 葉山町障害者福祉計画について 2 その他
令和2年9月1日(火)	令和2年度第2回葉山町障害者福祉計画策定委員会
会 場	葉山町保育園・教育総合センター2階 会議室1・2
議 題	1 葉山町障害者福祉計画について 2 その他
令和2年10月5日(月)	令和2年度第3回葉山町障害者福祉計画策定委員会
会 場	葉山町保育園・教育総合センター2階 研修室・会議室1
議 題	1 葉山町障害者福祉計画について 2 その他
令和2年10月30日(金)	令和2年度第4回葉山町障害者福祉計画策定委員会
会 場	葉山町保育園・教育総合センター2階 研修室・会議室1
議 題	1 葉山町障害者福祉計画について 2 その他

令和2年11月20日(金)	令和2年度第5回葉山町障害者福祉計画策定委員会
会場	葉山町保育園・教育総合センター2階 研修室・会議室1
議題	1 葉山町障害者福祉計画について 2 その他

令和2年12月15日(火) ～令和3年1月13日(水)	葉山町障害者福祉計画(案)のパブリックコメント実施
閲覧場所	町役場1階情報コーナー、町役場1階福祉課、図書館、福祉文化会館、葉山町ホームページ



策定委員会の様子

葉山町障害者福祉計画

令和3年3月

発行

葉山町

〒240-0192

神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地

電話 046-876-1111 (代表)
